

平成29年3月3日（金曜日）

議事日程第1号

平成29年3月3日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 専決処分事項の報告について（平成28年度八峰町一般会計補正予算（第5号））
- 第5 議案第2号 八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第3号 八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第4号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第5号 八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第6号 八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第7号 八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第8号 八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第9号 八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第10号 秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更について
- 第14 議案第11号 物品の取得について
- 第15 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第16 議案第13号 八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について
- 第17 議案第14号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について

- 第 1 8 議案第 1 5 号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第 1 9 議案第 1 6 号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第 2 0 議案第 1 7 号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第 2 1 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度八峰町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 7 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 9 発議第 1 号 予算特別委員会の設置について
- 第 3 0 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 3 1 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度八峰町一般会計予算
- 第 3 2 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 4 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第 4 0 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第 4 1 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第 4 2 陳情第 1 号 地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第 4 3 陳情第 2 号 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地 薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長 加藤和夫	副町長 伊藤 進
教育長 千葉良一	総務課長 須藤徳雄
会計課長 吉田一夫	企画財政課長 鈴木正志
福祉保健課長 大高伸一	教育次長 金田千秋
産業振興課長 米森伴宗	農林振興課長 佐々木喜兵衛
建設課長 石嶋勝比古	農業委員会事務局長 阿部克之
学校教育課長 日沼正明	生涯学習課長 工藤金悦
学校給食センター所長 大高利美	あきた白神体験センター所長 佐藤博孝
総務副課長 佐々木 高	農林振興副課長 堀江広智
八森子ども園長 薩摩まき子	沢目子ども園長 川尻滝子
埴川子ども園長 堀江千秋	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝	書記 吉元和歌子
-------------	----------

午前10時00分 開 会

○議長（芦崎達美君） おはようございます。これより平成29年3月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番嶋津宣美君、9番

菊地 薫君、10番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（鈴木一彦君） おはようございます。議会運営委員会委員長の鈴木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る2月13日、議長同席のもとに議会運営委員会を開き、2月1日付けで議長から諮問のあった平成29年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から17日までの15日間とし、日程表については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から17日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から17日までの15日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成29年3月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

まず、1月5日、八峰町消防出初式を開催いたしました。式典に先立ち、沢目駅前において、消防団員136名とポンプ車など15台による堂々の分列行進が披露され、その後、八峰中学校体育館において式典を行い、長年にわたって消防活動に尽力された団員の方々

の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところであります。

残念ながら、翌週の1月11日未明に椿台地区で火災が発生し、西北西の強風の中、消防署及び消防団による懸命な消火活動が行われましたが、住家2棟を全焼する結果となりました。まだまだ暖房器具を使用する季節でありますので、消防団や消防署など関係機関と連携して、火災予防運動を実施してまいります。

次に、平成28年秋田県飲酒運転追放等競争において、当町が見事全県1位となり、2月22日に秋田県知事表彰を受賞しました。昨年の4位からの躍進であり、2年連続しての好成績は、交通安全協会の各支部や交通指導隊など、交通関係者のご努力と町民の皆様のご協力によるものであります。また、2月16日には、交通死亡事故ゼロ1500日を達成することができました。今後も一層、交通事故防止に努めてまいります。

次に、旧塙川小学校の利活用計画についてであります。2月13日、水木壽保検討会会長から、利活用の方向性やアクションプログラムなどを内容とした「八峰町旧塙川小学校利活用計画」の答申を受けました。今後は、本計画に基づき、より有効な施設の利活用に努めてまいりたいと考えております。計画の策定にご尽力いただきました委員各位に対し、厚くお礼を申し上げます。

次に、ふるさと八峰応援寄附金についてであります。本年度新たに「白神のめぐみ」シリーズなどの返礼品が加わり、町の特産品は43品目となり、寄附者の選択肢が増えた結果、寄附件数は昨年の934件を超え、1,200件余りとなる見込みとなっております。寄附金額についても当初予算措置した2,000万円を超える見込みとなったことにより、本定例会に返礼品等の関連予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、がん検診の12月末までの受診状況は、乳がん検診の受診率は昨年同期と比較し1.0%増の44.1%、子宮がん検診は0.7%減の34.4%、大腸がん検診は0.3%増の41.5%となっております。また、肺がん検診は1.5%増の43.6%、胃がん検診は0.5%減の32.0%となっております。受診率に大きな変動はありませんが、未受診者に受診勧奨をするコール・リコール事業など、引き続き受診率向上のための環境を整えながら、町民の健康増進に寄与するよう努力してまいります。

次に、平成29年産米の生産調整について申し上げます。

米の生産量の増加や米の需要が毎年8万トン減少していることにより、依然として過剰在庫の状況が見込まれることから、秋田県に対する生産数量目標は、前年比1.1%、4,448トン少ない40万8,644トンが配分されました。

県からは、昨年12月26日に市町村別生産数量目標が示され、町へは前年より40トン少ない5,944トンが配分されました。これを受けて、2月6日に開催された八峰町農業再生協議会の臨時総会で配分方針等が協議され、転作率は前年より0.3%増の44.2%とし、農家に一律配分することに決定されました。

また、国では過剰在庫を過去の平均水準に近づけるための指標として、昨年に引き続き「自主的取組参考値」を設定し、更なる生産の削減を促すよう提示されたところでもあります。このため、農家へは、これまでの生産数量目標の配分と併せて、自主的取組参考値及びその面積換算値も通知することといたしました。

農業再生協議会では、2月28日に開催した農事班長会議で生産数量目標の配分方針などについて説明し、各農家に配分したところでもあります。また、3月3日から8日までの日程で開催される集落座談会で、各農家に周知徹底することとしております。

次に、プレミアム付き商品券販売事業の実績について報告いたします。

この事業は、個人消費の拡大を図ることにより、地元経済の活性化に繋げることを目的に、平成20年度から実施しており、今年度で9回目を数えております。

今年度は、500円券12枚綴りを1万セット、額面で6,000万円分を8月9日から販売し、11月には完売しております。

なお、商品券の使用期限は2月8日で、商店からの換金状況は、2月20日現在で、発行枚数12万枚に対し、換金された枚数が11万9,155枚、換金率は99.3%となっております。

今後、事業主体である白神八峰商工会とこれまでの事業効果について調査・分析し、今後の地域経済活性化への取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の任用について報告いたします。

2月14日と2月25日に、観光資源発掘活用業務を担当する地域おこし協力隊員の面接試験を行い、愛知県在住の男性1名を内定しております。内定者は、大学でビジネス学を専攻した方で、4月からは本町に移住し、3人目の地域おこし協力隊員として活躍していただく予定であります。

次に、「いさりび新源泉掘削工事」について報告いたします。

温泉の掘削工事は10月下旬に掘削作業を開始し、2月15日には予定の掘削深1,000メートルに達しております。その後、孔内検層を行い、その結果をもとに湧出する水量や水温を想定し、委託業者の意見も参考にしながら検討した結果、現在のいさりび温泉と質・量ともに同程度の温泉が確保できるものと判断し、掘削深1,000メートルで掘り止めする

ことといたしました。

今後は、温泉成分を分析した上で、それに対応した温泉管理施設の実施設計を行い工事発注となりますが、翌年度の執行となるため、繰越の承認をお願いいたします。

次に、今冬の除雪について報告いたします。

今年度は、1月10日より厳しい寒波が続き、八峰消防署による1月の観測では、真冬日が6日あり、積雪量も中旬以降は15cmを下回ることなく、最高で40cmに達し、除排雪業務はフル稼働しました。2月に入り、降雪量は少なかったものの湿った雪や雨などもあり、凍結防止をはじめ、わだちや雪解け後のぬかるみ解消などの対策費用が嵩み、以降の除雪予算に不足が見込まれたため、2月20日に除雪費の追加を専決処分させていただきましたので、ご承認をお願いいたします。

次に、平成28年度八峰町スポーツ文化栄誉賞について報告いたします。

去る2月25日文化ホールにおいて、授与式を開催いたしました。今年度、文化部門においては、「町長賞」にNHK全国短歌俳句大会ジュニアの部で学校大賞を受賞した峰浜小学校を、「教育委員会賞」に小学生1名と高校生1名及び一般1名を、「小中学生文化奨励賞」に小学生1名を表彰しました。また、スポーツ部門では、「教育委員会賞」に小学生2名と中学生4名及び高校生4名を、「小中学生スポーツ奨励賞」に小学生3名と中学生1名を、団体部門として八森ブルーウェーブを表彰しました。各種大会、コンクールなどで活躍された皆さんに心からお祝いを申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を期待するものであります。

次に、第3次八峰町社会教育中期計画策定についてご報告いたします。

平成25年度から5年間にわたる第2次八峰町社会教育中期計画の最終年度に当たることから、11月21日付で、八峰町社会教育委員会委員長に次期の八峰町社会教育計画の策定を諮問しておりましたが、このたび、2月17日付で、平成29年度から平成32年度までの社会教育中期計画案が答申されました。現在、パブリックコメントを実施しており、3月中に第3次八峰町社会教育中期計画を策定いたします。

なお、八峰町社会教育の進め方について多くの方々から関わってもらおうよう、計画のダイジェスト版を作成し、活用していく所存であります。

次に、八峰町スポーツ少年団峰浜B B Cの活躍についてご報告いたします。

1月3日、秋田市で開催された魁杯争奪第45回秋田県ミニバスケットボール交歓大会兼第39回秋田県スポーツ少年団大会に、峰浜B B Cが出場し、1回戦で鹿角地区代表の

八幡平スポーツ少年団と対戦して見事勝利をおさめ、2回戦では大曲仙北地区の千畑スポーツ少年団に敗れはしたものの、5点差の大接戦を演じました。学校統合に伴い、スポーツ少年団も統合して戸惑いや不安もあったと思いますが、それらを感じさせることなく活躍をしていただき、団員や監督、保護者の皆様に大きな拍手を送りたいと思います。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第1号、専決処分事項の報告については、平成28年度八峰町一般会計補正予算(第5号)の専決処分報告で、2,501万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を66億9,122万9,000円とするもので、除雪に係る経費の追加であります。

議案第2号、八峰町税条例等の一部を改正する条例制定については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令並びに特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の公布により、八峰町税条例等の一部を改正するものであります。

議案第3号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、道路法施行令で規定されている道路占用料が見直されたため、これに準じて本条例を改正するものであります。

議案第4号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、消費税10%への引き上げが平成31年10月に延期されることにより、平成29年度においても現行の第1号保険料軽減を継続することとなったため、条例を改正するものであります。

議案第5号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正により、条例を改正するものであります。

議案第6号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についても、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正により、条例を改正するものであります。

議案第7号、八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例制定については、主任介護支援専門員に更新制度が導入されたことに伴い、条例を改正するものであります。

議案第8号、八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定については、外林ガラス温室の1棟を廃止するため、条例を改正するものであります。

議案第9号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、消防団活動の充実を目的に、従来の消防団活動を補完する新たな制度として、機能別消防団員を設けるため、条例を改正するものであります。

議案第10号、秋田県町村電算システム共同事業組合理約の変更については、同組合理約における共同処理をする事務を明確化するため、所要の規定を変更するものであります。

議案第11号、物品の取得については、町民・各種団体研修用バスの購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号、公の施設の指定管理者の指定については、八峰町農林水産物直売所「ぶりこ」の指定管理者を指定するものであります。

議案第13号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてから議案第17号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてまでの5議案については、いずれも地方財政法第6条の規定による一般会計からの繰入にかかるものであります。

議案第18号、平成28年度八峰町一般会計補正予算（第6号）は、1億5,162万3,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を65億3,960万6,000円とするもので、歳出の主な追加分は、元気な中山間農業応援県営事業補助金368万3,000円、温泉管理費819万8,000円、ふるさと八峰応援基金積立金500万円などとなっており、そのほかは、各事業の精算などによる減額が主なものとなっております。

議案第19号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、9,087万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を11億7,280万6,000円とするもので、歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、保険財政共同安定化事業拠出金などを減額するものであります。

議案第20号、平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、104万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,457万円とするもので、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。

議案第21号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は、627万1,000

円を減額して、歳入歳出予算の総額を3,187万5,000円とするもので、歳出の主なものは、販売材積の減少等に伴う関係地区交付金と予備費の減額であります。

議案第22号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、811万4,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を3億3,218万4,000円とするもので、歳出の主な減額は、各事業の精算などによるものであります。

議案第23号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、947万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を3億1,071万2,000円とするもので、歳出の主な減額は、各事業の精算などによるものであります。

議案第24号、平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、334万8,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を5,325万3,000円とするもので、事業の精算による減額であります。

議案第25号、平成28年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、417万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を6694万2,000円とするもので、医科及び歯科の一般管理費と医業費を減額するものであります。

議案第26号、平成29年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算であります。議案第27号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第36号、平成29年度八峰町営診療所特別会計予算までの10議案については、各特別会計の当初予算であります。

以上、3月議会定例会でご審議いただく議案は36議案であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、宜しくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に「工事請負変更契約の締結について」と「教育委員会委員の任命同意案件」の2件を追加提案する予定でありますので、よろしくお願いたします。

それでは続きまして、平成29年度の予算編成方針説明とその主な施策について、私の所信を申し上げます。

我が国経済は緩やかな回復基調にあるものの、人口減少並びに高齢化の進行や現役世代の先行き不安などを背景に、個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況にあるほか、小規模事業者などには、未だ政府の経済対策の効果が波及しておらず、地方によっては経済環境に厳しさがあることから、ローカル・アベノミクスの浸透をさらに図ることが重要であります。政府としては、米国をはじめとする保護主義政策の拡大

や中国経済の減速などの対外リスク要因を注視しつつ、平成32年度の財政健全化目標を堅持するため、平成28年度から30年度を「集中改革期間」と位置づけ、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」に引き続き取り組むこととしております。

このことから、国の予算は、「経済・財政計画」2年目の予算として経済再生と財政健全化を両立する予算とし、経済再生においては「誰もが活躍できる一億総活躍社会を実現し、成長と分配の好循環を強化」すること、「経済再生に直結する取り組みを推進」すること、企業への助成を通じて「働き方改革を推進」することとし、財政健全化については「一般歳出並びに社会保障費の伸びの抑制」に努め、「国債発行額の縮減」を図る予算としております。

また、経済政策としてのアベノミクスの第2ステージで掲げた新・三本の矢の「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心に繋がる社会保障」を引き続き一体的に推進することで、「成長と分配の好循環」を実現することとしており、地方創生においては、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯どめをかけ、将来にわたって成長力を確保するため、東京一極集中の是正、若い世代の就学・就労・結婚・子育て・住まいへの支援や企業支援による雇用環境の改善等に取り組むこととしております。

また、平成29年度地方財政対策については、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して一億総活躍社会の実現や地方創生に取り組み、地方の実情に応じたきめ細かな施策を可能にするという観点から、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成28年度に引き続き同額の1兆円が計上されるなど、地方の一般財源総額は実質的に前年度の地方財政計画の水準が確保されたものとなっております。

このような状況のもと、町の平成29年度当初予算編成は、合併算定替えの縮減の2年度目に当たり、普通交付税の大幅な減による財源不足が見込まれることから、新規事業は極力抑制するとともに、事務事業の見直しに努め、遊休施設の除却を進めて維持管理費の縮減を図っていくことといたしました。

一方、「おがる八峰しいたけプロジェクト」に関する諸施策については、最重点施策としてその着実な推進を図るための予算を計上したほか、町が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく産業振興や移住・定住対策、少子化対策に向けた取り組みを、引き続き推進する予算編成としました。

その結果、一般会計予算の総額は、前年度対比で2億4,200円の増、率にして3.9%増

の64億3,100万円となりました。

なお、地方交付税の減額などにより、歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金から、前年度と同額の3億8,000万円を繰り入れております。

それでは、項目ごとに主要施策について説明いたします。

まず、平成28年度策定の「八峰町公共施設等総合管理計画」に基づき、遊休施設解体事業を実施します。

また、以前から要望のあった高野々コミュニティセンターを建設し、高野々地区のコミュニティ活動を促進します。

地域おこし協力隊員3名の活動費を計上し、若者等の定住及び地域の活性化を促進します。

秋田県空き家利活用推進事業として定住促進用空き家改修事業を実施するほか、新たに「子育て世帯住宅整備事業」を実施し、移住・定住用住宅の整備を図ります。

本町へのふるさと納税の推進と町内産業の活性化を図るため、寄附された方々に対して地元特産品等を贈呈する「ふるさと八峰特産品プレゼント事業」を積極的に推進します。

地域公共交通対策として、「バス乗車券類購入支援事業補助金」や「交通空白地有償運送事業補助金」、「タクシー運営費助成金」も引き続き実施します。

地域の課題解決のため、「まちづくり活動支援事業」や「交流促進事業」に補助金を交付するとともに、「お試し移住ツアー」を実施します。

若者の結婚生活を支えるため、「結婚新生活支援事業」に補助金を交付します。

秋田県町村電算システム共同化については、内部系及び基幹系ともに電算システムの安定稼働に努めるとともに、自治体情報のセキュリティ強化などの的確な対応を図ります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

本町においてもますます高齢化率が高くなる中、高齢者の皆様が生きがいを持ち、健康で安心して暮らせるように、老人クラブ活動への支援や冬期間の除雪に重点をおいた軽度生活援助事業、災害時における要援護者支援体制の整備などを実施します。敬老式については、平成29年度も引き続き実施します。また、第30回全国健康福祉祭あきた大会、ねんりんピック秋田2017が9月に開催されますが、本町では軟式野球競技を予定しており、地域や世代を超えた交流の輪を促進します。

次に、障害者福祉についてですが、障害者総合支援法に基づき適切なサービスの提供

に努めます。社会福祉法人秋田虹の会の障害者通所施設「さくら園」、就労継続支援を実施する施設「ハッピーマッシュ」や「こころ」など、障害者の自立や雇用の確保に向けた環境整備に努めます。精神障害当事者の会「のんき会」や保護者を対象とした「のんき親の会」の活動を支援します。

次に、福祉医療についてですが、対象者への適切なサービスを提供するとともに、昨年八月から実施した高校生までの医療費の無料化を引き続き実施します。小学校及び中学校入学時の児童生徒に対しての育児助成金支給事業は、3月末までに支給し、保護者の入学前の経済的負担の軽減を図ります。

次に、保健事業関係について申し上げます。

最初に健康増進事業についてですが、町民の健康増進のため、健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導などの事業の充実を図ります。

各種がん検診等については、節目年齢の方々への無料クーポンによる受診奨励（子宮がん・乳がん・胃がん・肺がん）やコール・リコール事業（胃がん）、がん検診におけるワンコイン検診事業を実施するとともに、検診会場における一時託児を引き続き実施し、町民の皆様が受診しやすい環境の整備に努めながら、健診により精密検査が必要な方の受診を促進します。また、当初3年間とした秋田県脳血管研究センターと連携した心電図検査は、連携期間を延長し、無料で実施します。30歳代の乳がん検診のエコー検査のほか、肝炎ウイルス検査についても、無料で検査を受けられる制度の周知を図ります。

次に、母子保健事業についてですが、母体と子どもの健康保持・増進のため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、離乳食教室などを実施するほか、産後1か月検診や母乳に関する相談のための母乳外来へ助成を行います。

また、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療への助成を引き続き実施します。

乳幼児を対象とした子育て支援についてですが、赤ちゃんの誕生に合わせて支給している赤ちゃん誕生祝金事業についても引き続き実施します。また、乳幼児への感染症予防対策として、おたふくかぜワクチン、ロタウイルスワクチンの各任意予防接種に対しても助成を行います。感染症予防とともに子育て支援事業として、乳幼児から高校生までの季節性インフルエンザワクチン接種に対して助成を行います。

虫歯予防対策についてですが、低年齢児からの虫歯予防対策として幼児へのフッ化物

塗布事業や、こども園児、小・中学校の児童生徒に対してのフッ化物洗口事業を、町営歯科診療所等のご協力を得ながら引き続き実施します。また、新たに歯科検診助成事業を実施し、口腔ケアの必要性を啓発します。

自殺予防対策についてですが、日常の保健師活動をはじめとして相談会や専門家による地区懇話会などを実施します。また、啓発事業として、心といのちのカレンダー作成、自殺予防フォーラムの開催などのほか、八峰ふれあいネットワーク会議や福祉関係団体とも連携しながら自殺予防に取り組みます。ひきこもり対策については、平成28年度において、あきた若者サポートステーションのご協力を得て、ひきこもりがちな方の集いの場「カタクリ」を設けており、新年度においても引き続き開設します。その他包括支援相談会、ほっと健康相談、ひきこもり等相談会を実施します。また、ひきこもり等保護者の会などの育成や総合的な相談窓口の開設を目指すなど、引き続き関係機関による「ひきこもり連絡会」を開催しながら取り組みます。

次に、労働関係について申し上げます。

秋田財務事務所による平成29年1月の県内経済情勢報告によると、個人消費は緩やかな持ち直しが見られるとしております。また、雇用情勢についても、新規求人数が前年を上回っており、有効求人倍率も上昇していることから、緩やかに改善しているとしております。企業の景況感についても、「県内経済は、緩やかな持ち直しの動きが見られる」としてありますが、町内の経済情勢及び雇用情勢については、引き続き厳しい状況下にあります。

このため、町単独事業として八峰町雇用創出活動支援事業を引き続き実施します。また、新たに「資格取得支援事業」を創設し、雇用促進やスキルアップによる所得の向上を促進します。

次に、水産業の振興について申し上げます。

つくり育てる漁業の一環として実施している種苗放流及び栽培漁業定着強化事業については、引き続きヒラメ、アワビ及びアユの放流事業を支援します。

漁業振興策の一環として、秋田県漁業協同組合に対し、漁業経営安定資金の短期貸付を行うとともに、漁業共済加入者掛金の一部を補助し、漁業経営を支援します。また、漁協をはじめ商工会、観光協会などの団体と連携・協力し、「秋田名物八森ハタハタ」を切り口として地元魚介類のブランド化を推し進めるほか、首都圏で開催する「ハタハタフェスティバル」に参加し、ハタハタの消費拡大と販売促進を図ります。

漁港建設事業については、漁業関係者と調整を図りながら、八森漁港及び岩館漁港の整備事業と、漁港保全計画に基づく両漁港の機能保全事業を促進します。また、アワビ・岩ガキなどの資源増殖のため、増殖場を造成するほか、漁獲可能資源の維持・回復を図るため、引き続き海底堆積物の除去や耕耘に取り組みます。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業の経営安定と商工業の振興を図るため、引き続き秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関と連携・協力して、通称「マルブナ」及び「マルブナ小口」、昨年度創設した「マル経」への融資斡旋制度を継続し、借主への利子補給補助金の交付を行うなど、町内企業の経営を支援します。

白神八峰商工会などと連携し異業種間交流を開催するほか、「創業塾」を開催し、地域に新たな活力を生み出す起業・創業を促進します。

企業誘致を図るため、秋田県企業誘致推進協議会主催の企業立地セミナー及び能代市と3町、振興局主催の能代山本関東圏企業懇談会に参加し、企業誘致活動に取り組みます。また、八峰町産業振興条例の指定事業者に対し雇用奨励金を交付するなど、産業振興による雇用の拡充に引き続き努めます。

「おがる八峰しいたけプロジェクト」事業の一つである、魅力ある特産品づくりと積極的なPRを推進するため、「はっぼううましブランド推進協議会」や関係団体の取り組みを支援するとともに、特産品開発、ブランド化を促進します。

次に、観光振興について申し上げます。

10月1日に、あきた白神駅開業20周年を迎えることから、JRと関係機関、町民のご協力のもと、「あきた白神駅まつり」を実施するとともに、あきた白神駅に白神の四季の風景のタペストリーを展示するなど、白神山地の玄関口の駅としてイメージアップを図り、町のPRと誘客に努めます。また、4月16日、あきた白神駅開業20周年のイベントとリゾートしらかみ運行開始20周年を記念して、御所の台ふれあいパークにおいて、ボランティアによる桜の植樹イベントを開催します。

大館能代空港を利用した町内在住者に対し、引き続き助成金を交付し、大館能代空港の利用を促進します。

夏の風物詩として定着した雄島花火大会、食の祭典んめもの祭り、ポンポコ山音楽祭などのイベントを引き続き支援するとともに、野外イベントを快適に開催するため、10m四方のビックパワーテント2基を購入します。

ハタハタ館及びポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、引き続き施設・設備の維持管理に努めるとともに、ポンポコ山バンガローの塗装工事を行います。

次に、消費生活相談体制の強化について申し上げます。

架空請求詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺や、催眠商法、送りつけ商法などの悪質商法による被害が後を絶ちません。これら特殊詐欺や悪質商法に対処するため、国の補助金を活用し、相談に応じる消費生活相談員を配置するなど、相談体制の強化に取り組み、町民が安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。

次に、農業関係について申し上げます。

国では、政策目標である「攻めの農林水産業への転換」を前進させるために、更なる構造改革として「農業競争力強化プログラム」を掲げ、生産資材価格形成の仕組みの見直しや流通・加工の業界構造の確立など13項目の改革・見直しを提示しており、平成29年度予算の重点事項として、「担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進」「水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施」、「強い農林水産業のための基盤づくり」など6項目が示されています。

また、県では「農林水産業の成長産業化の促進」を掲げ、「強い担い手づくりと新規就農の促進」、「複合型生産構造への転換の加速化」、「農林水産物の高付加価値化と流通販売対策の強化」を目標に、様々な事業を実施する予算概要が公表されています。

このような状況の中、国・県の支援制度の動向などに注視しながら、農業団体等と連携を密にし情報収集に努めるとともに、国・県の補助事業などを積極的に活用し、町の基幹産業である農業の振興に努めます。

生産振興・経営安定対策については、平成30年から米の生産数量配分の廃止を前に、複合経営を確立するため畑作振興に努めます。転作田への作付には国の産地交付金が支給されますが、畑地への振興作物の作付は支援がないことから、昨年に引き続き町単独で支援し、畑作物の作付拡大に努めます。また、野菜の園芸作物価格補償事業や園芸施設共済への加入、ミョウガの防除対策を支援します。

菌床しいたけ生産振興については、栽培農家が意欲的に取り組むことで生産額の増大と雇用の確保を図るため、引き続き支援します。また、「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」の中心事業として、菌床しいたけのホダ製造工場や培養施設、栽培研修施設、資材倉庫、研修・休憩施設を建設するほか、土地の整地や舗装等外構工事を実施し

ます。

農業生産や農業振興のかなめである担い手の育成・支援については、認定農業者等の経営規模や複合化に必要な機械・施設整備を支援する、町の「担い手育成応援事業」を引き続き実施します。また、国が新規就農者を確保するため平成24年度から始めた「青年就農給付金事業」を活用して若い就農者を確保するとともに、機械・施設の導入を支援し、地域への定着に努めます。

生薬の試験栽培については、引き続き町有農園で試験栽培を行います。販売先が確保されたカミツレ、キキョウについては、希望農家による栽培が始まっていることから、栽培技術の確立や生産拡大に向けた種子確保に努めます。

農業農村整備事業として、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業のほか、元気な中山間農業応援事業などを引き続き実施します。

鳥獣被害対策については、狩猟免許取得補助金を交付し、猟友会員の確保を支援するとともに、猿害対策については、銃器やオリによる捕獲などを実施するほか、電気柵を設置する農家を支援します。

地籍調査事業については、新規調査地区として、峰浜地区の峰浜内荒巻字上田表、家ノ下、家ノ上、街道端、川反、前田表の約56ha、520筆を実施します。

次に、林業関係について申し上げます。

林業振興については、「森林整備地域活動支援交付金事業」による計画的な森林管理業務を支援するほか、国・県の補助事業を活用して間伐等を実施する場合の個人負担分を町で支援し、よりよい森林施業を促進する「森林環境整備事業」を引き続き実施します。また、平成10年度に整備された水沢地区の松波生活環境林は、平成28年度で松くい虫被害木などを除去したものの、林内遊歩道の損傷が見られることから、県補助金を活用し再整備を行います。

松くい虫防除対策については、町単独事業のほか、県単補助事業や国庫補助事業を活用して被害拡大防止に努めます。また、ナラ枯れ対策については、被害の拡大を最小限にするため、国・県補助金を活用した防除に努めます。

林道整備事業については、県営林道峰浜線の整備を引き続き促進します。また、林道改良事業として、林道八代沢線は路盤改良工事を、林道水沢山線は排水管入替や擁壁設置工事を実施します。このほか、全ての林道に架かる橋梁について、今後、計画的に補修や改修工事を実施するための基礎資料として、点検診断事業を実施します。

次に、町道関係について申し上げます。

町道の維持管理については、舗装補修、側溝清掃、安全施設の点検整備や草刈り作業などを適宜に行い、安全な交通の確保を図ります。また、自治会からの要望箇所を含め緊急性を考慮しつつ、道路補修や側溝改良を計画的に実施します。

命と暮らしを守るインフラ施設については、これまでに実施した施設の点検結果をもとに緊急度の高い箇所から整備するなど、主要施設の長寿命化に取り組みます。

道路改良事業では、高杉自動車前T字路と水沢コミュニティセンター前T字路の交差点改良を行うほか、町道八小線、町道石川幹線、町道松原1号線の道路改良や町道白神二ツ森線路肩保護工事を実施します。

橋梁の維持補修については、あきた白神歩道橋の補修工事と岩小歩道橋、峰浜高架橋の点検業務をJR東日本に委託します。その他、ふれあい橋さわめ、日和見橋など5橋の補修設計業務委託と、水沢橋、狭田川橋の補修工事を実施します。

除雪については、県や除雪委託業者との連携を密にし、適切に除排雪作業に当たります。また、除雪ドーザ1台を購入し、除雪体制の強化を図ります。

住宅関係については、町営住宅の修繕を必要に応じて行うとともに、住宅リフォーム支援事業を継続し、住民の快適な居住空間の確保と定住化を図ります。

急傾斜地崩壊対策事業については、県単継続事業として横間地区の事業を促進します。

消防防災関係では、小型動力ポンプや積載車を計画的に更新するとともに、防災行政無線の維持管理に努めるなど、消防防災体制の強化を図ります。

次に、学校教育課関連予算の概要について申し上げます。

はじめに児童福祉についてであります。放課後児童クラブについては、引き続き3か所で実施します。また、昨年設置した子ども子育て支援センター『あいあい』の利活用を促進します。

次に、子ども園関係について申し上げます。

児童の保育料を、3歳以上の児童については全額を、3歳未満の児童については半額を免除する措置を、引き続き実施します。

八森子ども園は、平成29年4月をもって、「幼保連携型認定子ども園」として新たなスタートを切ります。

今後は、沢目、塙川両子ども園のあり方や運営について、認定子ども園に向けた取り組みを行うこととし、より質の高い保育・教育の提供を目指すため、保育士等の研修機

会の充実を図ります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

文部科学省では、小・中・高を通じた英語教育全体の抜本的充実を図ることとしていくことから、小・中学校における英語教育の充実を図るため、引き続きALT（外国語指導助手）1名を配置します。

また、子どもたちの国際理解や英語学習への対応、異文化交流を図るため、国際教養大学との連携事業を引き続き実施します。

次に、ICT教育（情報通信技術）についてであります。全国に先駆けて学校教育にICT教育を導入し、授業の中で活用しているところではありますが、本年度も保育や教育においてICT機器をスムーズかつ効果的に活用できるように、情報通信に詳しいICT支援員を引き続き配置してまいります。

次に、発達障害等自立困難な子どもたち一人一人が生活及び学習し、その持てる力を高めて、自立するために必要な指導や支援を行うことを目的として、引き続き特別支援教育支援員を配置してまいります。

次に、学力フォローアップ事業ですが、よい学習習慣、基礎学力の定着を図ることを目的に、夏休みと冬休みを通じて、文部科学省事業の「地域未来塾」と融合させながら引き続き実施します。

次に、子ども子育てマイブック事業ですが、読書への関心や活字に触れる機会を持つていただくことなど、読書への習慣化を促進するため、引き続き本事業を実施します。

次に、文部科学省は、地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育むために、全ての学校において地域の人々や保護者等が学校運営に参画する学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの設置を義務づけており、本町も文部科学省の支援を受け、コミュニティ・スクールの立ち上げと運営を行います。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

「第3次八峰町社会教育中期計画」の初年度に当たり、『彩り豊かな文化とふるさとをささえる人づくり』の基本目標を実現するため、5つの基本方針である「家庭教育の充実」、「社会教育の充実」、「生涯教育の促進」、「芸術・文化活動の振興と伝統文化・芸能の保存と継承」、「スポーツ・レクリエーション活動の充実」のそれぞれの施策を展開します。

成人式は、平成29年度も引き続き実施します。

家庭での学習が困難である子どもたちや、学習の遅れがちな中学生などを対象に、地域人材やICT等を活用しながら学習支援に取り組む「地域未来塾」を、引き続き実施します。

生涯学習・社会教育の振興については、町民の要望や地域課題に応じた各種講座の開催、学社連携事業や放課後子ども教室の実施、読書活動の促進、移動図書館の「としょカーン」の巡回、ことぶき大学の運営などに取り組みます。

文化活動の振興については、町民文化祭の実施、史料調査活動の支援、歴史講演会やあきた白神子どもの俳画大会などを引き続き開催します。

スポーツの振興等については、体育協会などと連携・協力して各種スポーツ大会を開催します。また、スポーツ少年団についても引き続き支援します。さらに、県を挙げて取り組んでいるスポーツイベント「チャレンジデー」や、秋田25市町村対抗駅伝「あきたふるさとラン！」にも引き続き取り組みます。

秋季に予定されている「ねんりんピック秋田2017軟式野球交流大会」や、「高松宮賜杯全日本軟式野球大会」の開催について協力・支援します。

施設整備については、老朽化に伴う八峰町文化ホール冷暖房設備の更新や、土床体育館照明のLED化を進めます。

次に、学校給食関係について申し上げます。

給食費については、小・中学校児童・生徒の給食費の半額措置について引き続き実施し、保護者の子育て支援策として負担の軽減を図ります。

学校給食への地場産物の活用については、町内関係団体等のご協力を得ながら安全で安心な地元食材の納入確保に努め、更には献立の工夫や手作り食品による「安全でおいしい給食」を提供します。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、八峰町国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

同会計は、加入世帯数や被保険者数に大きな変化はないものの、適正な運営のため、特定健康診査やがん検診等の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療などによる適切な医療を受けていただくとともに、後発医薬品差額通知などを実施して医療費の抑制に努めます。加入者の医療情報を分析し、適切な保健指導を行うため、データヘルス計画、特定健康審査・特定保健指導実施計画を策定します。また、平成30年度からは国民健康保険制度改革により秋田県が新たに国保運営に加わるため、その準備の年度とな

りますので適切に対応します。

歳入歳出予算額は、平成28年度より8,197万5,000円少ない11億8,105万9,000円となっております。

次に、八峰町介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

同会計は、人口減少が進み高齢化率が高くなっていく状況を踏まえ、介護サービスや介護予防サービスの充実に努めます。老人福祉計画・介護保険事業計画の策定年度であり、介護保険制度変更年度のため、将来を展望した計画の策定や新総合事業への移行を適切に行います。また、地域包括支援センターは平成28年度まで八森峰浜ふくし会に委託しておりましたが、八峰町社会福祉協議会へ委託替えします。

歳入歳出予算額は、平成28年度より3,346万7,000円多い12億2,318万2,000円となっております。

次に、八峰町後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

同会計は、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切な処理に努めます。

歳入歳出予算額は、平成28年度より114万9,000円多い8,467万4,000円となっております。

次に、八峰町沢目財産区特別会計について申し上げます。

土地については、ゴルフ場用地、工場用地、資材置き場用地のほか、新たに風力発電関連用地の貸付を行います。また、森林農地整備センターと白神森林組合との三者契約をしている水沢山3番及び14番の立木を売払います。

歳入歳出予算額は、平成28年度より1,456万1,000円多い2,705万2,000円となっております。

次に、八峰町営簡易水道事業特別会計について申し上げます。

各浄水場の安全対策として、老朽化したフェンスの修繕を実施するほか、旧観海浄水場関連施設の解体工事を実施します。また、公営企業法適用に向けての基礎調査業務として、固定資産調査などを3か年で行います。住民生活に不可欠な水道水を安全に供給するため、水質管理と施設の維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、平成28年度より5,083万9,000円少ない2億6,554万4,000円となっております。

次に、八峰町公共下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道は、快適な生活環境の構築や公共用水域の水質保全など、生活や自然環境の保全に大きな役割を担っており、住宅リフォーム支援事業などの活用も促し、加入促進に努めます。また、秋田県及び関係市町村が共同で進めている、県北地区広域汚泥処理施設事業や下水道事業等固定資産調査共同事業を継続します。施設管理では、浄化センターやマンホールポンプ等の機械設備の維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、平成28年度より1534万8,000円多い3億2,436万3,000円となっております。

次に、八峰町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

石川地区、岩子・大久保岱地区、埴地区において、各施設の良好な維持管理に努め、今後とも加入率の向上を目指します。

歳入歳出予算額は、平成28年度より1,572万円少ない6,704万6,000円となっております。

次に、八峰町漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

岩館地区については、施設の安定した維持管理に取り組み、今後とも加入促進に努めます。

歳入歳出予算額は、平成28年度より32万7,000円少ない5,531万円となっております。

次に、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計について申し上げます。

平成25年度以降、個人設置型の浄化槽設置整備事業を実施しておりますが、さらに補助制度の活用を周知し浄化槽の設置を促すとともに、適切な合併処理浄化槽の維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、平成28年度より91万円少ない271万8,000円となっております。

次に、八峰町営診療所特別会計について申し上げます。

町営内科診療所については、常勤医師の確保を目指しながら、今までの2人体制を三木医師1人体制として、本院で月曜日と火曜日が午後、木曜日が午前中、埴川分院は火曜日の午前中の診療として、地域医療の確保に努めます。また、歯科診療所については、診療所の通常診療に加え、予約制の訪問診療を実施して利用しやすい環境を整えながら、引き続き地域医療の拠点として医療サービスの充実に努めます。

歳入歳出予算額は、平成28年度より309万1,000円少ない6,673万5,000円となっております。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行に当たっては、厳しい財政事情を認識し、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や

福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいります。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、平成29年度予算編成方針の説明といたします。

以上で終わります。

- 議長（芦崎達美君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

休憩いたします。11時10分より開会いたします。

午前 11時04分 休 憩

.....
午前 11時10分 再 開

- 議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第1号、専決処分事項の報告について（平成28年度八峰町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

- 副町長（伊藤 進君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤 和 夫

その次の専決処分第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年2月20日

八峰町長 加藤 和 夫

一般会計補正予算の補正でありますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,501万6,000円を追加し、総額を66億9,122万9,000円とするものであります。

先ほど町長の行政報告にもありましたように、今、当初予算が底をつくっていいですか、足りない状況になったということで、実は今日の北羽新聞にもありましたけれども、降雪量も平年並みで暖冬気味だというふうな記事ありましたけれども、ただ、雪の降り

方がですね、ちょっと異常だというか、降れば一気に降ったりして、そのための排雪等を含めた処理に思ったよりもかかり増ししてるということで、専決処分したものでございます。

まず歳入ですが、6ページをご覧ください。補正財源ですけれども、19款1項1目の繰越金、前年度繰越金2,501万6,000円を充当するものでございます。

それから、その次の8ページ・9ページですが、歳出8款2項1目除雪費2,501万6,000円の補正であります。内訳につきましては、旅費が6,000円、それから需用費550万4,000円、これは燃料費と修繕料でございます。それから13節の委託料が612万7,000円、これはオペレーター業務委託料でございます。それから14節の使用料及び賃借料ということで、これはブルドーザ等の重機の借り上げが1,337万9,000円でございます。

どうかご承認くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） お尋ねします。業者委託している機械でですね、道路に障害物があって、その重機、何らかのトラブルが発生した場合の修繕費というものは、この修繕費の中に入っているのかどうか、その辺教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

業者が除雪中に物損を破損した場合は、基本的には、その業者が保険に入っているという状態になっておりますので、それで業者で対応していただくということになります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 10番山本優人君。

○10番（山本優人君） もう一点。各家々から除雪要望とか苦情とかあると思うんですが、どの程度の件数があるんですね、その辺対応は十分されたのかどうか、その辺若干教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 苦情等たくさん1月は特にありましたけれども、町でその都度書類として残しておりますが、まだ年度が終わっておりませんので集計までは至っておりません。もし必要であれば、現時点のものについては後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、八峰町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。吉田税務会計課長。

○会計課長（吉田一夫君） 議案第2号、八峰町税条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございますけれども、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令並びに特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の公布により、八峰町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、次のページをお開き願います。

八峰町税条例等の一部を改正する条例。

第1条は八峰町税条例の一部改正ですが、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律により、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更する規定の整備です。また、消費税率の10%への引き上げ時期が変更されたことにより、個人町民税の住宅ローン控除制度の適用期限を2年延長し、平成43年度分までの個

人の町民税に適用するものです。

第2条ですけれども、こちらの方は数ページに条項の改正がわたっておりますが、八峰町税条例等の一部を改正する条例の一部改正です。消費税率の10%への引き上げ時期が平成31年10月1日に変更されたことにより、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称変更する規定。また、自動車取得税を廃止し、軽自動車税環境性能割を導入する等の規定。そして、法人税割の標準税率について、「100分の9.7」から「100の6.0」に引き下げる規定など、これらの規定の施行期日を「平成29年7月1日」から「平成31年10月1日」に変更する内容が主なものとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第3号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。道路法施行令で規定される道路占用料の見直しにより、条例

改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものであります。

別表を記載のとおり改めるものでございます。内容については、占用料の金額及び率を変更するものとなっております。

ページを3枚めくっていただきます。

附則です。施行期日、1、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第4号であります。八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてです。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由であります。介護保険施行令によりまして、低所得者の第1号保険料軽減強化対策といたしまして、消費税10%への引き上げを平成29年4月実施を前提に同月から

保険料軽減強化対策を実施する予定が、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に延期されることにより、現行の第1号保険料軽減を継続することとなったため、条例を改正するものであります。

皆様に横長の福祉保健課資料をお配りしております。1ページをご覧ください。

改正の理由は先に述べたとおりであります。表をご覧ください。右側の消費税増税延期による保険料予定ということが、消費税が増税が延期ならない場合、平成29年4月1日からの予定でございました。これが、消費税が10%への増税が平成31年10月に延期されたことによりまして、現行の1段階、基準割合0.45であります。3万1,860円が平成29年度も継続されるという内容であります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するという内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 追加する条文の中の平成29年度における保険料というだけ書いてあるんですが、消費税は平成31年10月ですよ。平成30年度は、そうすればどうなるんですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 平成30年度につきましては、いずれも国の方から指示がございませんので、しかるべく時期に改正されるものと思われま。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 平成30年度については、改めてまた国から連絡来るということで、再提案っていうか、ここが直るっていうことで理解すればいいのですか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） ええ、ご質問の趣旨のとおりであります。いずれ改めて条例の改正が出てくるということになります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長(大高伸一君) 議案第5号であります。八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定すると。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由であります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正により、条例を改正するものであります。

次のページお開きください。

改正条例の内容であります。

皆さんにお配りいたしました福祉保健課資料の2ページをご覧ください。

先ほども述べましたが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正により、条例を改正するものでありまして、条例の中に指定地域密着型通所介護事業所を追加することと、同上事業所に運営規定を設けることを義務化するものであります。ちなみに、八峰町に当該事業所はございません。

次に、3ページの方になります。

附則であります。この条例は、平成29年4月1日から施行するというところでございます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第6号であります。八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正により、条例を改正するものであります。

次のページをお開きください。

改正条例案が出ております。

お配りいたしました資料にて説明したいと思います。議案6号は5ページとなります。

改正の理由につきましては先ほど述べたとおりでありまして、中身といたしましては、指定地域密着型通所介護事業所というものを追加するものであります。ちなみに、八峰町に当該事業所はございません。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するというところでございます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号、八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第7号であります。八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由であります。介護保険法施行規則により、条例を改正するものであります。

次のページをお開きください。併せて、お配りいたしました配付資料9ページとなります。

改正の理由をもう少し詳しくということで、八峰町地域包括支援センターの包括的支

援事業の人員等に関する基準を定める条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に更新制度が導入されたことに伴いまして、条例を改正するものであります。改正文は資料のとおりであります。

附則につきましては、公布の日から施行ということになります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。
6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 平成11年度の厚生省令によって条例を改正するという提案理由でございすけども、何で今までこれを改正、条例の改正しなかったのか。何年もたってから改正しなけりゃならなかったのか、その理由をご説明ください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 柴田議員の質問にお答えいたします。

資料にあります改正の理由の括弧の平成11年厚生省令第36号というのは、この規則の最初の公布の年月日でありまして、この今回の条例改正のためのものは平成28年に改正されたものでありますので、本来であれば当初に、平成28年度当初に改正すべきものではございましたけれども、該当する方がいらっしゃいませんでしたので、来年度以降に適用させるために、現在、今回改正するというものでございます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号、八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木農林課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 議案第8号、八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町農業施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。外林ガラス温室の1棟を廃止するために改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町農業施設条例の一部を次のように改正するというふうなことで、第2条の表中でございます。「八峰町峰浜石川字外林139番地1 ガラス温室 1棟」って書いているところを削除するというふうなことでございます。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

この条例改正については、今年度、秋田県市町村未来づくり協働プログラムの一環として、JAで、しいたけパッケージセンターの改修を行い、新たなパック詰めラインがこの1月16日に竣工したところでございます。しかしながら、新たな機械施設が思いのほか場所をとって、製品化された段ボール等を置くスペースがないため、隣接するガラス温室を製品保管場所として使用したいというふうなことで、農協から要望が出されていたものでございます。町としては、今後の施設の管理計画等総合的に考慮して条例改正をしたいということで考えましたので、よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） これは町の財産処分という格好になるのではないのですか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この条例でガラス温室を廃止するというふうなことで決まりますと、JAさんの方に無償で提供するというふうなことで考えております。財産の処分と言えば処分になると思いますけども。

○議長（芦崎達美君） 休憩いたします。

午前11時37分 休 憩

.....

午前11時40分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） すいません。この条例を廃止して、この建物をそのままの形で農協さんの方で使いやすいように構造改正して使うということで、無償で貸付するというふうなことで考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 本来であれば、この条例の改正案は、今議会じゃなくてもっと早く出てなきゃならないはずだと思うんです。JAに、パックセンターに改修すると、ガラス温室をもう、そこを廃止してパックセンターに改修するというのが決まった時点で、本来は出てこなきゃないんですよ。もうパックセンターが稼働、もうスタートしてからこういう改正案出てくるというのはね、本来であればちょっと遅かったんじゃないかなという気するんですけども、その点いかがですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） ただいまのご質問にお答えします。

今提案の理由のところでも私ちょっと述べさせていただきましたけれども、実は、このパックセンターの改修する際ですね、JAさんの方では、今の建物1棟あれば間に合うと、そういうふうな計画をもって改修してきたものでございます。ただ、その新たな機械施設を入れた段階で、自分たちが考えていた計画と違って機械施設が思いのほか場所とってしまったというふうなことで、端のスペースにその製品段ボールとか置く場所がちょっと計画より少なくなってしまったと。急きょそういうことでスペースが少なくなったので、隣にあるもう1棟のガラス温室を使わさしてもらいたいというのが、これ今年に入ってからの話でありましたので、当初の計画前からはできないというふうなこ

とですので、よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） この農業施設の条例というのは、1年ごとの貸付契約だったんですよね。それが今度ほら、今回、このガラス温室の農業の業務を廃止して新たにパックセンターとして改修してJAに貸し付けるということになったんですからね、本来であれば、その1年ごとの貸付条例っていうのがもうその時点で廃止してなければならなかったんじゃないかなと。この外林の施設について関してですよ。だから、そういう、まあ廃止になったんだから、まあ貸付条例、それにはもう適用されないんでしょうけども、そのパックセンターに改修するという時点で、その条文そのものもやっぱり改正してなきゃならなかったんじゃないかなという気するんだけども、その点いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 6番議員の質問に対し答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに、今改修しましたパックセンターについては、昨年の3月議会で1棟、条例を改正して廃止してございます。そうした条例を改正した後で、今年度に入ってから工事やってございますので、それは問題ないかと思えます。

で、今の1棟につきましては、これから4月1日以降にですね廃止して、今の条例にそぐわない、継続してJAさんの方に貸し付けするというふうなことが決まっておりますので、今段階でかけると、そういうことで理解してもらいたいと思えます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） ええ、分かりました。それで、今回新たにおそらく土地、それから温室の骨組みはそのまま残っておったわけですから、これ、JAと何年間の貸付契約とかそういうのを結ばれたのかどうか、そこらを説明してください。

○議長（芦崎達美君） 6番議員の質問に対し答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） お答えいたします。

今、条例改正を今この議場でかけてございますので、4月1日以降の問題でございますので、土地を含めて町の所有というふうなことになってございますので、町としては無償で貸し付けしていくというふうに考えてございますけれども、どのくらいの期間なるとかっていうのはこれからJAさんの方で詰めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 議案第9号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。消防団活動の充実を目的に、従来の消防団活動を補完する新たな制度として機能別消防団員を設けるため、条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「281」を「330」に改める。

第3条の見出し中「任用」を「団員の種類及び任用」に改め、同条第1号中「町に居住し、」を「本町消防団の区域内に居住、又は勤務する」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加えるということをございまして、団員の種類を2つに分けます。1つは基本団員、もう1つが機能別団員でございます。機能別団員については、昼の火災や大規模災害等の特定の任務に限り従事する団員を言う。そして別表として一番最後のところに、機能別団員7,000円を追加するものでございます。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

なお、機能別団員等の要件については、規則で定めるということになっております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） さきの全員協議会でも中身については説明いただいて理解しておりますつもりでありますけれども、この団員確保ですね、定数今、まだ満たっておらないということもこの前もお伺いをいたしました。さらにこれにまた上乘せをして、このような消防団を任命したいということでもありますけれども、果たして人員確保できるかですね、いささか心配なところがあるわけではありますが、そこら辺の対応について当局の考えをお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、現在35名ほどの定員不足というふうになって欠員が出ております。ただし、この前もお話しましたが、定員が満たっている団体において、区域内に勤務してない、ほかに出ているという分団があります。そこではやはりこういう制度を設けていただきたいということでございます。つまり昼の間に火災あった場合に団員が確保できない場合もあるので、こういった制度を設けていただきたいということで、昨年12月に消防幹部会において全会一致で、これを要望してほしいということからそのようにしたわけでございます。いずれ確保については各分団で頑張りますし、こちらの方についてもそれぞれ頑張りたいという分団からの要望でございました。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今おっしゃられたようにですね、団員が全員確保されてる分団については、まあ有事の際にそういった方々からご協力いただければ、これはそれでいいだろうと思えますし、そうすべきだろうと思えます。ただ、欠員を生じておる分団ですね、今現在の分団の団員を確保できない上に、さらにまたこういう特殊な機能をもった消防団員を任命するということになりますと、むしろ逆にですね、そちらの方の欠員の方を先にふさいだ方がいいんじゃないかなという気もするんでありますけれども、そこら付近ですね、何か欠員を補充するためにこの方々を利用するというようなニュアンスにもとられかねないと思えますので、そこら付近を十分団員にですね願いをしながら

ら、先にやはり団員確保というのが大前提だろうと思いますので、そこら付近は再度ですね幹部会等で要請をしていただいて、この条例に見合ったような制度を確立していただきたいというぐあいに思いますので、今一度考え方をお知らせください。

○議長（芦崎達美君） 7番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） おっしゃるとおり、あくまでも優先順位は通常の基本団員の確保でございます。そのとおり次の幹部会でお知らせしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 何点か。団員の年齢制限の問題とですね、夜間の執務っていうんですか、執務の義務があるのかどうか。それと、機能ということであれば地元企業の協力体制が必要だと思うわけですが、その辺の協力体制はどういうふうに行っているのか。その辺3点お願いします。

○議長（芦崎達美君） 10番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） まず年齢については、今のところ考えておりません。定年はありません。任期を4年として、再任用についてはその都度考えていくというのが今のところの考え方でございます。そして夜間ってありましたけども、この前もご説明したとおり、日中の活動に対して、または災害、大災害があった場合は夜間もというふうになります。そのようなことを今、規則の方で決めていきたいと思っております。当然、今度は企業の方からもご協力願うということになると思いますので、そちらの方もこれから町としても頑張っていきたいと考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 年報酬7,000円とありますが、出勤した時の費用弁償等がありますか。その点お知らせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの5番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 年報酬については、これもこの前お話ししたけども3分の1程度ということで、7,000円と年間を決めております。出務手当等については、一般団員と同じような形で支払うということになります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号、秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木正志君） 議案第10号、秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、秋田県町村電算システム共同事業組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。秋田県町村電算システム共同事業組合規約における共同処理する事務を明確化するため、所要の規定を変更したく提案するものであります。

次のページをお開きください。

秋田県町村電算システム共同事業組合規約の一部を次のように変更する。

第2条中「別表」を「別表1」に改める。

第3条第1号中「電算共同システム」を「別表2に掲げる電算共同システム」に改める。

別表を別表1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表2の事務を明確化することを目的とした改正であります。

附則でありますけれども、この規約は、知事の許可のあった日から施行することとしております。

よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は午後1時より開会します。

午前11時57分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長(芦崎達美君) 午前中に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第11号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長(須藤徳雄君) 議案第11号、物品の取得についてご説明いたします。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

物 品 名 町民・各種団体研修用バス

取 得 金 額 815万3,676円

契約の相手方 秋田県能代市字臥竜山17の5

エース自動車販売株式会社

代表取締役 畠 山 信 悦

支 出 項 目 平成28年度 八峰町一般会計

2 款 総務費

1 項 総務管理費

13目 町有バス管理費

平成29年 3 月 3 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由であります。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） 議案第12号についてご説明申し上げます。公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、次のとおり八峰町農林水産物直売施設の指定管理者として指定するものでございます。

1 指定管理者となる団体の所在地及び名称

八峰町八森字御所の台51番地

八峰町農林水産物直売所「ぶりこ」

組合長 菊 地 和 夫

2 指定の期間

平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

平成29年 3 月 3 日提出

八峰町長 加藤 和 夫

提案理由でございます。八峰町農林水産物直売施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回指定を予定しているぶりこにつきましては、平成24年4月1日から現在まで指定管理者として指定しており、適正な管理運営がなされていることを申し添えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案12号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第13号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第13号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町営簡易水道事業推進のため、平成29年度八峰町一般会計から1億円以内を繰入しようとするものでございます。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤 和 夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第14号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第14号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町特定環境保全公共下水道事業推進のため、平成29年度八峰町一般会計から2億7,000万円以内を繰入しようとするものであります。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長(芦崎達美君) これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第15号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第15号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町農業集落排水事業推進のため、平成29年度八峰町一般会計から7,000万円以内を繰入しようとするものでございます。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第16号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第16号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入に

ついてをご説明いたします。

八峰町漁業集落排水事業推進のため、平成29年度八峰町一般会計から6,000万円以内を繰入しようとするものでございます。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第17号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第17号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町合併処理浄化槽事業推進のため、平成29年度八峰町一般会計から400万円以内を繰入しようとするものでございます。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第18号、平成28年度八峰町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは、私の方から議案第18号についてご説明申し上げます。

議案第18号、平成28年度八峰町一般会計補正予算（第6号）。

平成28年度八峰町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,162万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,960万6,000円とするものであります。

それから第2条につきましては、繰越明許の追加並びに変更でありまして、第2表によります。

それから第3条、債務負担行為の変更ですけれども、これは第3表によります。

それから第4条、地方債の変更については、第4表によります。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

それでは4ページをご覧ください。まず最初に、第2表の繰越明許費の補正であります。

まず追加分ですけれども、2款の総務費の個人番号カード等交付関連業務委託料61万34,000円の追加であります。それから7款の商工費、広域観光推進事業125万円の追加で

あります。それから温泉開発事業 1 億21万4,000円の追加であります。それから 8 款土木費、小入川橋橋梁補修工事1,986万8,000円の追加です。それから10款教育費、図書購入費101万円の追加でございます。合わせて 1 億2,295万6,000円の追加でございます。

それから繰越明許費の変更でありますけれども、2 款の総務費、町有バス事業費ですけれども、入札が終わって落札額分が出ましたので833万3,000円に変更するものであります。119万6,000円の減額でございます。

それから第 3 表の債務負担行為補正でありますけれども、これにつきましては限度額変更であります。

最初に、中小企業融資斡旋資金利子補給金473万1,000円、711万2,000円の減額であります。それから小規模事業所経営改善資金利子補給金122万1,000円、33万7,000円の減額であります。I C T運用業務委託につきましては359万6,000円、28万3,000円の減額であります。それから、お試し暮らし用住宅借上、これにつきましては1,395万円となっております。

その次に、第 4 表は地方債補正で、これも事業確定による変更でありまして、限度額の変更でございます。

最初に臨時財政対策債ですけれども、1 億5,700万円、2,300万円の減額であります。それから過疎対策事業、通常分でございますけれども、4 億370万円、2,020万円の減額であります。それから過疎対策事業、ソフト事業分ですけれども、9,690万円、820万円の減額であります。

なお、この詳細につきましては、後ほど歳入の町債のところでは15、18ページの方に詳細な明細が出てまいります。

それでは、歳入の方。それで、今回ほとんどですね減額、全体で減額補正ですけれども、事業確定、それから完了または実績見込みによる減額につきましては、詳細な説明は省略させていただきます。後ほど質疑応答の中で質問があれば、各担当課長から詳細について答弁したいと思います。

まず最初に、12款 2 項 1 目民生費負担金 9 万6,000円の追加であります。これにつきましては、配食サービス利用者負担金が 9 万6,000円増えたということで、これはサービスが実績、当初見込んだよりも増えたということで、その分の追加でございます。

それから14款 1 項民生費国庫負担金295万3,000円の減額ですけれども、そのうちの施設型給付費国庫負担金、これは事業完了によるものであります。29万2,000円の減額。そ

れから児童手当負担金、これは266万1,000円の減額ですが、これは出生数がですね当初の見込みよりも少なかったことによる減額であります。

それから14款2項1目総務費国庫補助金265万6,000円の減額ですが、これにつきましては、個人番号カード交付事業補助金ということで、これはマイナンバーカードの話ですけれども、当初見込んだよりも申請する人が少なかったために減額するものであります。これと同額のものが後ほど住基基本台帳費の方にですね歳出で出てまいります。

それから、2目の民生費国庫補助金870万6,000円の減額ですが、これも事業確定によるものであります。

なお、下の方の説明の中の歳出の中で、13節年金生活等支援臨時福祉給付金給付事業事務費補助金36万5,000円増えてますけれども、これは平成28年度分の事業完了によって補助金はその分多く来たために、今回補正するものであります。それから16節の臨時福祉給付金（経済対策分）事業事務費補助金25万円の追加ですが、これは平成29年の春、平成29年度ですね、春に交付するものに対する補助金 came というので、これに対応する歳出も24ページの社会福祉総務費の方に出てまいります。

それから4目の土木費国庫補助金3,538万3,000円の減額です。これも事業完了、補助金確定によって、社会資本整備総合交付金を減額するものでございます。

それから災害復旧費国庫補助金1,212万8,000円の減額ですが、これは全員協議会でも申しあげましたとおり、林道峰浜線ですけれども、今回1,212万8,000円減額して、その分については来年度交付されるということでもあります。

それから8目の商工費補助金100万円ですけれども、の補正ですが、これは東北観光復興対策交付金ということで、これも歳出の34ページの方に同額、同額というか対象経費が出てまいりますので、そこのところでご説明したいと思います。

それから、次のページ、15款1項1目民生費県負担金250万円の減額ですが、これは事業完了によるものでありまして、社会福祉費負担金が163万1,000円の減額、それから民生福祉費負担金が86万9,000円の減額であります。

それから、次の総務費県補助金411万6,000円の減額ですが、総務費補助金、市町村子どもの国づくり支援事業費交付金300万円の減額ですけれども、これにつきましては、当初、県単事業でみてあったわけですがけれども、国の地方創生事業の中にこの事業が創設されたということで、この分を減額するものであります。それから空き家利活用推進事業費補助金、これも実績見込みで111万6,000円の減額であります。

それから2目の民生費県補助金402万1,000円の減額ですが、これは医療給付費が減額になるということで、これは去年の8月に医療費の無料を高校生まで拡大したわけですが、思ったほど高校生の医療費かからなかったということで、この関連予算につきましても歳出の医療給付費の方に同額が出てまいります。

それから4目の農林水産業費県補助金924万8,000円の減額です。これも事業完了並びに実績見込みによる減額でございます。

それから、あっ、そうですね、それで林業費補助金も同じです。

次のページをご覧ください。14ページ。ここに、一番上に12細節で秋田県水と緑の森づくり税補助金が121万9,000円減額になってはいますが、これは松波生活環境林の事業が完了したということで、これについても歳出の林業振興費の方に同額が出てまいります。

それから15款3項1目総務費委託金109万円の補正であります。これは今春の秋田県議会議員一般選挙委託金でございます。これも歳出の24ページに出てまいります。

それから17款1項2目教育費寄附金100万円、これは100万円寄附されたということで、これも44ページの公民館費の方に対応額が出てまいります。

それから3目の基金費寄附金500万円、ふるさと八峰応援基金寄附金で、2,000万円みてあったんですけども増えてるということで、2,500万円ぐらいになるだろうということで今回500万円追加するものであります。

それから18款2項1目財政調整基金繰入金1億8,000万円の減額であります。これは当初3億8,000万円繰入みたわけですが、2億円に抑えるということで1億8,000万円を減額するものであります。

それから4目のふるさと八峰応援基金繰入金180万4,000円の追加であります。これは今、先ほど言いました500万円増える分、その分ですね報償費としてお返しをやらなくちゃいけない分として大体300万円ぐらいかかるということと、それから先ほど債務負担行為だっけか、繰越明許のところでしたか、バスのあれありましたけれども、それが落札額が出たので、その分119万6,000円を繰入金を減らすということです。

それから19款1項1目の繰越金、前年度繰越金ですけども1億4,890万3,000円の追加です。これによりまして、留保額が2億6,362万8,000円となります。

それから20款2項1目の町預金利子ですけども、これは37万2,000円の減額でございます。

それから20款5項3目雑入296万7,000円の追加でありますけれども、これにつきましては、事業実績見込みによる、11番と53番については実績見込みによる減額、それから広域組合の負担金の過年度分返還金ということで384万8,000円ありますけれども、これは広域の南部清掃工場の基幹的改良工事の不用額の分が258万1,000円、それから消防救急デジタル無線の整備事業の不用額が126万7,000円でございます。

それから21款1目町債ですけれども、総務債、先ほど町債の変更はありましたけれども、内訳についてはそれぞれの過疎債、臨時財政特例債、それから過疎債のソフト分と内訳書いてありますので、総額では総務債が2,510万円の減額、それから3目の衛生債では50万円の追加、それから農業水産業債では1,200万円の減額、それから6目の土木債では1,150万円の減額、詳細につきましてはこの説明文に書いてあるとおりでございます。あと、消防債も330万円の減額でございます。

そういうことで、先ほど申し上げましたように事業完了等に伴うところは省略をいたしていきたいと思っております。ただ、増えたところとか重点に説明したいと思っております。

2款1項1目一般管理費70万2,000円の追加でありますけれども、これは役場庁舎の非常用照明灯の電気等交換ということで、70万2,000円でございます。

それから、先ほど歳入でも出てまいりましたけれども、ふるさと納税関係の報償分ということで300万円、報償費ですね。あとは、事業完了による分でございます。負担金、事業完了並びに確定によるものでございます。

それから7目の電子計算費34万円の減額ですが、これは電算システムの改修分の負担金ということであります。

それから、自治振興費127万3,000円の減額補正でありますけれども、これも事業完了による減額補正でございます。

それから、町有バス管理費384万1,000円の減額ですが、これも全て事業完了によるものでございます。

それから2款2項1目税務総務費、時間外30万円補正してありますけれども、これにつきましては、今残っている予算と去年の執行状況を勘案しながらですね、もう30万円ぐらい、今確定申告やっておりますので必要だということで補正するものであります。

あと、2目の賦課徴収費でありますけれども、114万3,000円の減額補正であります。これは実績見込みによって減額するものでございます。

それから、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費265万6,000円の減額ですけれども、こ

れは先ほど歳入のところでも出てきましたけれども、マイナンバーカードが思ったより出なかったということで減額するものであります。

あと、選挙関連のところにつきましては、選挙の実施に伴って減額するもので、一番最後の次のページの秋田県県議会議員補欠選挙ということで、その準備のための予算が111万円補正しております。その中でも大きいのが委託料、ポスター掲示場の制作等委託料ということで、ポスター掲示場49か所分、それから啓発用の看板2枚分、それから、その次の負担金のところですがけれども、BPO外部委託って書いてありますけれども、BPO、これ入場券のことだそうです。

それから3款1項1目社会福祉総務費797万4,000円の減額補正であります。先ほど言いました需用費、それから役務費、使用料及び賃借料については、歳入で出てまいりました平成29年春実施分の臨時福祉給付金、経済対策分の対応額でございます。

それから、あと減額になってるのは事業実施完了に伴うものでありまして、下の方の医療給付費402万1,000円の減額ですがけれども、これ先ほど歳入で減額したのと同額でございます。

それから介護保険費40万8,000円の追加ですが、これは先ほど言いましたように、サービスが増えたということによる増でございます。

あと、後期高齢者医療費、これは165万5,000円の減額ですが、増えたのが委託料、それから負担金補助及び交付金で、ごめん、間違いました。後期高齢者のところで、基金繰入が、繰出金が217万4,000円が大きいあれであります。あと、負担金の療養費負担金については、精算分でございます。

それで民生費の児童福祉費につきましては、今度、教育委員会の所管になりましたので、後ほど教育長の方からご説明いたします。

それから4款1項1目の保健衛生費68万4,000円の減額ですが、これも実績見込みによるものでございます。

それから予防費281万円、これも実績見込みによる減額であります。

それから4目の保健センター管理費15万9,000円、これも実績見込みであります。

6目のハタハタの町診療所費20万3,000円の減額、これも実績見込みによります。

7目の町営診療所費484万5,000円の減額、これも実績見込みによるものでございます。

あと、農業委員会費については、その次の6款1項1目の農業委員会費については、財源更生でございます。

それから、あと農業振興費1,430万2,000円の減額補正ですが、これも実績見込みに伴う減額でございます。

それから農地費につきましては、282万7,000円の追加でありますけれども、これの一部の下の方の368万3,000円の補助金が元気な中山間農業応援県営事業補助金、増えてますけれども、これは県の方の負担金で来てあったものが今度補助金に切り替わったという切り替えによるものでございます。

それから7目のですね水田農業構造改革対策費30万円の追加でありますけれども、これにつきましては、農業再生協議会あるんですけれども、その活動費の中に、使っている臨時の職員ですね有給休暇分を含めてあったんですけども、社会保険費とか、それが会検でその分は該当にならないと言われたために、それに必要な30万円を今回補正するものでございます。

それから地籍の時間外についても、これも見込みであります。地籍費全体では188万3,000円の減額補正であります。

それから9目の鳥獣被害対策事業費78万1,000円、それから10目の農業施設費15万円の減額、それから11目の都市農村交流事業費33万8,000円の減額、いずれも実績見込みに伴う減額であります。

それから6款2項2目の林業振興費、これにつきましても、先ほど歳入のところでも出てまいりましたけれども、松波生活環境林の整備事業の方が歳入も減ったということで、歳出の方も減らすということになっています。

それから林業整備費942万3,000円の減額ですが、これも実績見込みによって減額をさせていただきます。

それから6款3項4目の漁業集落排水整備事業334万8,000円の減額ですが、これは繰出金の減額でございます。

それから7款1項2目商工振興費221万6,000円の減額ですが、これも事業確定によるものでございます。

それから3目の観光費9,000円の補正ですけれども、これは上の2つにつきましては、5細節、13細節については事業確定によるものですが、91節のあきた白神DMO調査業務委託料125万円というのがありますけれども、これは先ほど歳入の方で、10ページの方で補助金で出てまいりましたけれども、これは能代山本広域観光連携の枠組みを整備するというので、あきた白神エリアが共有ですね、インバウンド観光を振興するとい

うことで、あきた白神観光地域づくりをするための調査を行うものでございます。

あと、ポンポコ山管理費の公園管理費27万円の減額ですが、これは事業実施によるエアコンの減額分でございます。

それから温泉管理費819万8,000円の追加ですけれども、これは事業見直しによって委託料が502万2,000円、それから工事請負費が317万6,000円追加するというものでございます。

それから、その次の8款2項1目道路維持費446万円の減額、それから2目の道路新設改良費180万円の減額、それから3目の橋梁維持費3,000万円の減額、それから除雪費1,166万円の減額につきましては、これもいずれも事業完了によるものでございます。

なお、その中の橋梁維持費の中です。ね工事請負費の9細節、小入川橋の橋梁補修工事のところだけ110万円増えてますけれども、これは仮設工事の関係で増えるということで、その分追加になっております。

それから1目の下水道費132万6,000円の減額ですが、これは繰出金の減額でございます。

それから9款1項1目非常備消防費28万9,000円の減額、それから2目の消防施設費60万円の減額、それから3目の災害対策費282万2,000円の減額、いずれもこれ事業確定によるものですが、災害対策費のところの役務費259万2,000円減額してますけれども、当初、避難所看板つくる予定でありましたけれども、今度、避難所看板のマークにJ I S規格ができたために、そういうことで今回やめて平成29年度でJ I S規格で対応したいということで減額するものであります。

あと、教育費については後ほど教育長から説明いたします。

それでは45ページ、11款1項2目林業施設災害復旧費、これにつきましては、先ほどの歳入の方でもご説明しましたとおり、今年入ってくることになってあった1,212万8,000円が来年度の方に持ち越されたということで、財源変更であります。

それから普通財産取得費、これも事業確定による23万5,000円の減額であります。

それから13款2項1目国県支出金返納金1万2,000円ですが、これも確定によるものでございます。

あとそれから、13款3項8目ふるさと八峰応援基金費500万円、先ほど歳入の方でも出てまいりましたけれども、積立金に500万円を積むというものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） 教育関係の方について、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 私の方から、教育委員会関連の説明を申し上げます。

まず25ページになります。民生費2項児童福祉費1目の児童福祉総務費でございます。いずれも事業完了、また見込みに伴う減額でございますが、1,084万4,000円の減額となります。

2節の給料、一般職の給料でございます。これは育児休業を取ってる方がおりまして、そのための減額でございます。

あと、委託費、工事請負費につきましては、子育て支援センターの関連と、工事請負費につきましては、八森小学校のランチルームの間仕切りの工事と子育て支援センターの工事終了に伴う減額ということでありまして、備品購入費につきましては、支援センターの軽自動車を購入した時の減額補正であります。

また、負担金補助及び交付金につきましては、129万3,000円の減額であります。施設型給付費負担金、すこやか子育て支援事業助成金と2つなっていますが、町外に通うお子さん方の施設型給付費負担金については運営費の町で負担する分と、すこやか子育て支援事業助成金については保育料の見込みに伴う減額でございます。合わせて129万3,000円の減額であります。

続いて子ども園費でございますが、こちらも事業完了見込みに伴う減額補正でございます。

次ページも含めてであります。次ページの備品購入費につきましては、八森子ども園に配備している軽トラの交換に伴う差額でございます。

続いて教育費になります。37ページになります。10款教育費1項教育総務費2目の事務局費255万1,000円でございます。いずれもほとんどが事業確定見込みに伴う減額であります。18節の備品購入費30万円計上させていただいております。耐火金庫の購入費でございますが、教育長室にある金庫は岩子小学校の金庫を活用しておりましたけれども、耐用年数が過ぎているということもありますし、耐火でなければ保存できないということもありまして、今回購入させていただくものでございます。

次のページになります。教育助成費であります。173万円の減額であります。いずれも事業終了に伴うものであります。報償費は学力フォローアップスクール事業報償費と、子ども子育てマイブック事業の報償費であります。フォローアップ事業につきましては、夏休みと冬休みに合計20日間行っております。今年度は100%の参加率ということであり

ますが、支援員の、また講師の関係で減額をさせていただいたものでございます。それから子ども子育てマイブック事業については、乳幼児の見込みで計上したものでありまして、実質15万円の減額となったわけでありまして。

それから19節の120万円の減額、負担金補助及び交付金であります。これ補助金でありまして、就学援助費の補助金、小学校と中学校であります。小学校分は15名、中学校分は18名であります。当初25名ずつ、50名を計上しておりましたけれども、32名にとどまったということでありまして。

次に、2項の小学校費、峰浜小学校費であります。いずれも事業終了に伴うものであります。18節の備品購入費につきましては、書類保管するための耐火金庫の購入ということで40万7,000円を計上させていただいたものであります。続いて八森小学校費551万円の減額であります。事業終了に伴う減額とさせていただきます。

次ページになります。3目の旧埴川小学校管理費、4目の旧岩館小学校管理費であります。80万円、30万円と、いずれも光熱水費の事業見込みに伴う減額であります。

次に3項の中学校費、八峰中学校費753万7,000円の減額であります。いずれも事業終了見込みのものであります。最後の方にあります18節の備品購入費につきましては、校長室にある耐火金庫の交換ということで81万3,000円を計上させていただいたものであります。

次のページになります。4項社会教育費、社会教育総務費であります。18万8,000円の減額であります。報償費と旅費については事業終了に伴うものであります。職員手当の7万円につきましては、見込みで少し足りない感じがしますので計上させていただいたものであります。

2目の公民館費の139万4,000円の補正でございます。報償費のことぶき大学と役務費等については、事業終了見込みでありますけれども、備品購入費として図書寄附いただいた100万円、101万円にして計上と。それから、峰栄館にありますユニカールのマットであります。非常に最近使われる方が多くなりまして、今回古くなったマットを新しくするというので54万円を計上させていただいたものであります。

次に、峰浜文化交流施設管理費、峰栄館の管理費であります。14万5,000円の減額でありまして、これも事業終了見込みに伴う減額であります。

5目の八森文化交流施設管理費、ファガスであります。73万2,000円の補正をさせていただきました。これは需用費として、修繕料として計上したものであります。経年

劣化に伴う消防設備の、消防からの指摘に伴う修繕費等々でございまして、ファガスの裏の雨水の枀の蓋も古くなったということで、修繕、交換するということで計上したものでございます。

また、秋田県自然体験活動センター管理費、白神体験センターであります。294万2,000円の計上ですが、事業終了に伴う、また見込みに伴うマイナスであります。ただ、15節の工事請負費は、多目的倉庫の外装工事の終了に伴うものでございます。129万9,000円です。

次ページになります。保健体育費、保健体育総務費であります。52万9,000円です。職員手当の3万円については、見込みも含めて3万円を補正計上させていただいたものであります。また、負担金補助及び交付金の55万9,000円につきましては、スポーツ少年団の補助金でありまして、事業終了に伴うものでございます。

次、2目の学校給食共同調理場運営費、給食センターであります。9万8,000円の減額ですが、見込みのものもありますが、11節の需用費につきましては、燃料費、光熱費を除いて、修繕費の30万円と賄材料費の60万円につきましては、修繕費は調理機器の修繕ということと、賄材料費は食材の値上がりに伴う追加補正ということになります。

3目の体育施設管理費、いわゆる土床体育館であります。燃料費、光熱水費については、見込みに伴う減額補正させていただいたものであります。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 34ページの温泉管理費の部分についてお尋ねいたします。

新たな井戸が、源泉が見つかりましたので、今現在使用している井戸は当然廃止になるんだろうと思うんですが、それに伴う費用等についてもこの設計管理業務委託料に含まれているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの柴田議員の質問にお答えします。

設計委託については、当初、既存の源泉の廃止の分は見込んでおりませんでした。ここで見直して、その増額分になった部分についての一部は、その廃止する設計、それから上屋の解体の設計も含まれて増額となっております。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 全体的なことで申し上げたいわけでありましてけれども、今3月のこの年度末の押し迫った補正予算の中でですね、例えば備品の購入費とかですね、工事の請負費の追加とかってというような感じで作るわけでありましてけれども、もし必要であればですね、もうちょっと早くこういったものは用意してしかるべきじゃないかなと思うんでありますけれども、今ここにきて備品を購入するからというようなことですね、不自由であればもうちょっと早めに買ってよかったんじゃないかなと思うんですが、こういったものはやはりもうちょっと早めに手配していいんじゃないかなというぐあいに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 7番議員の質問に対し答弁を求めます。鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木正志君） 皆川議員の質問にお答えします。

今回あがってきたのは耐火金庫ということで、大分古くなって鍵の調子も悪いと。これについては、生徒の個人情報も含まれることから、新年度で要求があったんですけれども、早めに注文して備えた方がいいんじゃないかということで、新年度から補正に振り替えたものです。工事の請負費については、不測の事態が生じたことから今回初めて分かって3月に計上したものでありますので、ご理解をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 24ページですね給付金、扶助費の関係、かなり減額なっておりますし、26ページのこれは児童福祉費の扶助費の方も減額なってるわけですが、これは実績によるものだとするとですね、この計上と減額の差というものはどういうふうな感じでこっだけ出るのか、ちょっと説明していただきたい。

○議長（芦崎達美君） 10番議員の質問に対し答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） まずはじめに、医療給付費の扶助費減額402万1,000円ということについてお答えしたいと思います。これは、昨年8月に高校生を対象にして半年分計上した分でございます。高校生の人数掛ける、先般、おとしですか、中学校までの延長した際に掛ける単価を掛けて積算いたしましたので、実際かかるという見込みはとれないもんですから、その分で計上して今回多く減額ということになりました。見込みが多かったということでございます。

次に、児童福祉費の扶助費であります。364万円ということでございますが、当初、誕生する子どもの数がある程度多く見込んでおります。というのも、2月、6月等々、こ

う支給時期が決まっておりますので、誠に恐れ入りますが、あらかじめ多少大めにみて積算していることをご理解いただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第19号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第19号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）であります。

平成28年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出補正予算の補正であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,087万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,280万6,000円とするものであります。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

事項別明細で説明いたします。6ページをお開きください。

はじめに歳入であります。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税であります。1節から6節までの減額であります。総額で5,210万3,000円の補正であります。減額であります。見込みとなります。

今特別会計の補正につきましては、事業確定または事業確定見込みによる補正ということをご理解いただきたいと思います。

次に、1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税であります。補正額が1,116万7,000円であります。の減額であります。1節の医療給付費現年課税分、それから3節の介護納付金の減額であります。

次のページをお開きください。3款1項1目であります。国庫支出金の療養給付費等の負担金であります。これも補正額が2,857万3,000円の減額ということで、現年度分の減額であります。

ただ、中で療養給付費の負担金、後期高齢者支援分が46万9,000円の追加というふうになっております。これも事業確定見込みということでご理解をお願いいたします。

次に、3款2項1目財政調整交付金であります。1,100万6,000円の追加であります。普通調整交付金であります。医療費分の追加と後期高齢者支援金等の分の減額ということで、1,100万6,000円であります。

同じく3款2項の4目災害臨時特例補助金であります。これにつきましては、16万1,000円でございます。の追加となります。

4款1項1目療養給付費交付金であります。1,022万9,000円の減額ということで、現年度分で1,060万1,000円、それぞれ医療費分、後期高齢者支援金分等でございます。

2節といたしまして、過年度分37万2,000円の追加であります。

6款2項2目の財政調整交付金であります。1,148万5,000円の減額であります。

1節の財政調整交付金が104万6,000円の減額ということでございます。

2節では特別、次のページになりますが、特別財政調整交付金ということで、1,043万9,000円の減額であります。

7款1項1目であります。高額医療費共同事業交付金で1,736万1,000円の減額であります。1節で高額医療費等共同事業交付金の減額であります。

2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額は3,305万4,000円の減額であります。

次に、9款繰入金であります。1項1目一般会計繰入金であります。807万円の減ということで、1節では保険基盤安定繰入金保険税軽減分が318万5,000円の減、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分で66万円の減、5節の財政安定化支援事業繰入金で422万5,000円の減額であります。

次のページをお開きください。10款であります。繰越金。1項1目その他の繰越金と

いうことで、補正額7,000万4,000円であります。前年度繰越金であります。

歳入は以上であります。

次のページをお開きください。歳出であります。

先ほども歳入の方で申し述べましたが、今補正につきましては、事業完了もしくは完了見込みということでご理解をいただきたいと思えます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費であります。5,991万4,000円の減額であります。

次に、2目の退職被保険者等療養給付金、これにつきましても704万5,000円の減額となっております。

次に、2款2項一般被保険者高額療養費であります。補正額が1,600万7,000円あります。の減額であります。

次に、退職被保険者等高額療養費ですが、補正額209万3,000円の減であります。

3款1項1目です。後期高齢者支援金、これは財源の更生であります。

次のページをお開きください。6款介護納付金であります。1項1目の介護納付金、補正額が378万5,000円の減であります。

7款1項共同事業拠出金であります。3目の保険財政共同安定化事業拠出金、補正額が1,192万7,000円の減であります。

10款諸支出金であります。1項3目の償還金、補正額が358万2,000円の追加ということで、これは返還金ということになります。

11款予備費であります。631万8,000円の追加ということになります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可

決されました。

日程第23、議案第20号、平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第20号であります。平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

平成28年度八峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1表、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,457万円とする。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤 和 夫

恐れ入ります。6ページをご覧ください。

事項別明細書であります。

はじめに歳入であります。この後期高齢者特別会計につきましても、事業の完了もしくは完了見込みによる補正ということがございます。

歳入であります。1款1項1目後期高齢者医療保険料であります。321万9,000円の追加であります。現年度分であります。

3款繰入金であります。一般会計繰入金ということで、2目保険基盤安定繰入金217万4,000円の減額であります。

次のページをお開きください。

歳出であります。2款1項1目であります。後期高齢者広域連合納付金といたしまして、負担金補助及び交付金になりますが104万5,000円ということで、後期高齢者保険料321万9,000円と、保険基盤安定金で217万4,000円の減ということがございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時10分より再開いたします。

午後 2時04分 休 憩

午後 2時10分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、議案第21号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 議案第21号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

平成28年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ627万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,187万5,000円とする。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

事項別明細書によりご説明をいたします。

6ページ・7ページをお開きください。

歳入であります。1款2項1目物件売払収入1節の立木売払収入、それから2節土砂等売払収入、どちらも実績による減額となっております。販売材積や単価の減による減額となっております。

それから3款1項1目の雑入ですが、これも分収造林事業推進基金の交付金の確定に

よりまして減額となります。17万円の減額であります。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。1款1項2目の財産管理費でございます。19負担金補助及び交付金、これについても歳入実績に伴う交付金の減額となっております。

それから予備費についても、財源調整による減額であります。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。
7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 財産管理費のことでちょっとお伺いをいたします。

570万円ほど減額ということでございますけれども、当初これ、当初予算の説明に当たってもですね、財産区の管理委員会で当然お諮りをしてご了解を得た数字だと思いますし、関係自治体ではこの数字を大変期待をして見守っておったことだろうと思います。今ここでですね600万円近い減額となりますと、相当なダメージがあったんじゃないかなと思うわけでありまして、もうちょっと早い機会にですね、いつこれ確定したかちょっと私存じ上げないわけでありまして、関係集落の方にはですね、分かった段階でですね、早め早めにこういった情報を流していただかないと、期待しておった金額が入ってこないということで大変落胆をいたしておるようにお話を伺っております。したがって、この後もですね、当初予算にも当然予算計上されると思いますし、そういった際に入札の見込みなりそういったものを十分検討しながら対処していただきたいなと思いますので、よろしくひとつ考え方を聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

当初予算の見積もり等については、森林整備センターの方からいろいろ見積もっていただきながらということでございますが、今回実績このぐらいもう開いたということから、担当の方もいろいろお話を伺ったようでございます。おっしゃるとおりかなりの減でございますので、ショックというものがあったと思っております。で、新年度についても、こういうことのないようにということで、新年度予算についてはなるべく、まあ実績に近い形の見積もりをいただきたいということでお願いをしながら今回予算計上しておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） こういった貴重な財源がですね、このように突然減額になりましたよというような格好で報告されますと、大変受けるショックも大きいだろうと思いますんで、これらの事務の取り扱いについてはですね、今課長から答弁ありましたように十分検討していただいて、もし分かるんであったら早め早めに対処していただければショックも和らぐと思いますんで、ひとつ何分のご指導方をよろしくお願いしたいと斯様に思います。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） ここの財産区に限ったことではないのですが、各財産区のもので決算内容の報告は開示できるのでしょうか。その辺をお聞きします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。答弁できますか。

休憩いたします。

午後 2時15分 休 憩

.....
午後 2時17分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。

こういった沢目財産区等の会計については、こういった形で開示しておりますが、それぞれの自治会等の会計、決算等については、開示をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第22号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第22号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

平成28年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ811万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,218万4,000円とする。

繰越明許費の補正です。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正です。1、追加。2款1項、事業名、岩館ポンプ場非常用電源整備工事1,114万4,000円の追加であります。

3表、地方債補正。1、変更。起債は、固定資産調整等業務委託で、当初750万円の借入限度額に対して、今回520万円の限度額に下げるものです。マイナス230万円の減額の変更といたします。

次に、7ページをお願いいたします。事項別明細書にて説明いたします。

歳入です。4款2項基金繰入金です。基金の繰入金648万円の減額となります。歳出の減額に伴うもので、繰入を要しなかったための減額であります。

5款1項繰越金、これについては前年度の繰越金を216万6,000円追加するものであります。

6款1項1目の受託事業収入であります。150万円の減額であります。これは橋梁補修工事に伴う水道管の添架移設を予定していましたが、移設工事が不要ということで、この分を減額したものでございます。

7款1項1目町債であります。これは公営企業会計適用債であります。事業実績に伴う減額として230万円を減額するものであります。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出です。1款1項1目一般管理費247万1,000円の減額となります。内訳としましては、メーター交換委託料の減額が20万3,000円、それから固定資産調査等業務委託料として、入札差額の分として226万8,000円の減額としております。

1款2項1目の八森地区施設管理費については、350万円の減額であります。これは事業完了に伴う減額であります。

1款2項2目の峰浜地区の施設管理費についても、事業完了によるもので32万4,000円の減額となります。

2款1項1目の八森地区施設改良費については、13節、15節、これは橋梁補修工事に伴う水道管補償がなくなったための減額であります。

2款1項2目の峰浜地区施設改良費については、工事費、町道カッチキ台線配水管布設工事の事業完了によるもので、31万9,000円の減であります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第23号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第23号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

平成28年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ947万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,071万2,000円とする。

地方債の補正で、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

3ページをお願いいたします。

第2表、地方補正。1、変更。起債の目的は、下水道長寿命化計画策定業務委託。借入限度額750万円のを補正後440万円に減額するという事です。もう一つ、固定資産調査等共同事業負担金。当初借入限度額900万円のを850万円に50万円減額変更するというものであります。

次に、7ページをお願いいたします。事項別明細書にて説明いたします。

歳入です。3款1項1目下水道事業費国庫補助金、細節、下水道事業費国庫補助金です。これは防災安全対策金の補助金ですけれども、これが事業確定による304万9,000円の減額であります。

4款1項1目一般会計繰入金であります。一般会計からの繰入を132万6,000円減額するものです。

6款1項1目受託事業収入ですけれども、これも橋梁補修工事の添架管を移設しなくてもよかったということで、150万円を減額するものであります。

それから7款1項1目町債については、それぞれ事業確定による減額等であります。

9ページをお願いします。

歳出です。1款1項1目一般管理費、委託料ですけれども603万6,000円の減額であります。これは下水道長寿命化計画策定業務委託料の契約金額を差し引いたものであります。

1 款 2 項 1 目八森地区施設管理費301万4,000円の減額であります。これは、それぞれ事業完了による減額としております。

それから1 款 2 項 2 目の沢目処理区施設管理費についても、それぞれ事業完了による減額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第24号、平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第24号、平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

平成28年度八峰町の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,325万3,000円とする。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページをお願いいたします。事項別明細書にて説明いたします。

歳入です。3 款 1 項 1 目一般会計からの繰入金334万8,000円の減額であります。

8ページをお願いします。

歳出です。1款2項1目岩館地区施設管理費であります。工事費の減額で334万8,000円であります。事業内容の見直しによる補正減であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第25号、平成28年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第25号、平成28年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）であります。

平成28年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ410万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,694万2,000円とする。

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

恐れ入ります。6ページの事項別明細書で説明したいと思います。

はじめに歳入であります。1款2項目であります。医科諸検査等収入であります。51万円の追加ということで、予防接種の収入44万4,000円、その他の収入で6万6,000円あります。

次に、2目歯科諸検査等収入ということで4万円の減額であります。歯科教室の歯科教室指導収入とフッ素溶解管理収入の減であります。

次に、2款1項1目であります。医科文書料であります。8万8,000円の追加であります。1節の証明手数料で3万円、これは健康診断書証明手数料であります。あと、介護保険等の意見書作成手数料で5万8,000円あります。

次に、3款1項1目繰入金であります。484万5,000円の減、一般会計からの繰入を減額いたします。

5款諸収入であります。1項の雑入1目雑入であります。18万円の追加ということで、その他の歯科収入が4万円、補綴物売払収入、歯医者関係であります。これが14万円あります。

歳入は以上であります。

次のページをお開きください。

歳出であります。1款1項1目あります。医科一般管理費であります。132万円の減額であります。これは事業確定見込みによるものであります。報酬、職員手当、賃金、需用費、いずれも見込みで減額ということになります。

次に、2目歯科一般管理費であります。これも54万8,000円の減額で、賃金の減、見込みであります。52万8,000円あります。

次に、2款1項1目です。医科医業費であります。これは財源の更生であります。

2目で歯科医業費223万9,000円の減額であります。需用費、それから役務費、備品購入費の減額ありますが、このうちで備品購入費につきましては、平成29年度から訪問診療を開始いたします。その関係の備品を購入いたしました。その差額であります。

歳出につきまして以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第29、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、発議第1号をご覧ください。

発議第1号

平成29年3月3日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	柴田正高

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由については、平成29年度八峰町一般会計及び各特別会計予算を集中的に審議するためでございます。

別紙の予算特別委員会の設置については、名称を「予算特別委員会」とします。

設置の根拠が、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によるものでございます。

目的が、次の議案について審議することということで、議案第26号、平成29年度八峰町一般会計予算について、議案第27号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてから議案第36号、平成29年度八峰町営診療所特別会計予算についての特別会計10議案についてであります。

設置の期間は、平成29年3月3日から平成29年3月17日までです。

委員の定数は、11名です。

平成29年度予算審議に関する特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分

科会におきましては、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項及び各特別会計の予算に関する事項であります。

教育産業建設分科会におきましては、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に属する事項並びに各特別会計予算に関する事項であります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君、3番水木壽保君、4番須藤正人君、5番腰山良悦君、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君、9番菊地 薫君、10番山本優人君、11番門脇直樹君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 2時40分 休 憩

午後 2時40分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第30、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選の結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長には9番菊地 薫君、副委員長には7番皆川鉄也君が互選されました。

日程第31、議案第26号、平成29年度八峰町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第26号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、平成29年度八峰町一般会計予算は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

次に、日程第32、議案第27号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第33、議案第28号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第34、議案第29号、平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第35、議案第30号、平成29年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第36、議案第31号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第37、議案第32号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第38、議案第33号、平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第39、議案第34号、平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第40、議案第35号、平成29年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第41、議案第36号、平成29年度八峰町営診療所特別会計予算を一括議題とします。

お諮りします。これらの議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第36号までの平成29年度の特別会計予算に関わる10議案については、一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

一般会計同様、本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

日程第42、陳情第1号、地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は総務民生常任委

員会に付託することに決定いたしました。

定例会最終日までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第43、陳情第2号、共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

定例会最終日までに審査を終了されるよう希望いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、15日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 2時46分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 _____ 芦 崎 達 美 _____

同 署名議員 8番 _____ 嶋 津 宣 美 _____

同 署名議員 9番 _____ 菊 地 薫 _____

同 署名議員 10番 _____ 山 本 優 人 _____

平成29年3月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成29年3月15日（水曜日）

議事日程第2号

平成29年3月15日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	須藤徳雄
会計課長	吉田一夫	企画財政課長	鈴木正志
福祉保健課長	大高伸一	教育次長	金田千秋
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	日沼正明	生涯学習課長	工藤金悦
学校給食センター所長	大高利美	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
総務副課長	佐々木高	農林振興副課長	堀江広智
八森子ども園長	薩摩まき子	沢目子ども園長	川尻滝子
埴川子ども園長	堀江千秋		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書記 吉元和歌子

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番門脇直樹君、1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） おはようございます。通告に従って、6番、一般質問をいたします。

まずはじめに、高卒者で県内就職者の地元就職や定着についてお尋ねいたします。

今年も高校卒業者が進学や就職で町を離れていく季節となりました。ハローワークの調べでは、高卒予定者で就職希望者のうち、能代山本地区の企業に就職が決まった生徒の割合は、昨年末で全体の38.7%だそうです。この数字は1月時点でも変わっておりません。平成21年度以降、能代山本地区企業への就職率は20から40%で大体推移しております。いかに地元就職者を増やすかが、これからの人口減少対策の鍵となります。外から人を呼び込んで定住者を増やすことはもちろん大事であります。しかし、地元にいる人に残ってもらう政策の方が、政策として進めやすいような気がいたします。そこで、高卒者の地元就職や定着について、町長にお尋ねいたします。

1つ目、今年度町内の高卒者で、能代山本地区への就職内定者は何名おられるのか。

2つ目として、町内高卒者で自宅から通勤可能企業へ就職してくれるよう働きかけを行っているのか。

3つ目として、自宅から通勤可能な企業への就職を条件に、車の免許取得を補助する考えはないか。

4つ目としましては、就業資格取得支援事業についてなんですが、町でも資格習得支援事業という名称で平成29年度から行うこととして300万円予算計上がされて、その事業内容についても私たちに詳細な資料が渡っております。そこで、導入に対する考えについてということは町長にお尋ねいたしません。できるならば、新聞社の方や今日傍聴

者の方々も見えておられますので、この事業の趣旨や内容について説明していただければと思います。多くの町民にこの事業について知っていただき、今後の就職活動や職場でのスキルアップを図ってほしいと思うからであります。

能代市では平成26年度から実施しておるわけですが、能代市の実施している内容とは若干異なる部分もあります。能代市の場合は、障害者の方が資格を取得する場合は10割補助となっております。町の方はその区別がないわけで、2分の1、上限10万円ということになっております。能代市みたいに取得、障害のある方に優遇措置を設ける考えはないのかどうか、もし答えられるようでありましたらお願いいたします。

次に2問目として、有限会社峰浜培養の余剰金についてお尋ねいたします。

新菌に変えてから、平成26年度約2,550万円、平成27年度は約2,780万円の純利益を計上しております。平成28年度の決算はまだ出てないわけですが、おそらくこれと同等、もしくはこれ以上の純利益が出るものと思っております。これらの利益は、余裕金として総会の承認を得て、秋銀の八森支店とJA秋田やまもとの峰浜支店の方に預けられております。町は資本金の9割以上を占める最大の出資者であります。会社の利益は当然、配当として株主に還元すべきであります。この余裕金の何割かを配当金として株主に還元するよう、町では株主総会の場で、会社法105条の株主の権利を行使して配当を求めるべきだと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

3問目といたしまして、白神体験センターの再指定についてお尋ねいたします。

平成15年、自治法の244条の一部が改正されまして、新たな指定管理制度が導入されました。改正によって、行政サービスへの民間活力の導入や民営化を期待したものでございます。当時の小泉内閣による、「民間でできることは民間で」というキャッチフレーズを公の施設の管理面で具体化した制度と理解しております。白神体験センターは、改定前の地方自治法の地方公共団体から地方公共団体への管理委託という、従来方式によるものであります。民間経営のノウハウが生かされなかったということが、毎年多額の赤字を生む要因の一つになったのではないかという気がしております。そこで、次年度からの再指定についてお尋ねいたします。

1つ目として、「民間でできることは民間で」という改定の趣旨に沿うよう、民間の営利法人を指定するよう、または公募するよう、県に申し入れする考えはありませんか。

2つ目として、体験センターでは、毎年、会計年度終了後に県に対して収支決算報告をしなければならないと定められております。本来ならば、毎年多額の赤字報告であれ

ば、県から指定管理の取り消しがなければ本来ならばならないはずだと思います。私には、町の方から指定管理の取り消しを求められることを恐れているのではないかという気がしてなりません。また、町から県に対し、毎年度、事業計画書の提出が義務づけられております。毎年度その計画が、最初か赤字が明らかになるような計画書を町の方では提出するはずもないし、毎年度その計画が達成されないのであれば、これも指定取り消しの大きな理由となります。私は、県よりそのような申し出もなく、町を再指定するということがどうしても解せない感がしております。やはり県では逃げ腰になっているような気がしてなりません。そこで、県の直営とするよう申し入れする考えはございませんか。

次に3点目として、来年度再指定を受け入れ、冬期間休業した場合の経費削減額は幾らになるのでしょうか。平成29年度の予算では、入館収入で94万くらいでしたか、減額となっておりますけども、それを上回る額の経費削減がなければ、4カ月間休業する意味がございません。経費削減額はいくらになるのかお尋ねいたします。

4つ目として、再度5年の再指定は長くはないでしょうか。当初、議会に対しては単年度ごとという説明でございました。この15年に自治法が改正になった時、3年以内という猶予期間が設けられたわけです。なぜ3年という猶予期間が設けられたかということなんですが、3年という指定委託契約が一番多かったそうです。ですから、その契約が終了するのを待って新たな指定管理制度に移行するということで、3年の猶予期間が用いられたようです。5年というのはやっぱり長い気がします。昨年、西目屋線が災害で長きにわたって通行不能となりました。そのことによって、藤里町の方から白神山地への入山者が大幅に減っております。そういうことが町の方でも起こり得る可能性は十二分にあります。二ツ森の至る所に災害が起きて、長時間、二ツ森方面から入山できないという場合や、留山に行く林道が決壊して、長時間通行不能になるということも想定されます。事前に想定されるようなリスクはやっぱり避けるべきだと思います。ですから、5年間というのはやっぱり長い気がいたします。その点についてお尋ねいたします。

それから、もう一点、再指定になった場合、県職員の派遣は今までどおり行われるのか。

以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。柴田正高議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「今年度町内の高卒者で、能代山本地区への就職内定者は何名か」についてであります。3月1日現在の就職状況について市内の各高校へ聞き取り調査を実施したところ、八峰町出身の卒業生全体64名のうち就職内定者は20名で、うち能代山本地区の企業への就職内定者は12名となっております。

2点目の「町内の高校卒業生に対し、自宅から通勤可能企業へ就職してくれるよう働きかけを行っているか」についてであります。能代山本管内に、新規学卒者等の地元定着率向上を目的に取り組んでいる「能代山本雇用開発協会」があり、県と能代市、山本郡3町が補助金を交付し、活動を支援しております。協会では、高校長との地元就職懇談会、高校就職担当教諭による職場見学会、ハローワーク能代との共催による高卒求人情報説明会、進路に関するアンケート調査の実施などにより、優秀な人材の確保と地元定着に向けて、特に若年層の定着のため、会員である地元企業90社とともに精力的に活動を展開しております。

また、企業にあつては、高校生に対し実際に企業で就業体験をしていただく、いわゆるインターンシップを取り入れているところも増えており、地元就職推進の有効な手段となっております。このインターンシップへの学生の参加率は年々増えており、公益財団法人秋田県ふるさと定住機構の調査によると、平成27年3月卒業生で40%台であったものが、平成28年3月卒業生では70%台となっております。

今後とも、能代山本雇用開発協会に補助金を交付するとともに、地元企業や秋田県ふるさと定住機構などと連携しながら、高校生の地元就職が図られるよう取り組んでまいります。

3点目の「自宅から通勤可能な企業への就職を条件に、車の免許取得費補助の考えはあるのか」、4点目の「能代市で行っている就業資格取得支援事業を行う考えはないか」について回答いたします。

就業資格取得支援事業を行う考えはないかについてであります。先般の全員協議会でも概略説明させていただきましたが、当町でも平成29年度から実施いたします。この支援事業は、仕事に役立つ資格または免許を取得する際の経費の2分の1を町が補助するもので、上限を10万円としております。支援対象者は、町内に住所を有する満60歳以下の個人で、かつ事業所に勤務している就業者でスキルアップを図りたい方、在学中の

方で就職に必要となる資格を取得する場合となっており、国家資格と国家検定・技能検定等が対象となりますが、車の免許取得費補助については現在のところ考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、有限会社峰浜培養の余剰金についてであります。峰浜培養が町の支援を受け、平成25年1月に新菌を導入し事業を再開して以来、単年度収支では毎年黒字決算となっております。しかし、平成25年度の単年度収支では1,770万円の利益金を計上していますが、前年度までの繰越欠損金額が2,170万円であり、実質収支は390万円の赤字であります。平成26年度は柴田議員がおっしゃるとおり、単年度収支では約2,550万円の利益金を計上していますが、前年度の繰越欠損金を差し引いた実質収支は約2,100万円であります。

峰浜培養では、ようやく実質的な黒字経営となったものの、この時点で長期借入金負債残高が約2億1,000万円あり、経営基盤が脆弱な状況でありました。このことから、町では平成27年度予算で出資金を予算計上し、8,500万円の増額出資を行い、経営基盤の強化に努めたところです。峰浜培養では、町からの出資金で長期借入金の圧縮を実施したことも一因として、平成27年度は単年度収支で約2,780万円の利益金を計上しております。しかし、長期借入金の返済期限が平成35年度まで続く、厳しい経営状況であることに変わりはありません。

柴田議員がおっしゃる、会社法第105条「株主の権利」の一つである「剰余金の配当を受ける権利」については、十二分に認識しているところであります。確かに、平成26年度、平成27年度の2カ年で剰余金は計上されていますが、現在の経営内容から判断すれば、配当するにはもう少し時間がかかるものと考えております。

峰浜培養が設立されてから20年目に入り、建物の修繕が必要になってきております。また、施設内部の高額な機械類や空調設備は耐用年数が既に過ぎており、毎年修繕をしながら稼働している状況であります。なるべく早い段階で機械・設備を更新していかなければなりません。そのためには剰余金を積み立てておく必要があると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3問目について、教育長からお答えをいたします。

○議長（芦崎達美君） 次に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 皆様おはようございます。私の方から、柴田議員の白神体験センターの指定管理再指定についてのご質問にお答えいたします。

まず、「民間の営利法人を指定するように県に申し入れる考えはないか」につきまし

ては、ご存じのように秋田県自然体験活動センター、通称あきた白神体験センターは、平成19年7月1日に施行された県条例第86号「秋田県自然体験活動センター条例」第1条により、「豊かな自然との触れ合いを通じて行う体験活動その他の体験活動の機会を提供し、もって青少年の心身の健全な発達を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資する」と、その設置目的が規定されており、青少年の成長過程において、健全な発達には欠かすことのできない自然体験の有効な場、さらには成人の生涯学習の重要な拠点施設として、本町に設置されたものと承知しております。条例が施行された同年同日に、当センターは町議会の皆様のご理解のもとに、教員を派遣する県の教育機関として開所し、以降、本町が指定管理者としてその管理・運営を担ってまいりました。

県は、指定管理者の選定には、平成17年3月18日公布の県条例第3号「秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」によって、指定管理を受けようとする者を一定の基準に照らし合わせ、最も適当と認める団体を選定し、民間委員を含めた「秋田県教育庁指定管理者選定委員会」の承認を得た後、県議会の議決を経て指定すると規定しており、当センターにつきましても、この条例に規定されている手續を経て町が指定管理者に指名されているものであり、今年1月に開催された選定委員会には町も出席を求められ、センターの概要や事業計画を口頭説明し、委員からの質疑に対応したところであります。

また、冒頭申し上げましたセンター条例第7条では、「センターの管理は、法人その他の団体であって秋田県教育委員会が指定するものに行わせることができる」と規定し、民間の営利法人も、柴田議員が言われたとおり指定管理者となり得ることが明記されております。

しかし、体験センターは県が設置する公の施設であり、ただいま申し上げた「秋田県自然体験活動センター条例」第1条により、豊かな自然との触れ合いを通じて青少年の健全育成と成人の生涯学習の重要な拠点として、「専門の教員を派遣する県の教育機関」に指定したこと、「秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に規定された選定委員会の承認を得て議会の議決を得るなど、指定管理に関する考えや手續に沿って選定されている以上、現時点では県が民間の営利法人を指定することはできかねるものと認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、「県の直営とするよう申し入れる考えはないか」についてであります。委員ご存じのように、このたびの指定管理継続に当たり、「開所以来、町財政負担分、いわ

ゆる赤字部分を、県の応援をいただきながら様々な経営努力を続けてきているのが解消できていない」という実情を県当局に数度にわたり訴え、県直営という方向性も視野に入れ、何らかの対策をとっていただけるよう再三協議を重ねてまいりました。その結果、このたび300万円を超える指定管理料と、町にとって有利な条件で冬季間の休館を認めていただいたところであり、県の支援も含めて、平成29年度以降、可能な限り町負担を少なくすべく努力してまいる所存であります。

このようなことから、現時点では一定の措置がなされたことを評価して事態を見極めたいと思いますので、現時点では県直営の申し入れ等は考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、「来年度再指定を受け入れ、冬期間4カ月休業した場合の経費削減額は幾らか」についてであります。当初、県との協議の中では11月から翌年の2月まで完全休業とし、県の教職員も引き上げ、町も保安要員のみを配置することも選択肢の一つとして考えたわけではありますが、施設は完全休業したとしても、施設管理上それを維持していかなければならない費用も人件費に次ぐ多額の経費であることは、自明のことです。

また、これまで冬期間は、町の子どもたちの宿泊研修や県の委託事業、そして町の様々な団体の日帰り利用も多く、収入額は少なくとも、その事業や行事を廃止した場合のことを考えますと、これまでの経費から格段に削減されることは考えられません。

しかし、休業すれば、これまで少ないとはいえ宿泊を受けていたことで支出していた人件費、宿直管理委託料、暖房費、光熱水費などは、その分削減される見込みと考えております。また、新たに県から支出される指定管理料の350万7,000円は、町にとっては、これまでと比べて大きな経費削減額と解釈できるものと考えております。

次に、「再度5年の再指定は長くはないか（当初単年度との説明をいたしました）」についてであります。昨年12月5日の議会全員協議会において、これまでの県との協議で一定の整理がついたこととして議員の皆様方にご説明申し上げましたとおり、平成29年度から平成33年度まで5年間の指定管理期間中に、ハタハタ館との一体的な運営による活用を図ることとして、県からの譲渡も視野に入れた検討を進め、指定管理の短縮も可能とすることとしたと経過報告をさせていただきました。

なお、このたび締結する基本協定書には、指定管理期間中の指定の取り消しに関する条文も盛り込み、必要であれば県と町との協議により指定期間の短縮を可能とすることも明示することを確認しております。

次に、「県職員の派遣は今までどおりか」についてであります。冒頭でも申し上げましたように、条例では当センターの設置目的を「青少年の心身の健全な発達を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資する」とうたっており、当センターを運営し、広く県民等に利用してもらうことは、県の青少年健全育成及び生涯学習振興の重要な施策の一つと認識しております。したがって、県職員の派遣については、自然体験等の体験学習や生涯学習の各種学習機会の提供が欠かせないことから、専門性の高い職員、つまり社会教育主事有資格者を、社会教育主事として配置してきました。

今後も、設置目的が変わらず、町の指定から離れて民間営利法人を指定しない限り、県教育施策の重要な役割を担う教育施設として機能を充実させるため、人材の派遣は必要であるとの考えを県と町で同じ認識としております。このことから、社会教育主事として教員合わせて2名について、今後も継続して派遣されることになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上5つの項目についての回答とさせていただきます。ご理解くださいますようお願いいたします。終わります。

○議長（芦崎達美君） 6番議員、再質問はありますか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今まで何遍も申し述べておるんですが、人口は町の基軸であります。県の調査統計課の発表で、町の2月1日現在の人口は7,112名だそうです。これは一昨年の国調に基づいて推計してる人口ですので、これがおそらく実態数じゃないかと、こう思っております。町の地域に基づいた人口とは若干違いはあるんですが。

人口減少対策は一丁目一番地の政策であって、町でも最重要課題と位置づけており、町長を先頭に全庁挙げて取り組んでおられます。なりふりなどかまわれない状況ではないはずであります。町内の高卒者に対して働きかけを行うのは当然と思っておりますが、町では直接働きかけを行っていないという先ほどの答弁でございました。また、若い人に町に帰ってきてもらうために、平成29年度から行う奨学金返還助成も人口減少対策の一環だろうと思っております。町外から移住してくる人に対しては移住奨励金もあります。住宅のない人に対しては住宅の斡旋もし、またそのリフォーム使用も450万円を上限して町で行っております。ならばですね、最初から地元に残って居住する方に対しても同等の補助があつてしかるべきだろうと私は思います。そうでないと不公平・不平等であります。

免許取得には約、個人差はあるようですが35万円から40万円ほどかかるそうです。地元に残る人にとって車は絶対必要なものであります。35万円から40万円もかけて免許を

取得し、さらに車も購入しなければならない、それは親御さんの負担も大変なものだと思います。町の方では、この免許取得に対して補助の考えは今のところ考えてないという答弁でございましたけども、親御さんの負担、地元に残る子どもさんの負担をなるべく少なくするために、やはりこの免許取得の、普通免許の取得の助成は行うべきだと思います。今一度お尋ねいたします。

資格支援事業では、普通免許の取得は対象とされておりません。あくまでも大型二車免許だとか大型免許とか、そういうのは対象となっておりますけども、普通免許においては対象とされておりません。やはり地元に残っていただくお子さんにも、それなりの助成はやっぱり行うべきであります。

それから、この資格取得事業に対してなんですが、先ほど申しましたけども能代市の場合は、身体に障害のある方々が資格を取得する場合は100%、そのかかった費用を補助しております。今、身障者の雇用が国の方でも義務づけられております。身障者が資格を取得する場合は、やはり能代市と同様に100%の助成とするべきだと思うんですが、その点などについて今一度ご答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

今、雇用開発協会の話先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、地元企業であれば当然商工会に入っている状態がありますので、そういった方々の意思疎通なり受けながらですね、必要であればまた個別の企業に対策をすとか、あるいはまた直接訪問するとかというようなことになると思いますので、まずそういった点からちょっと入ってみたいというふうには思っております。

それから、就職地元にする場合は、いろいろ本人の条件もありますし、自分がやりたい仕事、そしてまたそれにかなう仕事があるのかどうかというのも非常に大事な要素の一つにはなってきます。確かに全ての面で、地元に残るからいろんな形の優遇策考えられることはあるわけでありまして、ただ現実の中で免許というのはもう、若年層であれば9割方全部取ってる、一般的に取ってるのが状況であります。あえて、この免許取得があれば地元就職するというようなものでは、今、時代的にはないのではないかなというふうに考えております。今回のこの事業についても、今年初めてやるわけありますので、実行して様々な問題点も出てくるとは思いますけども、先ほど申し上げた障害者の支援等についても、まず今の制度で走ってみてですね状況を検証しながら、こ

の後また改善すべき点については改善していくと、こういう方向で臨んでいきたいと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 就職者の定着についてお尋ねいたします。

県の建設業協会の調査によりますと、高卒者の3年以内の離職率は2012年度末で42.9%、2013年度末が31.6%、2014年度末が38.8%と高く、職場定着が課題となっております。残念ながら、能代山本地区のこの離職率については調査がございませんので分かりませんが、能代山本管内のハローワークでの建設業の募集率が非常に高いわけです。この数字から察しますと、能代山本地区でも似たような状況ではないかと、こう思っております。さらに残念なことにですね、この離職者の多くが新たな職場を求めて県外に出ていくという状況のようであります。今、土木建設業に携わる人が非常に少なくなっております。昔は3Kと言って、この職場は非常に嫌われたわけですが、近年は職場環境も随分改善されて、女性の技術者も若干見受けられるようになりました。ですから、事業所とタイアップしてですね、できるだけこの資格取得事業を利用して若い人たちに資格を取っていただいて、それが職場での給与アップに繋がるよう、町としてもやっぱり資格を取った場合は給与にそれを手当としてでもいいから反映させてくれるようやっぱり求めるべきだろうと、このように思います。

能代市の場合は就業という、うちの方は資格支援事業なんですが、就業資格支援事業という名称でありまして、この制度を利用して資格を取得した方の75%が市内の企業に再就職しているということでもあります。どちらかというところ、能代市の場合は事業所に働いている人のスキルアップを図る意味じゃなくて、仕事を探している人が就職しやすいように資格を取得するのに助成しているという内容のようであります。ですから、うちの方でこれから行おうとする事業とは若干内容が異なってくるわけですが、いずれにしても地元企業に就職した人がずっとその職場で定着するように、やっぱり手厚く支援を行うべきだろうと、こう思います。今一度この点についてご答弁いただきます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

町内の定着率とかについてはデータは私は持っていませんので、これはお答えはできませんけども、やっぱり一般的に、自分が求める職場の姿と実際体験してみた感じのミスマッチと言えればいいかな、そういうものはかなりあるというふうには伺っております。

ます。現在は、例えば給料であるとかそういうものばかりでなくて、休日であるとか福利厚生であるとか様々なものです。判断していく、そういう状況が強まっておりますので、その中でやはり企業側の努力もまた必要になってくるとは思いますけども、いずれ実態はかなりいろいろあるということは聞いております。

それから、そういう中で資格あるとなしではまた条件面でかなり違ってくる要素もありますので、できるだけこういう事業を使いながらスキルアップしていただきまして、給与面にも跳ね返りするような状況になればまた、より本人の待遇そのものにも響いていくわけでありますから、できるだけPRをしながら宣伝をしていきたいと思っております。

先ほどの、この今の町の方で考えているのは、企業に就職した者だけでなく、ハローワークに求職したものであるとか、あるいはまた在学していてもこういう資格を取りながら就職したいと、こういう者も対象になっていきますので、十分私の方でも内容についての周知をしっかりと図りながら、できるだけ多くの方々から利用していただくように頑張りたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 要は、この事業をしっかり町民に周知されて、能代市みたいに予算が足りなくなるというような状況になるよう、しっかりその町民への周知の方をお願いして1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（芦崎達美君） 2問目の峰浜培養の剰余金について再質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） さっきの町長の答弁を聞いて、私ちょっとこうがっくりきてるんですが、さっきの町長の答弁は、有限会社峰浜培養の19名の社員の代表としての答弁のような感じがしてなりません。約7,500人の町民の代表としての町長の立場を考えれば、当然出資配当を主張するべきだと、こう私は思うわけであります。米依存からの脱却を目指してシイタケの販売額を平成31年度に10億円との取り組みには、私も異を唱える気は毛頭ありません。8,500万円を貸付金から出資金とした時も、私は賛成いたしました。しかし、この8,500万円というのは過疎債を充当しております。つまり借金までして、町では峰浜培養に出資したわけであります。今、シイタケの関連の就業者数は199名だそうであります。この199名の中には、町外からの方も何名か含まれております。町全体の人口からすれば、わずか二、三%であります。言うまでもありませんが、町のお

金は町民みんなのものであります。峰浜培養で利益が出たのであれば、その何%、何割かをやっぱり配当金として町長の立場として総会で主張すべきではないかと、こう思うわけですが、今一度町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

町の配当を受けると、そういう権利についてこれを放棄するものではありません。いずれ経営状態が好転した場合の話としては、当然そういうものも主張していくべきだと思いますけども、株式の一人として現状の培養の会社を分析した場合には、そういう今の状況から考えると厳しいんじゃないかと。過去ずっと、今20年近くなるわけですけども、ごく最近、本当に黒字に転換をしてきているという状況がありまして、発足当初からずっと剰余が出れば生産者還元という立場でやってきて、会社自体としてのそういう体質的なものは非常に弱かったということであります。で、現状、設備関係についてもやはり手を入れなければならないものも出てきていますので、じゃあ配当とかでやりながら必要な時はまたっていう追い求めるんじゃないかと、やっぱり会社自体としての体力もある程度つけながら、自分方でできることをやっていくというようなそういう体質に転換をしていかなきゃならない今の大事な時期ではないかなと思っていますので、この状況が好転していった場合は当然、町としても株主であるわけですか配当するようにですね、それは求めていくことは一向差し支えないし、またそのとおりすべきだとは考えていますけれども、現状を考えた場合はまだそこまでに至ってないというのが考え方でございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 私は以前にも述べておりますけども、最終的には峰浜培養から町の方で手を引いて、本来であれば生産者であれを運営していけるよう、やっぱり町として指導すべきだろうと斯様に思っております。なるべくまず利益を出して、峰浜培養の債務を減らして、生産者に引き継げるよう、これからも頑張りたいと思います。2問目についてはこれで終わります。

○議長（芦崎達美君） 3問目の白神体験センターの指定管理再指定について再質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 先ほど教育長の答弁で、町では有利に県と協議が行われて305万7,000円ですか、の指定管理料もいただけることになると、こういう答弁でございました。し

かし、この305万7,000円というそのお金の算出根拠は何なのか。どういうことで県からのこの毎年度305万7,000円、しかもこれには上限という文言がついてるんですね。ですから、300万なのか250万なのか、その状況によって、305万7,000円というしっかりとした金額なら、固定した金額ならいいんですけど、上限という文言がついております。このまずお金の算出根拠ですね、どうしてこういう金額が管理料として提示されたのか。

それから、従来、公共団体と公共的団体に限って認められておった管理制度なんですけど、それが244条の2項の3ですか、規定が一部改正されてますね、民間でできることは民間でということ民間活力を導入する趣旨のもとで、この指定管理者制度というのが導入されたわけなんですけど、どういうわけか白神体験センターの場合は、この改定前の法で指定管理がなされてる。そこの経緯が先ほどの教育長の答弁で、私、今一つこう分からなかったわけですので、その点についても再度ご答弁いただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

最初に、この305万7,000円の根拠につきましては、詳細については県の方から示されておりましたけれども、今日持ってきておりませんので後で資料として提出したいと思いますが、平成29年度から平成33年度までの5年間の債務負担行為が可決をしております。1,528万5,000円ということで、これで県の方では予算を取っておりますので、そのところだけ今把握しておりますので、細かいところについては後で報告したいと思います。

あと、これまでですね、県の方とのやり取りはかなりの数を行いました。話の中では、やはり毎年毎年2,000万円以上の赤字が出てると。これをやはり何としても解消したいということで、県の応分の負担をお願いしたいということで話をしてまいりました。ただ県の方でお話しするには、交渉の中では、町も大半が職員の給与であると。もちろんそのとおりであります。県から派遣されている教職員も2名であります。町と同じです。県の教職員ですから、もちろん給与も高いわけでありまして、それも県としては白神体験センターの職員として派遣してる。そういう意味では、お互いにその給与分については差し引こうではないか。その差し引いた分については、残りは多くて単純に計算すると600万円から800万円と、その程度が赤字の部分ではないかと。それを折半しようではないかと、そういう話まで出ましたけれども、まあそういうような経過も含めて、このような金額に弾き出されたことも加味されているのではないかなとは考えております。

ただ、今回の指定につきましては、ハタハタ館との一体的な運営による活用を図ることという条件をつけて5年間、短いのであれば1年でも結構だという指定管理を受けるわけでございます。これもですね非常にやはりこれまでの過程からいくと、町で最初は無償で譲渡を受ける、そして町で経営してくれ、ハタハタ館とも一体的な経営をしてください。町で体験センターを経営するのであれば、県の職員は派遣する。しかし、教育施設として県の方で認めてるわけですから、それが町から離れて他の営利法人が経営することであれば、これは県の職員は配置しない。そういう話も等々、かなり厳しい話もございました。まず、平成29年度から最長5年間の指定管理を受けることとなりますので、その間でハタハタ館との一体的な運営による活用を、平成29年度以降、早急に取りまとめて、皆様のご意見を聞きながら進めていくことが大事ではないかなと思っております。

まず、先ほど柴田議員の質問にありましたその削減額についてはですね、あえて金額を述べませんでした。それは、今年度の場合でありますけれども、11月から2月までの実績だと利用客が13日間ありました。8団体228人でしたけれども、その中で個人的な利用については3日間12人でありました。それにかかる人件費と宿直管理委託料と暖房費と光熱費を計算した場合には、その3日間で6万円程度であります。これが現実の金額でありますので、この辺も、答弁では申し上げましたけれどもご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 時間ももう迫っておりますけれども、指定管理に関しては県と基本協定書というのを交わしております。この中ではですね、業務に関する確認事項として事業計画書を毎年度指定する期日まで提出しなければならないということや、月例報告書も提出しなければならないなどとうたっております。当然、先ほども申し上げたとおり、最初から赤字の収支計画書を提出するはずはないだろうと思うんです。できれば、この事業計画書や収支の報告書など、後で提出いただければと思います。

以上です。

○議長（芦崎達美君） これで6番議員の一般質問を終了します。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 議席番号10番山本です。通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、新規就農者支援体制についてであります。

農業は、市場経済や農協改革などで大きな岐路に立たされていくことが予想される中、最も重要であると考えるのは、やはり農業を担う人材であります。就農意欲のある若者や農家の後継者が、志半ばに挫折することがないような支援体制が重要と考えます。農外からの就農希望者は、技術があっても農地や住居の確保、販路の開拓などが課題となっており、各地でそれを解決できずに就農をあきらめる事例があると聞いております。現状の就農支援は農地や住宅の確保に課題がありますが、就農の入り口段階での支援体制は整備されているものの、今後は就農後の出口対策として、新規就農地の経営、生活状態をいかにフォローアップするかが重要な取り組み課題だと考えます。当町でも新規就農者、特に新規参入者の定着率が低いという問題を発生する懸念があり、それは新規就農者の厳しい経営状況を反映したもので、就農後の経営指導や経営展開に必要な経営資源の確保をサポートすることが、受け入れ側である当町に求められます。当町の就農支援は、入り口対策は充実していると思いますが、他方では新規就農者の就農後をサポートする出口対策の取り組みは不十分と感じるのであります。今後はさらに多様化が進む就農ルールに応じた受け入れ体制の整備と、就農後の対策が重要な取り組み課題だと考えます。

先日、山本農協峰浜地区の若手農業者と教育産業建設常任委員会に所属する議員6名と、農業課題について懇談会を開催したところ、青年就業給付金で新規就農した就業者の中に、助成制度や指導体制について若手農業者の習熟度が低い者がおり、そのことによって農業継続率が低くなることを心配しておりました。参加した若手農業者は、八峰町で農業を営む仲間として、就農した数少ない後継者が挫折してもらいたくないという思いを言っておりました。そのためには、新規就農者に対し、個別で個人別、品目別の営農相談や栽培技術など指導体制が不十分だとの意見があり、懇談会では若手農業者から、農薬の違いや栽培などの技術的な基礎的なことが分からないことや、栽培技術や農作業を援助する指導体制づくりをしてほしいなどの要望が挙がり、町や関係団体と連携して対策を講じる必要性の要望を受けてきたところであります。委員の大方の意見は、農業に参画した若手の皆さんを町を挙げて支援のため、営農相談や栽培技術を、農家の先輩方と皆さんで地域農業を振興し守っていこうと感じたところであります。

そこで質問いたします。

新規就農者に対する支援の内容。それから、新規就農者への農地・住居の確保の支援

の内容。就農後の栽培技術などのサポートの体制の3点について答弁を求めます。

次に、移住者の取り組みについてお尋ねします。

移住・定住のポイントは、地域の資源に即した対応が重要であり、単に移住・定住者を増やせばよいというものではないと考えます。地域資源を生かし、求める移住・定住対象者として、受けられる側の第一優先順位は次世代の産業の担い手であり、企業の就労先の少ない当町に移住者を呼び込むには、就労先の確保が必要であります。

これまでの当町の移住・定住の取り組みについては、実績も上がっており、職員の努力に敬意を表するものでありますが、若手の少ない町で企業誘致や企業への就職は厳しいと思わざるを得ません。企業の受け入れの少ない現状で、当町に移住したくても就労先がないのでは、移住に躊躇するのではないですか。当町の産業構造の特徴を生かしていくためには、特に景気に左右されがちな工業製品製造企業の誘致より、自己努力によって生産力や生産額を上げることができる農業分野に施策を高めることが、町内の移住・定住と担い手確保に繋がるものと考えます。そのためには、労働力が深刻になる農業分野の就労斡旋や、特に若い世代や食品加工の技術を持った人などを当町に呼び込み、就農や6次産業化などを通じた活性化を図るなど、農業振興を通じた移住・定住施策に取り組むべきだと思うのです。

そこで、現在行っている移住・定住の取り組みの中で、移住希望者への就労先の紹介はしているのでしょうか。また、移住希望者への住居紹介の状況についても答弁を求めます。

以上2課題、よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本優人議員のご質問にお答えをいたします。

新規就農者については、これまで全国的な傾向として、農業後継者が増えない、新たに就農する若者が少ないなどの状況が続いていましたが、国が平成24年度から青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的に始めた「青年就農給付金事業」を契機として、全国的に就農者が増えており、我が町でもこれまで23名の方が新たに就農しております。

1番目の「新規就農者に対する支援の内容」についてです。

まず「国の支援」については、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年

間150円が給付される「青年就農給付金事業」が最も効果的な支援策と考えています。また、「県と町の支援」については、新規就農者経営開始支援事業として、機械や施設の導入に対して事業費の2分の1から3分の2の補助金が交付されます。夢プラン応援事業では、機械や施設の導入に対して事業費の12分の5の補助金が交付されます。「町単独の支援」については、担い手育成応援事業で、機械や施設の導入に対して事業費の3分の1または上限50万円の補助金が交付されます。また、振興作物拡大支援事業では、畑地に作付されるネギやキャベツなどに対して10a当たり1万円が交付されます。このほか、人材育成事業として、先進地視察や生産技術向上に役立つ研修費として1人5万円を上限に補助する支援策などがあります。

2番目の「農地や住居の確保の支援の内容」についてですが、青年就農給付金を受給するためには、独立・自営就農を目指した5年間の就農計画を作成し、認定されなければなりません。計画作成に当たっては様々な要件を満たす必要があり、「農地の所有権または利用権を給付対象者が有していること」が第一の要件となっております。したがって、親元に就農する場合であっても、農業委員会を通じて親族との賃貸借契約、あるいは第三者との賃貸借契約が必要となります。

給付金受給申請者の方とは、町と県の担当者と三者面談を事前に何度か開催しており、事業の内容や作物の作付、販売等計画作成の相談を行っております。その際に、農地については「親の農地を借りる予定、あるいは誰その農地を借りる予定である」と本人の明確な意思表示があり、農地を借りる目処がなくて困ったという相談は、これまでございませんでした。

また、住居の確保については、これまで給付金を受けて就農している23名の方について、親元の実家や持ち家に住んでいる方が16名、借家や町営住宅に住んでいる方が7名となっております。住居についても自らが親戚や友人、知人を通じて手配しているようで、特に町への相談はありません。

今後、農地や住居での支援が必要な方については、できる限りの情報提供に努めてまいります。

3番目の「栽培技術等のサポート体制」についてですが、青年就農給付金事業には「準備型」と「経営開始型」の2通りがあります。「準備型」は、県が認めた研修機関や先進農業法人などで研修を受ける就農者に最長2年間、年間150万円給付するものです。「農業に従事したことがない」「新しい作物に取り組むので栽培方法が分からない」という

方が申し込んで、栽培技術を身につけることができます。「経営開始型」は、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円給付するものです。どちらも給付金を申請する前には、町や県の担当者が三者面談を何度か行い、準備型か経営開始型かのどちらかを本人の希望で決定しますが、町のこれまでの受給者は、全員が「経営開始型」を選択しています。

栽培技術については、受給者本人が「自分で何とか対応できる」との意思表示があり、これまで町には「栽培技術で困っている」との相談などはありません。実家にいれば両親から聞くことができるほか、JAの青年部や各作物ごとの部会の農家から教えてもらったり、情報交換する、営農指導員からの指導も可能です。また、県山本地域振興局の普及員に連絡すれば、随時、指導・助言を受ける体制となっております。

次に、移住促進の更なる取り組みについてであります。移住定住対策に関しては、主に職員1名と移住コンシェルジュとして地域おこし協力隊の2名で取り組んでおり、情報発信事業においては、全国移住ナビでのアクセス数が平成27年度3,498件で、全国53位、県内市町村では1位となっております。また、ほかにもユーチューブなどでも情報発信を行っております。

「移住希望者への就労先の紹介は」についてであります。問い合わせがあった場合は随時、移住担当が相談に当たる体制となっております。これまでのところ移住者の多くは、全国移住ナビ等のインターネットを介して事前にハローワークの情報を取得しており、自ら就労先を探す方が多い状況となっております。また、移住者の中には、介護士や保育士の資格を生かして就職された方もおります。

ただ、会社員生活を辞めて自然豊かな町で暮らしたいとの思いから、仕事を決めずに移住されてくる方もおり、移住後の就労についても「まちづくり団体はっぼうターン」や「移住者ネットワーク」による情報交換がされてるようですが、町としても希望される方には新規就農や県の起業支援策などの相談に応じる体制も整えております。また、あきた未来づくり協働プログラム「おがる八峰しいたけプロジェクト」により、今後「仕事」も生まれることから、引き続き移住者説明会や全国移住ナビを通して情報発信に努めていきたいと考えております。

次に、「移住希望者への住居の紹介は」についてであります。これまでに移住希望者からの相談を受けて紹介した物件の実績では、公営住宅が3件、空き家バンク等を通じた移住は4件となっております。また、平成28年3月から「お試し移住ツアー」を4

回実施してきており、ツアーでは「移住・定住用空き家」の見学会を組みながら、希望があった物件については、町が移住者の要望を受けて改修を行った上で空き家を貸し出しし移住に繋げたものが8件で、計15件となっております。また、民間の賃貸物件を紹介することもあります。一戸建ての古民家を希望する移住希望者が多く、物件が出るまで移住を決めかねている方もおられることから、平成29年度においても、県の補助金を活用した「空き家改修事業」により、さらに2棟整備することにしており、引き続き移住定住対策に取り組み、町の人口減少に歯止めをかけてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 10番議員、再質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 答弁の中で、新規就農者がですね困っている、作物の育て方等についての困ってる相談は1件もなかったというふうな答弁がありましたけども、先ほど私が質問した中にですね、農協の若い人方と産建の委員会で懇談会を開いた時に、非常に23名のうちの中にたぶんだと思うんですが、あまりこう就業意欲が見えない、まあ作物があまりよく育ってないと思うわけですけども、そういうふうな就農者がいるということを心配されていてですね、この人方がもう少しすれば挫折するんでないかということをお心配して話題になったわけです。その辺がちょっと当局の方との食い違いがあるんですが、その辺もう一度確認したいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

山本議員が23名の就労者全員の話聞いたかどうかは分かりませんが、町は新規就農を認める場合には、県とか本人を含めて三者面談もやっていますし、事後にもいろいろあれば必ず相談してくれるように話をしておりますけども、その方々はもちろん就業意欲に向いてる方々ばかりでございますので、特段今の段階では、議員がおっしゃったような事例は町の方では把握しておりません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） いろいろ、これは個人の認識っていうか取り組みの姿勢だと思うので、これをどうすれということではないのですが、やはり素人が取り組むわけですから、その辺は十分な何ていうか相談体制みたいなものを、町だけでやるわけではありませんが、先輩農業者とかですね近くの協力者とか、そういう相談体制をつくるべきではないかなというふうに考えますが、その辺はどう考えておりますでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

最初であれば誰でもいろいろ分からない点はいっぱいあると思いますけども、私の方では新規就農者に対しては、いつでも何かありましたら相談くださいと、こういうことは言っていますので、何かあれば相談に乗って我々も一生懸命頑張っただけですので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） それについては、今後尚一層努力をお願いしたいと思います。

もう一つ、質問の中で言わなかったんですが、懇談会の中です、繁忙期になると作業員が非常に確保するに大変だということもひとつ話の中に出ていましてですね、それは農業者にとっては収穫の時期になると非常に同じ思いで、人の取り合いになるわけですけども、先の振興計画の中で、新規事業としてですね農業サポーター事業というふうなもので、生産者の繁忙期を対応するような施策があったわけですが、それについて、いつからそれを取り組むのかどうかお伺いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。

休憩します。

午前11時21分 休 憩

.....
午前11時22分 再 開

○議長（芦崎達美君） 再開いたします。

ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木正志君） 山本議員の質問にお答えします。

確かに八峰町が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、農業ヘルパー制度創設事業という事業を盛り込んでおりますけれども、これについては課内で検討しました。で、今、あきた白神農協にはこの制度があると。で、秋田やまもと農協にはこの制度がない。で、今、合併の話が出ていまして、今、山本農協でつくってもたぶん合併後にまた再編されるだろうということで、その合併後にこの制度をつくりたいと考えておりますので、その時に話し合いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 今、合併の話出たので関連して質問しますが、平成30年4月にやまもと農協と白神農協が合併するわけです。するわけですから、合併する予定で進んでるようでもありますけども、そうなるそうですね一番心配してるのは、仮に農産物のブランドの関係だけなんです。今、白神農協ではネギが白神ネギというブランド名で、10億円を突破した産業生産物であります。そうなった場合に、八峰町でもネギ1億円ぐらい生産してるのかな、それが取り込まれてしまう。白神ブランドでないと売れなくなってしまうと。それから、今現在八峰のシイタケ、それもどういふふうな名前になるかちょっと分かりませんが、その今いろんな地区で地元の産地ブランドというふうな形でですねブランド名を使って売り出そうとしているところに、農協の合併に伴って大きい農協に吸収されてしまうと、ブランドも吸収されてしまう、そういうふうなことになると思いますね、生産者の生産の意欲が減退される可能性があるわけですね。だからその辺について、このフォローをどうしていくのかと。全てそれが農協オンリーでいいのか。本来的には、販売力を持てば自社ブランドなり個人ブランドで売ることだってできると思いますが、これからやっぱり少しでも所得を上げるためにはですね、そのブランド名っていうのは非常に大切だと思うわけです。その辺について、町の方ではですね、どこまでも農協を中心にそれを、農業者を支援していくのか。個人もしくは法人とのブランドというふうなことにも力を入れて、その生産者を指導していくのか。その辺意見を求めたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。

休憩します。

午前11時26分 休 憩

.....
午前11時28分 再 開

○議長（芦崎達美君） 再開いたします。

通告にはなかったわけですが、関連質問ということではありますが、当局で答弁できますか。

休憩します。

午前11時28分 休 憩

.....
午前11時28分 再 開

○議長（芦崎達美君） 再開いたします。

ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 一応お答えをいたします。

J Aについては合併協議そのものが今進んでいるようでありますけども、中身そのものについては私の方にも入ってきておりません。したがって、この後、J Aと自治体との間でいろんな話し合いもされるものと思っております。これは私どもの町だけでなく、能代市山本郡みんな全部関連することでありますので、その中で内容が分かれば、それに対しては町の対応もいろいろ考えていかなきゃならないと思います。その中で、今、山本議員がおっしゃったような問題もいろいろと出てこようかと思っておりますので、そういう問題はその中で検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） いずれ合併になると、サポート体制が不十分になる可能性あるわけですね。結局、大きい生産者の地域ばかりにですね、その支援がいった、八峰町の方には支援体制が少なくなる、そういうふうな状況を懸念しておるわけでありまして、その辺をしっかりと、まあ合併の話前提になるわけですけども、それも踏まえてですね農協の方に協議していただきたいというふうなことを申し述べておきたいと思っております。1問目の部分については終了いたします。

○議長（芦崎達美君） 2問目の移住者の取り組みについて再質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 移住・定住については実績も上がっていることですし、それについては非常に努力しているなというふうを感じるわけですけども、ただ、私は町の産業人口の中ではですね、農業者として受け入れるべきものだというふうを感じているわけですよ。やはりこの荒れてきている農地、それから空き家となっている家、これらを活用するためにですね、農地と家の確保をセットにして、こないですかというふうな取り組み方がいいのではないかなど。先例ではですね、山口県の周南市というところではですね、技術研修地の確保、それから機械等の設備、それから住居の確保をパッケージでやって、来てくださいというふうに取り組んでいるまちがあります。こういう、ここまですることも、ひとつは農地の維持に繋がるのではないかなというふうに思うわけです。私らはもう一つ、担い手というのは農業や漁業の人を指して言うのではないかなど。企業に勤めている人の担い手っていうのは存在しないし、サラリーマンの担い手っていう

のも存在しない。結局は、農地があり、住居がある、そこに就業する者が担い手として考えるわけですが、その中でいろいろ担い手としてですね認定農業者、それから集落営農組合、それから農業法人等あるわけですが、単に移住・定住、まあ個人ばかりではなくてですね担い手として捉えた場合、企業も担い手としてなれる、一般企業を八峰町に、農地を、それからアパート等を求めてですね、与えてですね、企業から参入してもらうというふうな方法だってあるのではないかなというふうに考えるわけです。今最近、ローソングループとかですね、いろんなスーパーとかコンビニ関係が全国で農業生産法人をつくって、何だ、生産物をつくって、ダイレクトに自社製品を販売している例があるわけですが、移住・定住に関わればですね、そういうふうな企業での農業生産法人を各地につくってもらうという誘致の仕方もあるのではないかなというふうに思うわけです。ですから、そういうふうな考え方について当局の考えを求めます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

農業は町にとっても基幹産業でありますし、それからまた、今、担い手を確保するというのは重要な課題であるということは認識をしております。後段申し上げた法人ごとに町に来ていただくと、これも一つの方法だとは思いますが。ただ、今進めている移住対策については、農業に特化した移住対策ではありませんので、それぞれ来る人のニーズに合わせて私らも対応しながら今やってるという状況の中で、もし就業する、働くものがないとすれば農業を勧めたりですね、先ほど申し上げたように、例えばシイタケも始まるわけですが、そういうものもあるよとか、いろんな形での勧め方はしていきますけども、現実はそのままで大きくですね私の方で、農業に特化したような形でやりたいというふうな人はそう多く今のところはないので、現実としては、これから先ですね、そういう来るんだけど何も就農のチャンスがないんだということであれば、農業等も紹介しながら頑張っていきたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 現実に就業先の紹介っていうものがやっているのでしょうかということとですね、町内の事業所なり個人企業というんですか、そういうふうなところからの募集の状況などは把握してあるのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほども答弁の中で申し上げましたけども、移住する際に就労先

の紹介があったかという、さっき質問は受けたので、今のところではそういう状況はありませんという話をしていたとおりであります。だからもし仮にそういう希望があるとするれば、私の方でも町内企業を支援したり、あるいはまた農業であるとかそういうものですね相談に応じながら、移住者に紹介をしたいというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 2つ目の、町内の就業者の状況は確認しているのかどうかというのを聞きたい。それについてはどうなんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 求人状況とかについてはハローワークで照会すれば分かると思いますけど、今のところ把握していません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） ハローワークについてはどこでも見れるような状況ですけども、ハローワークにかからない結構農家、まあ水産でもそうですけども、繁忙期になると人が足りないということが非常に言われているわけですよ。その辺、何人必要だったかという人数までは求めませんけれども、やはりいつ頃どのような職種で、どの地域、まあ名前まで分かれば一番いいんだろうけども、その辺のところはある程度大雑把でも確保しておく、認識しておく必要があるのではないかというふうに思うわけですよ。そうすることによって、移住者ばかりではなくてですね、地域の農林水産の関係の事業者の人も、今、役場さ相談に行けばこの人あいてらどか何とかというふうなのを出してもらえというふうな使い方もできるわけです。そうすることによって、移住者そのものも、普段は仕事はしてないけども繁忙期ぐらいただ手伝いにいってもいいなというふうな、何という、移住者のまあ何ていう、ボランティア精神も宿ったりですね、地域にこういうふうな仕事があるというふうな何だ、知り合う機会もできたりすると思うわけですが、その辺はそういう考えがないのかどうか伺います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

気持ちとしては分かりますけども、その作業をやるとなればハローワーク並みの体制を敷いて、いろいろな情報を町でやるだけの体制を組まないとなかなか不可能だと思います。したがって、いろんな情報については我々もいろいろ知ってることは大事でありますけども、それを全部集約してやるというのは、今の体制の中ではちょっと無理だと

思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 非常に残念な話ですが、別にどこどこで欲しいということまで求めているのではなくて、この時にどこの農作業要員が農作業で、どこの職種でこの人が募集してるんだよというぐらいの状況把握っていうのは、やはり必要なのではないかなというふうなことを思います。それについては、今現状であまりにも執行部の方が難しく捉えてるために取り組めないという残念な話ですけども、いずれそういうふうな思いですね、町内の産業の受け入れ体制というふうなものを周知っていうか把握しておいてもらわないとですね、町内の移住・定住の際に説明もできないのではないかというふうに感じます。まあそういうことを今後頭の中に入れて、移住対策等に力を入れてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 答弁は求めませんか。

○10番（山本優人君） ありません。

○議長（芦崎達美君） これで10番議員の一般質問を終了します。

休憩します。

午前11時41分 休 憩

.....
午前11時41分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 2番笠原吉範です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1問目は、八峰白神ジオパークについてでございます。

八峰白神ジオパークは、平成24年9月に日本ジオパーク協会の認定を受け、4年に一度の再認定審査が昨年11月12日から3日間行われました。その結果を受け、12月9日に当ジオパークを含む10地区の審査が行われ、残念ながら八峰白神ジオパークは条件付きの認定となりました。つまり2年後、来年、再び審査を受けることになったのです。再認定審査に当たりアクションプラン案が作成され、12項目に及び課題解決に向けた計画が示されました。しかし、その内容は具体性に欠け、時間的にも人員的にもかなり厳し

いものに思われます。具体性を持ち、的を絞り、再認定を目指すべきと思いますが、町長の考えをお尋ねします。

続いて2問目は、人口減対策についてであります。

本県の人口は、今月中にも100万人割れをする見通しです。県では、予想を遥かに超える人口減に歯止めをかけるべく、4課、職員81名による新組織「あきた未来創造部」を4月1日に設置することとし、人口減対策に421億6,000万円を計上しました。町の人口も合併以来10年で1,500人あまりが減少し、町長が北羽新報社の新春インタビューで話しているように、人口減への歯止めが最重要課題であることは言うまでもありません。

そこで、新年度予算では人口減対策にどのように予算配分をしたのかお伺いいたします。

以上2問、よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの2番議員の一般質問に対するの答弁は、時間の関係上、午後から答弁いたします。

休憩いたします。午後、再開1時からです。よろしくお願いたします。

午前11時45分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 午前中に引き続き再開いたします。

午前中の2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 笠原吉範議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、八峰白神ジオパークについてであります。平成24年9月に全国で25番目となる日本ジオパークとして認定され、それ以降、世界自然遺産白神山地の恵みを楽しみつつ、小さな町のスケールメリットを生かし、地域の様々な団体等と互いに顔の見える連携を築きながら、推進協議会を中心に町ぐるみでジオパーク活動を推進してまいりました。認定から4年を経過した昨年11月には、3日間にわたって日本ジオパーク委員会による再認定現地審査が行われ、審査員からは、教育面などの活動や日本語と英語で記載している解説看板などが高く評価されたものの、ジオサイトに対する考え方に科学的な裏づけが不足しているなどの課題が指摘され、12月9日の第32回日本ジオパーク委員会では、全国12名の委員による審議の結果、2年間の条件付きで再認定となりました。

本年1月には、再認定現地審査を基に評価される点と今後の課題・改善すべき点が記

載された「審査結果報告書」が、日本ジオパーク委員会から送付されてきております。それによると、評価される点は8項目あったものの、今後の課題・改善すべき点が12項目にわたり示されております。うち、1年以内に緊急に解決すべき点が3項目示されました。1点目は、白神山地の恵みをテーマとしているが、白神山地と海岸の地形・地質との関係や、白神山地の水と動植物を結びつけるストーリーが明確でない。2点目は、ジオサイトとして設定しているものの中に、科学的裏づけが不十分でジオサイトとは呼べないものがあるので、見直しによる再編が必要である。3点目は、2点目とも重なりますが、ジオサイトの設定に当たって科学的な裏づけが不明瞭であることから、研究者の参画・監修を得て進める必要があるということでした。ほかの9項目についても、今後2年間で解決すべき課題として示されております。これを受け、推進協議会事務局では、示された課題を整理し、課題解決のために必要な活動と目標達成時期を盛り込んだアクションプランの素案を作成し、2月6日に開催した運営委員会で1回目の協議を行っております。3月には部会等を開催し、この2年間にアクションプランで示した目標が達成できるよう、的を絞り、より具体的な取り組み内容を詰めていくことにしております。

笠原議員がご指摘のとおり示された課題は12項目になっており、2年間で解決するためには相当難儀することにはなろうかと思っておりますが、今回条件付きとなった大きな要因の一つである、ジオサイトに対する科学的な裏づけが不足しているという点への対処方法として、今後、各部門で専門的な知識を持つ秋田大学の林教授を始めとする専門家数名をアドバイザーに任命し、運営に加わっていただくことで、欠如している部分を補完する方向で進めてまいることとしております。また、ジオパーク推進協議会の職員も各種研修会等に出向き、専門的な知識も数多く習得しておりますし、部会や運営委員などの関係者はもちろん、住民の皆様をも巻き込んで取り組めば、再認定は大丈夫であろうかと思っております。

再認定審査は平成30年11月を予定しておりますが、それまでの間、ジオパーク推進協議会関係者が一丸となり再認定に向けて取り組んでまいることにはもちろんですが、町民がジオパークへの認知度を高め、町全体として活動に参加していただけるよう、講習会等の開催、広報活動等にも力を注ぐこととしております。町としても可能な限り活動を支援してまいりますので、議員の皆様からも今まで以上のご支援、ご協力をお願いいたします。

次に、「町の人口減対策に対する予算配分は」についてであります。秋田県の人口は本年4月にも100万人を切ると予想されており、県は全国に先駆けて人口減対策に特化した「あきた未来創造部」を創設し、人口減対策の総合的な調整を図る「あきた未来戦略課」、新卒者の県内就職などを支援する「移住・定住促進課」、子育てや仕事との両立を支える「次世代・女性活躍支援課」、充実した医療介護サービスのもとで高齢者が共同生活する地域共同体（日本版CCRC）を推進する「地域の元気創造課」の4課と、「高等教育支援室」「活力ある集落づくり支援室」の2室を設置することとしており、人口減少対策に強力に取り組む体制を構築することとしております。

また、知事選を控え骨格予算としながらも、国の地方創生に対応した県の総合戦略関連予算は、平成28年度補正予算の繰越分を合わせると、前年度より約78億円多い445億円を計上し、産業振興、移住・定住対策、少子化対策などに重点配分しております。

町の人口減少対策に対する予算も、県と同様に町総合戦略に掲げた事業に重点配分しており、先の議会全員協議会の説明資料でお示ししましたが、「仕事づくりのための産業振興策」では、おがる八峰しいたけプロジェクトなど12事業に6億2,336万4,000円、「移住定住対策」として、子育て世帯向け民間賃貸住宅建設支援事業補助金など6事業に4,687万1,000円、「少子化対策事業」として、結婚支援体制強化事業など17事業に1億1,458万1,000円、「人口減少社会への対応」として、公共空白地・交通弱者事業など7事業に1,738万7,000円を計上しており、その合計は42事業、8億220万3,000円となっております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は3年目を迎えて、事業費も最大となりましたが、着実に計画の進行管理を図り、人口減少対策を強力に推し進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 2番議員、再質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） まずは1問目のジオパークについて再質問をさせていただきます。

まず最初に言わせてもらいますが、私はこのジオパークを否定するものではありません、私も今日の質問はですね。やっぱりこれまでのかけた経費、それに関わったスタッフの苦労が無駄にならないように、来年の審査は是非条件なしになることを望んでの質問であることをまず言うておきます。

アクションプラン案、私も担当課からいただきまして、こういろいろ読ませていただ

きました。さつき町長が話しされたように、緊急に解決すべき課題として3つ挙げられております。テーマとストーリーの明確化、ジオサイトの見直しと再編、科学的裏づけの確保、この3つであります。で、このですね課題にスケジュール表が載っております。例えばテーマとストーリーの明確化でありますけれども、まず①ストーリーの作成、今月末までとなっております。あと2週間しかありません。ジオサイトの見直しと再編、これはジオサイトの整理は2月いっぱいまでとなっております。もう期限が切れております。この2つの進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） 笠原議員の質問にお答えいたします。

今回作成したアクションプランにつきましては、最終的には総会で認定して進めるということにしております。それで現在、町長も申し述べておりましたが、運営委員会を終了してこれから部会の開催ということで、皆さんから細部まで見ていただいて、いっどこで誰が何をするのかという細かい計画を組んで進めることとしております。その中で、先ほど質問のあったこのスケジュール表のことですけれども、ストーリーの作成、3月いっぱいまで完成させるということになっておりますが、これについてはちょっと計画的に無理があるので、変更して、しっかりしたものを作成したいと考えておりますので、この後、部会等を通じて総会までには修正した日程のものを作成して進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 最初から訂正しなければいけない資料をつくるというのは、いかなものなんでしょうかね。それは時間の無駄というものではないでしょうか。もちろんこのスタートがもう最初からずれていると。案をつくった段階では、もう実現不可能な案をつくってるということになりますよね。だから私、この具体性が見えないというのがそこなんですよ。で、この今、緊急の課題が3つ、そのほかに9つあるわけですけど、あまりにも多岐にわたっていてですね、私、これ無理だろうと私も個人的に思うわけです。全てをこのスケジュールどおりにこなすのはですね、人員的にもかなり無理があるのではないかと思うんですけども、そこら辺は本当にこれ実現できるっていう自信があって作成してるのか、もう一度その辺をお聞かせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

最初のスケジュールがもう既にずれているということでご指摘ありましたので、いずれ内部の手順を経ながらですね、しっかりした形で、これまだ固まらないうちにまた走ってもまたなかなか進まない面もありますので、スケジュールはあと決まってるわけでありますので、それに合わせた形でやるように指導してまいりたいなと思っております。いずれやれるやれないでなくて、やらなければならないと、こういう視点に立って頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 今、町長が答弁なさったように、本当にこう実現できるように努力していただければと思います。

それですね、1月22日の魁新聞ここにあるんですけど、これ、ゆざわジオパークのことが書かれております。で、町長は1月定例会で柴田議員の答弁でも、ジオパークは町民によく理解されているんだというような答弁をした記憶があるんですが、八峰町がジオパークに認定されているという事実はですね、これはほとんどの町民が町長が言うように知っています。でもですねジオパークって何って聞くと、ほとんどの町民は答えられないというのが実態です。このゆざわジオパークの場合ですね、ちょっと読ませていただきますけども、このたび第4回ゆざわジオパーク学習発表交流会が行われた。第4回目だということです。ここでは、湯沢西、湯沢東、皆瀬の3小学校と雄勝高校の児童生徒85人が参加して、劇やスライド発表を通じてジオパークについて学んだということですね。で、ゆざわジオパークはですね、八峰ジオパークと同じ時期に再認定を受けて、ゆざわは4年の認定を受けて、八峰町が条件付きになったわけです。で、もっともっとならぬ、こういった町民を巻き込んだですね、町民に理解を深めていただけるようなこういうイベントをですね、ただジオパークのメンバーだけが集まって講師を呼んで勉強してもですね、私はあまり意味がないと思います。だからこういったことですね、もっともっとならぬ町民の理解を広めていくことが、また再認定に繋がるのではないかというふうには考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今、笠原議員からご指摘されたとおり、やっぱり町民を巻き込んで、このジオパークを進めていくということが非常に大事なことでございますので、この後ですね生かして

いきたいと思いますけれども、いずれ今までの経過の中では、子どもたちにも毎年、学習の場にこちらから講師を派遣したりですね、あるいはまた地域のいろんな座談会等にも派遣したり、様々な形で町民に対する浸透等を図っていますけれども、一例を申し上げれば、例えばここはジオパークに認定されてるよという看板的なものも含めて全然ないので、ほかから来た人は、ここ果たしてジオパークに認定されてるのかということも分からないような状態もありますので、そういった面も含めながらですね、もう少し、ここがそういう地域であるっていうPRもしながら、なおかつ町民もそういうものを意識していけるようなそういうものを進めていかなきゃならないと思います。いずれその点の不足をですね補っていかないと、来年の認定にまたマイナス要素の一つと捉えられる可能性もありますので、この後頑張ったいなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 大変力強い答弁をいただきなと思っております。ジオパーク推進委員会のメンバー共々ですね、再認定に向けまして、来年の認定に向けまして努力をしていただいて、是非4年間ですね、また認定をもらえるようにしていただければありがたいなということを申し上げて、1問目は終わりにします。

○議長（芦崎達美君） 2問目の人口減対策について再質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 人口減少対策について再質問をさせていただきます。

民間委託による若者向け賃貸住宅に関しては、私もちょっといろいろお聞きしたことがあったのですが、この後、嶋津議員と菊地議員から同様の質問がありますので、私はこの件については質問を控えさせていただきます。

定住促進空き家改修事業について質問いたします。

この事業は好評で、現在、町外から問い合わせがあるというふうに担当職員から聞いております。町長も北羽新報社のインタビューで、空き家改修にも繋がる取り組みであり、引き続き力を入れたいと話していますが、新年度予算では2棟分しか予算計上しておりません。この2棟の根拠、私はなぜ2棟なのか。これだけ人口減が進んで対策をしなければいけないという時に、1年間で2棟しか予算計上していないという理由についてお聞かせ願います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） じゃあ、お答えをいたします。

どんどんですね、いっぱいつくればいいわけですけども、一応年度当初は2戸という予算をあげました。この後の、毎年こうやっていますので、この後のですね、そういう申し込み状況とかそういうものも判断しながら、必要あればまたこの後追加をしながらやっていきたいなどは思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） この空き家のこの事業だけじゃなくですね、例えば先ほどの免許取得とかですね、雇用創出支援事業とかこういうものはですね、予算を立てて途中で足りなくなったとぐらいじゃなければですね、本当に人口減対策にならないと私は思います。で、やはり対象となる空き家がなかなか借りれないという事情も分からないわけではありませんが、その空き家募集はですね今2つの方法で公募してますね。町のホームページと広報で募集しています。空き家の持ち主というのはですね、大概町内にいないんですよ。ですから、広報で募集してもあまり意味がないと私は思っております。この空き家は改修したらこの事業に適用しそうだというような空き家の持ち主を探すまでもなく、これは法務局に行って調べればすぐ分かることですから、そういう人たちにですねダイレクトメールを送るとかですね、あと例えば民間の建築業者に、町内の空き家を、対象の空き家を探してくれと。あなたの会社で450万円とリフォームすればいいじゃないかと。その対象空き家を民間の建築業者に探させるという方法だってあるわけですよ。計画を立てても予算計上しても、使われなければどうしようもないんですね。だからそういったですね創意工夫というか、そういうことを見られない。ただホームページにあげた、広報にあげた、使ってくれと言われてもですね、なかなかこれはそんな簡単にいくものじゃないと思いますけども、そのようなちょっと発想をちょっと変えたですね、やり方はできないものかどうか、その辺お伺いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木正志君） 笠原議員の質問にお答えします。

質問というよりはアドバイスだと受け止めておりますけれども、現在、笠原議員のおっしゃるとおり、広報、ホームページ等で募集をかけております。で、今のところその募集で目標とする戸数は本年度までにこなしてきており、ストックしている戸数もまだ若干残っております。で、もしその戸数が不足するようであれば、改めてそういう方策も考えていかなきゃいけないんじゃないかなと考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） やはりですね八峰町は子育て支援が充実しているということで、子育て世代が八峰町に興味を持ってる方はたくさんいるわけです。で、実際、入居待ちをしている人もいるわけです。だからもうちょっと危機感を持ってですね、ぼんやりしてればそういう、せっかく八峰町に関心を持ってくれた人たちがほかのまちに移住してしまうということも十分にあるわけです。ですから、今ストックしてるのが若干あるとか、何ぼあってもいいわけですよ、極端な話。もう本当にですね、人口ふえて困ることはないわけですから。どっちにしろ人口減というのは避けられないですけども、それを緩やかにすることはできるわけです。ですからそういった行動力というか発想という部分をですね、持っていただきたいなど。

3年前に長野県の下條村というところに視察に行かせていただきました。子育て、若い子育て世代がたくさん移住して、奇跡の村と言われている村であります。その村長さんはですね、ガソリンスタンドと自動車整備工場を経営する民間の方であります。その方が村長になって、この村を何とかしなければいけないと考えた時に一番先にやったことは、役場職員、幹部職員から一人残らず交代で、民間の会社に出向させたそうです。ホームセンターだそうです。そこまでやって役場職員の意識改革をして、奇跡の村と言われるようにまでなったわけです。何も私、八峰町の職員を民間に出向させろとは言いませんけども、そのくらいの気構えを持ってこの人口減対策に当たっていただきたいと思いますが、今一度町長の考えをお聞きかせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 一応、町の中では空き家だけでなく、例えば町営住宅であるとか、あるいは民間のアパートであるとか、様々な形で空いてるところもあれば、そういう活用もありますので、やっぱり総合的にそれらが埋まってこう活用できないところに、どんどん空き家だけ改修でつくったから呼ぶという、来るというような状況にも今のところないと思います。確におっしゃったように、発想を変えてですね、役場職員もう少し頑張らなきゃいけないんだという檄飛ばされましたので、意識をそこら辺十分持ちながら、この後一生懸命頑張ってまいりたいなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 本当に我が八峰町だけでなく、人口減というのはもうこの日本全体の問題でありますけども、何回も言いますが人口減を何とか緩やかにしてですね、

町を存続に我々議会も頑張りたいと思いますので、職員の皆様も今一度発想の転換をしてですね、この事業に取り組んでいただきたいということを話をして終わらせていただきたいと思います。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） これで2番議員の一般質問を終了します。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 傍聴の皆様には、お忙しいところ私どもの議会にこんなにも関心を寄せていただきまして、誠にありがとうございます。今日の4番手となります、議席番号8番の嶋津です。お手元に今日の通告の質問いってますけども、残念ながら裏ページもありまして、4問、今回質問をさせていただきます。今回のテーマは、3月定例会、皆様分かりますとおり当初予算の議会でありますので、当初予算に関する考え方をただしたいと思います。よろしくお願ひします。

まず1点目ですけども、先ほどの笠原議員ありましたけど、子育て支援住宅のこの補助金についてお伺ひいたします。

予算では、正式名称が子育て世帯向け民間賃貸住宅建設支援事業補助金ということで計上されております。先ほどの話のとおり、平成26年の年にですね議員の仲間6人ほどで長野県の方に視察に行ってきました。そこで子育て支援集合住宅の有効性を見まして、町の方にも提案したわけですが、その後、平成27年1月ですか、商工会の方、白神八峰商工会からも積極的なこの人口減少対策の何か提言書が出され、あるいは町の方でもですね少子化人口減少対策会議ということで、庁内会議、ここでも提言書を出されています。それからさらに今度は、総合戦略の方の策定委員会の中で、同年の11月に検討されてきたということでございます。これまで町が開催したこのいろいろな会議の中でですね、若者定住用賃貸住宅及び宅地整備事業、あるいは若者及び子育て世帯支援住宅整備事業、そして今回が、この子育て世帯向け民間賃貸住宅建設の支援事業等々、名前がそして内容が変わってきたように思われますが、これはどんな理由からこうなったのでしょうか、それをまずお聞きしたいと思います。

それから、今回町が予算化しようとしている子育て、この今の事業ですが、先般、担当課の方から説明を受けました。25坪程度の平屋の、平屋といいますか一軒家の賃貸住宅を民間業者の提案を受けて建て、合致すればですね町が建ててもらって業者に1戸当たり300万円をその住宅建設の支援という形で補助する、こういうことだようです。計画では、今年、今年度5棟予定し、今後もそれを拡大していく、こういうふうな計画のよ

うです。この事業の目的はもう一つありまして、町営住宅に入居している方の中にはですね、既に月額家賃が5万円を超える、そういう世帯が10世帯ほどあるようです。で、町営住宅のルールの中に、所得が多いと住宅は出ていかなきゃ駄目だと、こういうふうなルールがあるようです。こうした世帯が町外に転出することなくですね町内にとどまる、それによって人口の定着を図る、こういうことの対策だということで説明がありました。

そこでお聞きしたいのですが、事業を町営でなく民間に移すことで、町営住宅より安い家賃が果たして確保されるのでしょうか。また、事業主の所有する土地が少なくでですね、建設場所が分散されるなどの心配はないのでしょうか。子育て世帯の住宅とすれば、同じようなその環境といたしますか、子どもさん、子育て中の皆さんですんで、近くにあればそれこそ子育てのメリットがあると思うわけですが、その住宅がばらばらにあるということは、あまりメリットよりはむしろデメリットがあるのではないかと思います。

最後に、補助される1戸300万円のこの有効期限といたしますか、何年見てるのでしょうか。

次に2点目ですが、先般の地元の新聞の方に新たなごみ処理施設の建設について書かれておりましたので、これについてお伺いたします。

広域議会の方で新たなごみ処理施設の方式も決まったようです。それから、可燃ごみ処理施設と、それから今までは別個にやってきましたけれども、不燃ごみ・粗大ごみの処理施設の併設も提案されております。そして、新年度には用地の選定に着手する、こういう内容でした。

さて、町内にあるこの北部ごみ処理場、名前そのままだと思うんですけども、今後どうなるのでしょうか。また、新たな建設用地について、町としてどこか適当な候補地を考えているのでしょうか。もしあるようでしたらお聞かせください。

続いて3点目ですけども、旧埴川小学校の利活用についてお伺いたします。

これも先般の広報、あるいは北羽等が出てましたが、旧埴川小利活用計画検討会から利活用計画が報告されましたが、最終的な結論は、みんなの廃校プロジェクトの活用により公募と、そういう形で進めたいということでした。これまで庁内会議、そして検討委員会等でいろいろ意見が出されたと思いますが、町長はこの旧埴川小学校をどう活用したらいいか、したら一番いいのか、町長のお考えをお聞かせください。

最後に4点目です。第三セクターの体制強化ということで伺いたします。

皆さんご存じのとおり、町内には第三セクターという名前がつくのは2つあります。ハタハタの里観光事業株式会社であります。新しい源泉が確保されたようで、これに伴って温泉としての再生があったり、あるいは隣の体験センターの活用などの重要課題を抱えております。もう一つのセクターは有限会社峰浜培養であります。先ほど来ずっと話ありますが、未来づくり交付金事業等の活用により、過去に例のないような大プロジェクトとなっております。菌床製造の施設増設事業として、あるいは新たな担い手づくりなどの大型事業の年でもあります。町長が社長を兼務しながら、片手間でやる限度を遥かに超えてはいないでしょうか。これまで第三セクターの名のもとに、町からはそれぞれのセクターの方に相当な財源支援っていいですか、財政支援がされてきました。今日にいたっても町に依存するだけであります。一日でも早く、町に迷惑をかけないで自立して安定した経営がなされることが必要ではないでしょうか。そのため、町長には本来の町政に専念してもらい、セクターの運営にはそれぞれ専門職等を充てるなど体制強化を図る必要があると思うんですけども、町長のお考えをお聞かせください。

以上4点についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 嶋津宣美議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「子育て世帯向け民間賃貸住宅建設支援事業」についてであります。関係各所からの貴重な提言を受けて人口減少に歯止めをかけるため、また、地元定着を希望する若年層の町外流失を防ぐことを目的に、若者及び子育て向けの賃貸住宅の整備計画を「第2次八峰町総合振興計画前期基本計画」及び「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げております。

町では、公共施設等総合管理計画個別計画において、今後も公営住宅93戸の維持管理をしていくこととしているものの、将来的な町財政状況を考慮すると、財源もない中で新たに公営住宅を整備していくことは、非常に厳しい状況にあります。

白神八峰商工会からの「人口減少対策に関する提言書」には移住への取り組みについての提言を、「町の少子化人口減少会議からの提言」には「若者定住用賃貸住宅」について提言をいただいております。その中で、「若者用定住賃貸住宅を町営住宅として整備した場合、維持費がかかるので、あくまで民間企業に建設費の一部助成して建てても

らう」という提案をいただいております。このことから、人口減少に歯止めをかけようとする町の施策に賛同していただける民間建設業者等の力を借りて、町内の賃貸住宅事情の改善を図ることを目的とする補助制度を設けるため、町内建築業者12社からいただいたアンケートの意見を参考にしながら、補助要綱を策定し、平成29年度当初予算に関連予算を計上したところであります。

また、予算編成段階では空きがなかった民間賃貸集合住宅の空き室が複数あったことから、民業圧迫に繋がる若者向けの賃貸住宅整備でなく、子育て向けの賃貸住宅の整備を優先したところであります。民間事業者の建設事業に対する補助金であることから、名称は「子育て世帯向け民間賃貸住宅建設支援事業」としてありますが、計画の目的である「子育て世帯向け賃貸住宅」が整備されることに変わりはありませんので、ご理解をお願いします。

次に、「事業を民間に移して安い家賃が担保されるか」についてであります。民間事業者は適正な利潤を確保する必要がありますので、家賃の上限を設けることは補助条件として考えておりません。現在、公営住宅に住んでいて「子育て世帯」の定義にあてはまる収入超過者は7世帯あり、公営住宅に入りながらも高額な家賃を支払い続けております。収入超過者には明け渡し努力義務が生じますが、町内には代替賃貸住宅がありませんので斡旋もできない現状にあります。これらの方も含め、町民の町外流出を防ぐためにも、町内の賃貸住宅事情が改善されることが必要と考えております。この事業を通して公営住宅の空きが出た場合、本来必要とされている低所得者向けの公営住宅も確保できるほか、民間の賃貸住宅経営という「仕事づくり」にも繋がることも期待しております。

次に、「建設場所が分散されると子育て世帯のデメリットになるのでは」についてであります。確かに子育て支援集合住宅にメリットがあることは認識しておりますが、子育て世帯が「地域に溶け込むことで、地域の力で、子どもが育ち、親も育つ環境」にあることもメリットであるのではないかと考えております。団地化が図れるか否かは民間事業者の提案にもよりますが、町では昨年「子育て支援センター」を開設し、子育て世帯の相談体制の充実や保護者の交流機会の提供に努めておりますので、ご理解をお願いします。

最後に、「補助金の効力期間を何年見ているのか」についてであります。補助金の財源に過疎対策事業債を充当する予定でありますので、補助金の効力期間は、起債の返

済が終了するまでの12年間としております。

次に、新たなごみ処理施設の建設用地についてお答えをいたします。

能代山本広域市町村圏組合では、南部清掃工場及び北部粗大ごみ処理場の老朽化の進行や、能代市一般廃棄物最終処分場の平成36年度中受け入れ停止など、圏域の一般廃棄物処理の現状を踏まえ、今後のごみ処理方法を検討するため、平成27年度に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定しました。また、平成28年度には、新たな一般廃棄物処理施設の整備に当たり、圏域住民等の意見を反映させるため「一般廃棄物処理施設整備検討委員会」を設置して、処理方法等についての検討を行ってまいりました。その検討結果については、先日の議会全員協議会で配付いたしました報告書のとおりであり、主な内容は、可燃ごみ処理施設の処理方式は「ストーカ式焼却方式」が望ましい。不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は、可燃ごみ処理施設に併設して建設することが望ましい。最終処分方法については、当面は委託処分することとし、現時点では判断を保留するなどとなっております。

広域圏組合では、平成29年度から施設の用地選定に着手することとしており、選定に際しては評価の妥当性や客観性を重要視し、決定プロセスにおいては、組合のみの判断によらず、本年度と同様に、引き続き廃棄物処理施設整備事業に精通した第三者の学識経験者及び圏域住民からなる「一般廃棄物処理施設検討委員会」を開催して、有力候補地の絞り込みや評価を行いたいとしております。また、候補地については、広域圏組合所有地、構成市町から推薦された用地、公募により自治会や民間土地所有者から応募のあった用地を想定しており、法規制やその他立地条件により建設が困難なエリアを除く作業を行った後、候補地の一次選考に着手する予定と伺っております。本町の場合、北部ごみ処理場が広域圏組合の用地でありますので、候補地の一つとなりますし、他の候補地についても数箇所推薦することになりますので、今後、議会の皆様とも協議し、推薦する用地を決定してまいりたいと考えております。

「現在の北部ごみ処理場はどうなるか」とのご質問ですが、当該施設については、新たなごみ処理施設が稼働する予定の平成37年度以降に適宜、広域圏組合が施設の除却を行うものと考えております。

次に、旧埴川小学校の利活用についてであります。本町では近年の急速な少子化の進行などにより、小学校、中学校及び子ども園の統合が進み、廃校・廃園となった施設の利活用が大きな課題となっております。このような中、旧岩子小学校、旧八森小学校、

旧八森中学校、旧観海子ども園は、社会福祉法人や農業法人、養殖事業者が活用しており、遊休施設の利活用も徐々に進んできております。また、公共施設等総合管理計画を策定し、経年劣化が著しい施設については、利活用せず、除却の方向で検討することとしております。

旧埴川小学校については、コミュニティや地域活動を支える中心的な施設であり、地域のシンボリックな存在であったことから、「地域住民の意向を尊重し、地域を活性化させる」という観点から、地区住民アンケート調査を実施するとともに、大沢、埴、大信田、小手萩、内荒巻、石川の各自治会代表やPTA役員経験者など地区住民代表による検討会を組織し、利活用の方向性やアクションプログラムを内容とした「旧埴川小学校利活用計画」を策定していただきましたが、自治会代表委員の皆様には、個人の意見ではなく、それぞれの自治会の総会や役員会など様々な機会に自治会内の意見を聴取し、集約した上で発言していただきたいとお願いするなど大変ご難儀をおかけし、この場を借りて深く感謝申し上げます。

検討会から答申のあった利活用計画では、利活用の方向性について「産業振興及び地元雇用の拡大などに資する利活用を最優先とする」としており、アクションプログラムにおいても、文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」を活用して、オフィス、工場、養殖場、福祉施設、日本語学校などの企業や利活用者を幅広く公募するとしており、公募期間中の施設の有効活用も併せて提言されておりますので、本計画に基づき企業や利活用者を幅広く公募するなど、旧埴川小学校の有効な利活用を推進してまいりたいと考えております。

なお、トップセールスによる企業誘致の充実についても提言されておりますので、私もあらゆる機会を捉えて積極的に行動してまいりたいと考えております。

次に、第三セクターの体制強化についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、平成29年度では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の仕事づくりのための産業振興事業として、また、県との未来づくり協働プログラム事業として「おがる八峰しいたけプロジェクト」のメイン施設建設が進められます。合わせて完成後の運営、人員の確保、研修の進め方などについても検討していかなければならないものと考えております。

これまで本事業については、農林振興課が中心となり、県、JAなどと連携を取りながら進めてまいりましたが、施設完成後に指定管理者が決まるまでは、現在の体制で計

画に沿って進めてまいりたいと考えております。

菌床椎茸事業については、全く初めての取り組みではなく、現在の峰浜培養施設建設はじめ、菌床づくりから農家栽培、包装、販売まで一貫した工程が確立され、ノウハウについては十分積み重ねてまいりましたので、これまでの実績・経験などを新しい事業にも生かしていけるものと思っております。しかしながら、研修施設の活用や新規就業者の確保と指導、増産に伴う処理体制等新たな課題も出てまいりますので、しっかり準備してまいりたいと思っております。このようなことから、特別な専門職を置くことまでは考えておりませんが、農林振興課の事業推進体制については、事務量を勘案しながら必要に応じて補強してまいりたいと考えております。

次に、ハタハタの里観光事業株式会社についてであります。

まず新源泉については、予定どおり湧出してよかったと思っておりますが、この活用策を考えてみたいと思っております。

観光の拠点施設としての役割を果たしてきたハタハタ館は、リニューアルから10年を経過しようとしておりますが、エージェント等からは、宿泊のキャパシティ不足が指摘されるなど、一層の誘客を図るために克服しなければならない課題も出てまいりました。一方、あきた白神体験センターは、来年度からの指定管理を受けるに当たって、冬期間の運営変更などと合わせてハタハタ館との一体的運営について提起された経緯もありますので、今後検討してまいりたいと思っております。

このため新年度では、現在、ハタハタ館の担当課である産業振興課の体制を補強しながら、あきた白神体験センターの担当である教育委員会と連携協議しながら、ハタハタ館やあきた白神体験センターの今後のあり方を検討したいと考えておりますので、議員の皆様のお知恵もお貸しいただきますようお願い申し上げます。

島津議員からは、町長と三セクの兼務についてご心配をいただき感謝しておりますが、両会社とも常務や館長を中心に順調に運営されており、必要に応じて打ち合わせを行い、求められる判断をしておりますので、今のところ支障ないものと判断しております。しかし、今後ますます自治体をめぐる環境が厳しくなっていくことや企業間の競争が激しくなっていくものと思っておりますので、兼務を考え直さなければならない時期が来るものと思っておりますので、あり方について検討しなければならなくなるものと考えております。

当面、齟齬を来たさないよう全力で職務に励んでまいりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） 8番議員、再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） まずもって子育て支援住宅の関係ですが、やっぱり平成26年のですね長野のその集合住宅のことがやっぱりかなりこう頭に残ってしまっていて、今回の町がやろうとしてる補助事業とは若干ずれがきたなという感じですね。まあその下條村のその集合住宅、例えば7キロぐらい走れば尾瀬のあそこら辺の住宅地あるわけですが、あの辺にはマンションタイプのアパートがたくさんあります。そのようなものを職員が提案してありましたけども、峰浜の南部地区にあればですね、家賃を下げることでその子育て最中の方々がいっぱい来るのではないかと、こういうふうな頭がちょっとこうよぎってですねおりますけども、先ほど町長の中で、町営住宅から収入が多くなると出なきゃ駄目だ、そういう人方をできるだけ残したいと。そのためにはこういう住宅をつくるという説明、担当からもありましたけども、その回避の仕方っていうのは別にもあるんじゃないでしょうか。例えば、町内には旧役場のですね庁舎跡地、まだ売れてません。こういうところを所有してるのは町でありますので、これを格安に業者さんに買ってもらって、そこをそういう方々にですね住宅用地として安く分譲してやると、こういうことで、公営住宅を出なきゃ駄目な人が能代に行くんでなくて、今までの家賃よりも安くですね、そういう住宅地を、住宅をですね確保できるような、そういう方法もあるんじゃないかと思っておりますけども、まず最初これについて伺いたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず最初にですね、町が今までの住宅つくって全部提供していくという方式でなくて、できるだけやっぱり民間の力を借りながら、この後、民間が仕事づくりもなるし、そういう運営していくために自分方でそういうものやっつけていけるような体制にした方がいいんじゃないかと。そのための一部を助成すると、こういう方策を選んだわけでありませう。したがって、町で大量にですねつくってやるものも一方法だと思っておりますけども、逆にこれまたやがて町のいろんな負担になっていく可能性も十分あるという我々の考え方もありまして、今回の方式を選んだところであります。

今、嶋津議員から、仮にそういう土地についても、町の今空いてるところをですね格安で分けてやって、そういうところにやるようにという話もありましたけども、いろいろ提案を、民間のですね提案も受けながら、必要であればそういうことも検討しなければならないと思っておりますけども、一応事業者の意向も尊重しながら進めてまいりたいなど

いうふうに今のところは考えております。

町営住宅に入っている方々も、かなり高い家賃を払っている人がおりますので、いろいろとってほかに移すということになると、今、町内になれば当然、あとは能代に流れていく可能性の方が強いわけでありますので、そういう面の歯止めにもなっていくことは確かだろうと思っておりますので、まずこれをやってみてですね効果のほどを検証しながら、次の段階へまた考えていければいいんじゃないかなと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 町営住宅の家賃の方が高い人は、何か10万を超えてる方がおるようです。5万円以上の方が10人。25坪程度の住宅であつたら、例えば土地を含めてですね月額で6万ぐらいあつたら私は建たるとのじゃないかなと思うんですけども、是非、これ前にも各議員の方から意見あつたと思うんですが、町内に空いてるその公共用地といいますか、あるわけですので、是非、今回は無理だとしても、次回にですね格安分譲とかそういう形で検討してもらえればと思います。

それから、子育て世帯の住宅で隣のうちも同じ環境だと。そうするとメリット的には、お母さんが子育てについて相談できる仲間がいるということで大変メリットあるのかなと思うんですが、今回のこの民間の方からやってもらううちは、やっぱり世帯が25坪程度となるとですね、車を置くところ、何かこう見ても大体1軒50坪ぐらいは当然用地必要だと思うんです。そうすると、5戸を仮にまとめてつくるとなると、なかなかそういう業者さんもそういう土地持ってる所ないと思うんですが、子育てから言うとやっぱり同じところに団地化か何かしてもらおうと助かるわけですけども、そういうまあ最終的に提案を受けてそれを審査するのは町でしょうから、町の方の考え方としてはやっぱりそういう配慮はされるんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） これからですね募集かけた場合に、業者からいろいろな提案を受ける可能性がありますけども、できればまず土地があれば2戸、3戸と同じところに建ててもらった方がいいとは思いますが、あるいはまた、土地がもしあれだったら斡旋してくれとかという話にもなるかもしれませんが、そういう業者のいろんな状況を聞きながら、我々としても対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 質問というよりは意見として聞いてください。やはり公営住宅に

入って高い家賃払ってる方々、あるいは所得が多い人方ですね、給料があるわけですので、新しいうちを、土地を求めてうちをつくった方が、むしろ今の家賃の中で対応できると思うんで、そういう誘導の仕方をひとつ検討してもらえれば、住宅に入ってる方も安心できてですね、そして土地も安く確保できる、そういう対応をひとつお願いしたいなと思っております。1番については終わります。

○議長（芦崎達美君） 2問目の新たなごみ処理施設の建設用地についての再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 広域のごみ処理場については説明受けましたけども、平成37年以降にその廃棄っていいですか、そういう形だと。今、ごみ処理場ではダイオキシンとかですね公害という話はないんでしょうけども、町長確認ですけど、ごみ処理場で今そういう公害的な何かそういう苦情っていうのはあるもんですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

現在、南部処理工場が稼働しておりますけども、そういう対策については万全を期してやっていますので、心配はないと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 当時、北部処理場の方で稼働してる時は、あれ24時間稼働でなくてですね、ダイオキシンの発生ということで、それで南部の方に24時間稼働にもってってダイオキシンを減らすという対策のためにああいうことになったんですけども、将来、広域の土地ですんで、そこにまた来るのか分かりませんが、もし来ないとなれば、この土地は広域の土地なんで人の土地にいちやもんつけるわけにいきませんが、そのダイオキシンとかですね過去のやつは、例えば仮に解体するとかとなれば、それはそういう処分がされるものなんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

場所の選定はこれからですので、北部が空くかどうかちょっと分かりませんが、いずれほかの方に決まって解体しなきゃならないという状態になると、今の東京で騒がしてる問題ではありませんけども、後処理についてはやっぱりちゃんとしながらいくということになると思います。その点は広域の方にこれからも話をしていきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） これ、いずれは各町村等からですね新しい候補地の推薦といいますか、やるわけですが、今までも能代市さんは広域の事業あまりやってなかったなと思ってるんです。特にごみについては、うちの方とかですね、それから八竜とかってということで、山本もでしたっけか、そういう感じで今回思い切って能代市さん、公害ないであれば市内の方に誘致するようにですね私は求めたいんですけども、町長はこの意見についてはどんな感じでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

これからですね、いろいろ広域の用地、あるいはまた町から推薦を受けたもの、あるいは公募したりですね様々な角度からいろいろな条件を勘案しながら選定されていくと思いますので、能代市に限定という、今の段階でですね、それを根拠にはならないと思いますので、広くやった結果で一番最適なところを選んでいくということで理解をさせていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） これも質問っていうわけではありませんが、地元にごみ処理場があるわけですから、あった当時はやっぱりその公害っていいですか、確たる病気なっただけっていうわけではないんですけども、やはりちょっとこう、すごいにおいがあるってことで思ってます。できたら、地元にはあるものの、用地は残ってもですね、新しいのは是非能代の方にやるようにですね求めたいものだと思ってます。2番については終わりです。

○議長（芦崎達美君） 3問目の旧埴川小学校の利活用について再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 旧埴川小学校の利活用検討会の皆さんに、本当にご苦労さんでした。で、ネットを見ました。みんなの廃校プロジェクト、どのぐらいのこう登録なってるのか。私見たとこ220何校とかってありましたけども、これは今、今日の何か朝日ですか、それに載ってました。人口減による統廃合が進んでまして、県内でも高校から小・中学校までっていったらかなりの数が廃校になるんだということで、その結論が、よっぽどよいアイデアがない限り、これは無理なんだなと感じていました。

で、町長どうでしょう。これ、まあ仮にみんなの廃校プロジェクトの方に登録してで

すね、運よくいい企業が来て雇用があれば、もうこれは最高だわけですが、そう簡単にはいかないのかなと思います。去年3回ほど質問した中で、総務省の中でですね小さな拠点の話、何回かしたんですけども、平成27年からその小さな拠点の方でこういう廃校をですね使いたいというそういう話をやる時、町村が窓口になって、総務省の方が過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業ということで2,000万円を上限にしてそういう計画をつくるというのがあるようですけども、これに手を挙げたらどうでしょうか。ていうのは、プロジェクトの方には登録しても、そんなにいい企業はいはいって来るわけではないです。だから同時に、じゃあこちらの方でもそういう制度を使いながら、うちの方でもうちょっと具体的な話をですね詰めていくと。運よくその間に、総務省の金を使いながらやってる間にいい話があれば、それは別ですけども。町長も先ほどトップセールスでも頑張るってありましたけれど、なかなか全国で何百校ってある中でですね、そんなに条件もいいわけでない、普通の学校だと思うんで、この今の小さな拠点の方への申請っていいですか、する気持ちはございませんか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今、嶋津議員から提案ありました総務省関係の事業については、私もちょっと勉強不足ですので、この後勉強してみますけれども、ただ、利活用検討委員会でかなり時間をかけて一生懸命検討されてきた結果がまとめられてきましたので、まずまだこの提案された一つもですね手を挙げてない段階ですので、まずはやってみてからですね、またいろんな方策を考えていくということが大事ではないかな。せっかくかなりの時間かけてですね一生懸命検討してもらった結果ですので、それを尊重しながらまず当面は進めていきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） ある雑誌によればですね、この今話した総務省のこの形成支援事業の中身見たんですが、1事業あたり2,000万円以内の交付金が出されると。窓口になるのは、その自治体ということなんです。で、地域運営組織が当然必要だわけですけども、何やるかという、活性化プランとかですね、ていうことをやりながらひとつ計画をつくるということなんです。例えば高齢者サロンを開設したりとか、あるいは雪下ろしとか、それからボランティアチェーンということで、何ていいますか、スーパーのチェーンみたいな感じの中で連携して買い物の機能の確保とかですね、こういうことをやる、

やりたいっていうところについては、総務省のそういう補助金あるっていうことなんで、ひとつ検討してもらえればと思います。これは回答いりません。3番終わります。

○議長（芦崎達美君） 4問目の第三セクターの体制強化について再質問ありませんか。
8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 最後の4番目のセクターですけども、2つあるセクターそれぞれ元気であればいいんですけども、それぞれ問題抱えながら、あるいは大きな事業をですね、これからやってく。町長の先ほどの回答の中では、専門職の頼むんでなくて担当課の方と協力しながら進めていきたいという話でしたけども、町長もずっとこう町長職やってるわけですけども、ボリュームがちょっと大き過ぎるのかな。やっぱりそろそろセクターもやっぱり自立に向けて、本当のとこといいますか、踏ん張りしてもらわなきゃ駄目だなど思うわけです。特にハタハタ館。源泉もできる。でも体制がなかなかこう聞こえてくるところによると、もうちょっと不十分だと。で、今の体験センターもちょっと課題になってるわけで、そういうのをこうぐいぐい引っ張っていくようなそういうものにしていかないと、やっぱりいつまでたっても町の方からの財政支援だけが頼りになっていく。そこにはセクターとしての自立はないわけです。それからバイオについてもしかりですね。今までキノコの菌の欠陥とかいろいろありましたけども、今まで出資金を出したり設備更新やったりとかやってるわけですけども、ひとつここでもやっぱり早めにこの事業使って10億円の産地間形成も当然分かるわけですが、町長一人が頑張るんでなくて、やっぱりもうちょっと、そのセクターの中でですね中心になってもらう人を置くべきじゃないか、私こう常々思ってるわけですけども、先ほどのあれでいくと担当課の方にいろいろ頑張ってもらおうという話でしたけども、町長どうだもんでしょうか、もう一度お聞きします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

峰浜培養は今新しい事業に取り組むわけですけども、まず全く初めての事業でなくてそれなりの実績・経験ある事業でありますので、ある程度、今までやってきたものを積み重ねていけば、スタートまではいけるというふうにこう考えております。ただ、この後運営が三セクということで峰浜培養に指定管理されるとすれば、その時点でやっぱり指定管理の受けた方にもかなりボリュームまた多くなると思いますんで、そういった体制については、またさらにそちらの方の体制を補強しなきゃならない状態が出てくるか

もしもありませんので、その時点で考えていきたいと思っています。

それから、ハタハタ館については、今そのあり方全体についての検討をしなきゃならないのが当面必要でありますので、その点は担当課を中心にしながら、平成29年度どういう方向性が望まれるのかということを検討してまいりたいなと思っておりますので、直接的な運営そのものについては今のところではハタハタ館の体制の中でこなしていけるというような状況であります。専門職頼むとなれば当然それなりの待遇と払っていかなくちゃならないわけですが、いろんな状況を考えてあまりまたそう破格なことでもできないような状況もありますので、その点もちょっと頭の中にはないわけではないということがありますので、いずれにしても本来的に町長職が中心に頑張らなくちゃいけない状況だろうと思いますので、連絡だけは十分にしながら、体制に、いろんな事業にですすね支障のない形では頑張っていきたいと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 最後の質問になりますけども、町長頑張ると言うけども、ひとつ悪いのは、やっぱりそれぞれのセクターの方ですね代表、まあ社長さんの報酬がやっぱりないのが悪いのかなと思うんです。まあ2,000万円も出してる経費もあるわけですけども。ひとつがりつとですね、かかって、セクター立ち上げるためにもここで思い切って、今回の大事業を控えてですね、終わったらひとつ検討してもらえればいいんじゃないかと。やっぱり町もですねセクターがなければ駄目な状況でつくったわけですから、ただこれが20年たっても、あるいは何十年たってもですね、同じ状況で、いつもこのセクターのこと心配しながら出資金出したりとか設備投資したりっていうやつは、やっぱりそろそろもういいんじゃないか、こう思うわけですが、町長どうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 旧町村でそれぞれ三セクターずつ持ってきたわけでありまして、やっぱり三セクにしたいろいろそれなりの当時の事情から含めて、町の、あるいは村の産業のあり方の一つとしてはこの方針がいいということで、選択をしてここまでやってきたわけでありまして、いずれ合併して2つも抱えるような状況になってきましたので、この後ですね、そういうことも念頭に入れながら、どういうあり方がいいのか検討はしなくちゃならない時期に来てるのかなと、そういうふうに認識しております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 4番目の話というのは町長が少し楽にしてもらいたいということ

で、さっきも感謝されましたけども、そういう気持ちでしたので、ひとつ検討してください。終わります。

○議長（芦崎達美君） これで8番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。再開は2時15分より行います。

午後 2時09分 休 憩

.....
午後 2時15分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

7番議員の一般質問を許します。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 傍聴の皆さんには、長い時間大変ご苦勞様でございます。議歴番号7番の皆川でございます。通告に従いまして2点ほど一般質問をさせていただきます。順次質問してまいりますので、ご答弁の方よろしくお願いをいたします。

最初に、地域コミュニティの推進についてご質問をさせていただきます。

3年間にわたりまして自治会育成支援事業を取り上げていただきまして、多くの町内会や自治会、ユニカールをはじめ施設整備や、あるいは環境整備などに、地域活性化対策としては大変有効な手立てであったと評価するものであります。これらを有効に活用した各自治会での活動が目立ってくるようになりました。人間関係が希薄になりがちな昨今、このような事業を大いに推進すべきものと思っております。こういった事業は、継続をして初めて事業効果があらわれるものというぐあいに認識をいたしておりますし、確信をいたしております。単発的な事業展開でなく息の長い事業を展開していくためには、各町内会や自治会等で自主的に運営を行っております運動会やフェスティバル、郷土芸能等は、地域コミュニティを形成する上で大変大きな意味のある事業だと思います。こういった活動を末永く継続していただくため、町において助成金を交付しながら自治会の活性化を助長する考えがないかお伺いをいたします。

次に、観光振興についてお伺いをいたします。

いさりび新源泉掘削工事も、予定されていた掘削深1,000メートルで温泉が湧出をし、計画どおりの結果が出たようであります。これを契機に、入館者の低迷、あるいは負担の経費が増加するなど大きな課題を抱えております白神体験センター、あるいはハタハタ館を中心とした観光振興が待ったなしであると思われれます。イベント観光も含め、持

ち合わせの自然環境とマッチした滞在型の観光を今後どのようにして推進していこうとしているのか、町長の所見を尋ねるところであります。

以上2点についてよろしくお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆川鉄也議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「地域コミュニティの推進について」であります。町では「住民主体のコミュニティ活動」を育成するため、また「自治活動や地域づくり活動の活性化を図る」目的で、本年度までの3年間「自治会育成支援事業」を実施してきておりますが、皆川議員からは「各自治会での活動が目立つようになった」といった事業効果について評価をいただき、感謝を申し上げます。

コミュニティ活動としての自治会活動は、地域における町民同士の助け合いによって行われてきましたが、連帯意識の希薄化、役員の高齢化や担い手不足などにより活動が停滞傾向にある地域も見られたことから、本「自治会育成支援事業」を地域コミュニティー活動の活性化策として事業化したものであります。

「総合振興計画」の「町民とつくるパートナーシップのまちづくり」においては、まちづくりは、町民、議会、町が相互に理解し、お互いの立場を尊重しながら協働して進め、「自助、互助、共助、公助」の精神を再認識したまちづくりが求められているとしております。このことから、「公助」ばかりではなく、本事業が「まちづくりにどのような効果があったのか」、町民に「地域コミュニティ活動の動機づけができたのか」などを、平成29年度で検証したいと考えております。その上で、自治会行事に係る新たな補助制度が必要かどうかも含めて、判断してまいりたいと考えております。

世帯数減少により自治会活動の予算確保が厳しくなっていることは理解しておりますが、町の予算も同様であります。限られた予算の中で、様々な課題解決のために新たな施策を展開していく必要があり、町では人口減少社会に対応するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた「まちづくり支援事業補助金」や「交流支援事業補助金」などの各種施策に予算を重点配分しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「観光振興について」のご質問であります。まずは現在の当町の観光振興について現状を報告させていただきます。

我が町は、日本海に面した起伏に富んだ海岸線と世界自然遺産白神山地、留山、多彩

なジオサイト、鉄道ファンなら一度は乗ってみたい五能線など、多くの観光資源に恵まれております。また、観光の拠点施設としてハタハタ館、あきた白神体験センター、ぶなっこランド、ポンポコ山などの整備をしながら観光振興に取り組んでおります。しかしながら、地形的な特性や交通アクセス、宿泊施設不足などにより、これら観光資源は十分に生かされず、訪れる観光客数もほぼ横ばい状態なのが現状です。

新しい動きとして、近年、日本を訪れる外国人旅行客が増大していることから、日本全国でインバウンドに力を入れており、昨年からは、東北を重点地区として国ぐるみで取り組んでおります。当町の外国人宿泊者数も、平成27年が78名、平成28年が92名と若干ではありますが増えております。

平成29年度から国の東北観光復興対策交付金を活用して、本格的に能代山本地区の枠組みでインバウンド観光振興による白神観光地域づくりのための取り組みに着手することとしており、これにより訪日外国人旅行者を積極的に取り組み、地域活性化、地域経済の活性化に繋げていけるよう取り組んでまいります。

さて、今回の新源泉湧出を契機に、白神体験センター、ハタハタ館を中心として、自然環境とマッチした滞在型観光を今後どのように進めていくかについてであります。滞在型観光を推進するための課題として、町に宿泊施設が少ないという点が挙げられます。したがって、皆川議員が話されたとおり、新たに掘削した温泉と白神体験センターの活用方法が、町の滞在型観光を推し進めるための課題となってくることは確かであると考えます。特に、国内外を問わず観光客にとって温泉は大きな魅力であるとともに、観光客の閑散期に当たる冬場の誘客を増やす意味で、この上ない貴重なツールと捉えております。今のところ、観光客が気軽に立ち寄れる「足湯」などを新設するなどが考えられますが、具体的には、白神体験センターの活用も併せ、平成29年度に産業振興課を中心に教育委員会とも連携協議しながら、あり方などについて検討してまいりますので、議員の皆様からご提言いただきますようお願い申し上げます。

○議長（芦崎達美君） 7番議員、再質問はありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 町長からコミュニティの推進事業についてご答弁をいただきました。私が一番申し上げたいのはですね、町村合併したこともそうでございますけれども、町全体でやれるようなこういった触れ合いの事業がそんなに数多くはないだろうというぐあいに思います。まずあるとすれば、文化祭、それから町全体のグランドゴルフ大会とかですね、そういった数限られたものよりないんじゃないかなというぐあいに思っ

おります。それにかわってといっちは少し過言かもしれませんが、各地域・集落です
ね一生懸命頑張って、私が申し上げたようなイベント等を繰り返しながら、若者との交
流、あるいは老人との触れ合いといったことで幅広く活動をいたしておるということ
であります。したがって、町にかわってといっちは何ですが、こういった自主的に自分た
ちで活動しておる皆さんに対しては、何らかの有効な手立てを町として考えてやっても
いいじゃないかなというようなことでもあります。運動会もやっております。石川の方
では駒踊り等を中心としたフェスティバル等もやっておりますし、伝統芸能である目名湯
の通り音頭とか、あるいは鹿嶋祭りとかですね、いろんなことで何とかして自分たちの
地域をみんなで盛り上げていこうやというようなことで頑張っておるわけでありませ
う。こういったことで3年間、自治会育成支援事業を交付していただいて、ものの準備は
できたと思うんであります。ただし、これらを実行するに当たって、これらに要する経費
はなかなか今の自治会の経費ではおぼつかないというようなことだろうと思うんです。
町の方でも自治会活動支援助成金ということで交付をいたしておりますけれども、これ
も従来、町の広報等を配布していただいた方々に、1世帯当たり1,000円という形で配布
していただいた方に直接交付をしておった時があるわけで、これらはその後1,500円に値
上げをしていただいて、町内会の活動資金に使っていただきたいということで予算化を
して今現在に至っておるわけでありませうけれども、ほとんどは先ほど申し上げたように、
これまで広報等を配っていただいたそういった方々のご労苦に対する報酬という形で消
化されているのが実態ではないだろうかというぐあいに思っております。そこで、こ
ういった各自治会でやっておる行事・フェスティバル等、町の方ではどのように捉えてお
るのかですね、そこいら付近、町長からご答弁をいただければというぐあいに思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

町全体でやる例えば大運動会であるとかそういうものは一切やっていないという、そ
れはそのとおりであります。で、各地域に、全町見渡してみれば、やってる地域、やっ
てない地域、みんなばらばらであります。私も、例えば峰浜地区であれば、皆川議員が
所属してる水沢地域の運動会、あるいはまた石川地域のフェスティバル、さらには沼田
のグランドゴルフ大会などあります。それにはご案内も来ますので、私も参加させてい
ただいております。あるいはまた八森地区であれば茂浦の老人クラブの交流会だとか、あ
るいはまた立石の運動会であるとか、岩館地域の老人との交流会であるとか、様々やっ

てるところも確かにございます。これは、やっぱりその地域の独自性なり、あるいはまた地域の人と人との繋がりの中でこういうものをですね築き上げて、今すぐにできたものでなくて歴史がありますので、町の支援あるとかないとかでなく地域に定着してるものですから、是非これはですね継続しながらやってほしいなと思ってます。ただ、3年間にわたった事業は、今までの状況からするとなかなか手の届かないいろんなものもあるので、何とかならないかという声もあったし、3年間にわたる事業としてやってきましたけども、ただ中身を見ると少しこう画一的なところもちょっとあったりですね様々な問題もありますので、平成29年度はこれらの事業が果たしてどのように使われてどのような効果があったのか、これをまずひとつ検証してみようかなというふうにこう考えています。その上でなおかつ、今もっと必要なコミュニティ増進のための各地域のものに支援していかなくちゃならないというそういうものがあればですね、またその時点で考えてまいりたいなと思っております。地域でそういう行事があるということは本当に集落の皆さんが生き生きと交流しますので、すばらしいことだというふうに思っています。

それから、先ほどおっしゃった自治会に対しては、現在、町で交付してるのは世帯当たり1人1,500円の交付金と、そのほかに配布手数料を別にやっていますので、両方やっているような……それだけだ。あっ、私、今勘違いした、ごめんなさい。1,500円ということで今やっていますので、まずとりあえずそれは自治会の日常活動に資するものでありますけども、それ以上のものについては先ほど申し上げたように、まず今、平成29年度の状況なども把握しながら検討してみたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 町長からもいろいろと行事に参加していただいて、地域の実情は町長在任中にかなりこう把握されたと思うんでありますが、やはり地域の人方それを盛り上げるためにですね、頑張って努力をしておるということをご理解をしていただきたいと思います。

そして今、改めて自治会の推進費等を踏まえてですね、それぞれの平成29年度検証してみたいということでございますので、私がただいま申し上げたような各地域でですね、どのようなことがやられて、どういった活動内容なのかですね、そこら付近もこう検証していただきながら、もしこれが町の方で手助けできる部分があるなというような判断があるようであったら、是非そういったことを次の年でも構いませんから予算化していただければありがたいなというようなことをご要望申し上げながら、1問目の質問は終

わらせていただきます。

○議長（芦崎達美君） 2問目の観光振興についての再質問はありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 2番目の観光振興についてお伺いをいたしますが、先ほど嶋津議員から、第三セクターの件で町長から縷々似たような答弁がございましたので、かち合う部分もあるかもしれませんが私からも二、三再質問させていただきたいと思います。

まず町長も、我が町の滞在の観光を進める上では宿泊施設が不足しておるといようなことは十分認識されておるようでありますし、私が先ほど申し上げましたように、新しく掘削をいたしました温泉ボーリングも予定どおり湧出があったということで、大変うれしいニュースであります。これを機会にですね、やはりハタハタ館、体験センターですね一体となった検討をですね、是非、プロジェクトをつくっても構わないと思います。大変重要な施設でありますし、欠かせない、町のいろんなこういった観光事業を進める上でもですね欠かせない施設であると思いますし、こういった施設をどのように活用すれば観光客が訪れてくれるのかですね、相まってやはり先ほどこれまた町長からありましたように、山もありますし川もあります。海もあります。恵まれた自然環境あるわけでありますから、イベント観光も大変結構ですけれども、こういった自然環境を生かしたですね整備もですね、一気にお金をかけるんでなくて少しずつでもいいんです、農道整備と合わせるような形でも構いませんが少しずつ直していただいて、是非観光の誘客に拍車をかけていただければなというぐあいに思うわけではありますが、そこいら付近をもう一度町長から答弁をお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

おっしゃるとおりですね、宿泊施設の不足とかあります。そういう面で、体験センターをうまく活用できないかというそういう問題もあります。それから、今おっしゃったように、いろんなあるものをですね十分に利活用するために、もう少しこの整備をしたりすることも必要ではないかなとは考えてます。そういうふうなものを絡めてですね、平成29年度、さっきプロジェクトの話ありましたけども、我々としても内部でそういうものを検討するのを立ち上げてですね、少しいろんな条件を出して検討してみたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） さっきの議会でも話題になったと思うんですが、例えば岩館の海岸のプールですか、あそこら付近も何か有志の方々が東屋をつくるとか休み屋をつくるとかというようなことで、少しでも自分たちの地域をよくしたいというようなことで頑張ってる方々もおるようでございますし、そういった方々も含めてですね、是非この後誘客活動に力を入れていただきたいと思いますけれども、中には先ほど来話題になっております移住・定住の問題も含めてですね、こちらに来ていただいた方々、仮に農家レストラン、あるいは民宿等ですね、そういったことも提案して差し上げてもいいんじゃないかな。やれるんであったら、そういった手助けも町の方で考えてやってもいいんじゃないかというようなことも思われるわけでありまして。また、県立公園になっております、うちの方のぶなの森公園ですか、あそこら付近、大変林道の方狭くて、岩場で整備には長い時間とお金がかかると思うんでありますが、やはりすばらしい自然環境に恵まれておることは間違いのないわけでありまして、先ほど申し上げましたようにですね一気に全部やるということは大変経費の問題等で不可能だろうという部分はあるかと思うんですが、いろんな補助事業等を活用しながらでもですね、少しずつでも構いませんから是非そういったぐあいにしてやっていただければなというぐあいに思うわけでありまして、今一度そういった整備等の関係についてですね町長からご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かに観光というのは、観光単独というよりも地域にある農業であるとか漁業であるとかそういう産業との結びつき、そういうものも非常に大事でありますので町内にあるいろんなそういう活動をしている団体含めてですね、総合的にこの観光にみんなで連携をしていくということがこれからは非常に大事だなというふうに思っています。

それから、移住者にレストランとかっていう話もありますけども、いずれ移住・定住者は自分の職で何かこういうものやりたいって希望を持ってる人はそれなりに相談してきますので、そういった形のものであれば相談には乗っていきたいというふうにこう思っています。

それからやっぱり、いろいろあっても今端的にぶなの森公園の話もされましたけども、こういうことに限らず、例えば留山にしてもまた、まだまだ行くルートは改善の余地があるというふうに言われていますので、それぞれの地域でそれぞれ問題はあります。二

ツ森に行く林道についてもそのとおりでありますけども、いずれ状況を見ながら少しずつでもやっぱり改良していくということは大事なことだと思います。ただ、ぶなの森公園に行くルートについても何回かですね探ったんですけども、適当な補助事業とか、地理的になかなか条件が厳しい状況もあってですね事業化にはなかなか踏み込めない状況ですけども、この後また内部でいろいろとまたいい知恵がないか検討してみたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 最後になります。今申し上げた以外にもですね眠っておる観光地、あるいは観光地、例えばですね高峰山というような、今、旧埴川小学校のところから入っていったところに、旧埴川小学校の子どもさん方がハイキングに行ったり山登りをしたりというような、大変風光明媚な山もございます。また、役場の後ろには母谷山もありますし、こういったところ、かつては大変にぎわいを呈しておったところであるわけがありますけれども、つい最近、白神遺産に押されてまああまり話を聞くことがなくなってしまいました。手頃なハイキングコースとしては是非お勧めしたい場所だなというぐあいにも思っておりますので、そういった従来観光地として使用されておりました場所、所などですね、いろいろこれからも検索をしていただきながら、これらも有効に観光資源として使っていただければ少しでも誘客の手立てになるんじゃないかなというぐあいに思いますので、この後ですね、先ほど申し上げた体験センター、ハタハタ館も含めてですね、観光事業と一体化したような形で検討会を是非やっていただければというようなことをご要望申し上げながら質問を終わらせていただきます。

○議長（芦崎達美君） 答弁よろしいですね。

○7番（皆川鉄也君） はい。

○議長（芦崎達美君） これで7番議員の一般質問を終了します。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 今日の一般質問最後となりました。今しばらくお付き合いをお願いいたします。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

はじめに、林業振興についてお尋ねいたします。

我が国の林業は、戦後の復興に向けた需要に追いつかず木材が不足し、高騰を続けておりました。このため国では、造林を急速に行うために拡大造林政策に着手をいたしました。結果、全国的な造林ブームとなり、わずか15年、20年の間に、現在の人口林1,000

万haのうち約400万haが造成されたそうであります。しかしながら、燃料革命と同時に段階的に木材の輸入が自由化となり、その後の林業事情は皆様ご承知のとおりであります。

今回私は、旧八森町において制定されました分収造林条例に基づきまして質問をいたします。

この条例が制定されると、昭和20年、40年代において一切に分収造林が行われました。その後50年、60年と経過し、管理実態が危惧される造林地がたくさん見受けられます。その状況をどのように把握しているのか尋ねるものであります。

以前一度、造林契約者に聞き取り等を行ったことがあると記憶しておりますが、その結果は知るよしもありません。この条例は、契約期間が80年を超えることができません。80年というと、2代、3代にわたって引き継ぐこととなります。管理不可能な契約者に対しては、契約者の意思を尊重した上での解除を含めた対応もしてもいい時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。国では、手入れが行き届かなかった森林の整備費を賄う森林環境税の導入に向けた検討が、今年本格的にするとあります。もしも新税が導入されるとなれば、それに対応しての町内の森林環境の整備も必要と考えることから、分収林問題は今こそ取りかかるべきと思いますが、町長のお考えを尋ねるものであります。

次に、津波の避難対策についてお尋ねいたします。

津波避難といえば高台へ、これは鉄則であります。高層ビルや高台が少ない地域では、人工の高台として国が推奨し、沿岸部の自治体で設置が進められている避難タワーがあります。当町の比較的海抜の低い地域に浜田、東八森地区がありますが、この地域に関しては以前に同僚議員が何回か質問をした経緯があります。あくまで高台の段丘まで避難するのが最良の策だと思いますが、時間を要するのが課題であります。私は、避難タワーのような建造物ではなく、あくまで安全な高台を目指す避難経路を明確にし、その途中に補完的に盛土による避難公園を設置する。もちろん土地、あるいは土砂等々諸課題があることは十分承知の上で、後々の管理と景観を含めて一つの手段となり得ると思うのですが、町長の考えを尋ねるものであります。

次に、下水道事業についてお尋ねいたします。

このたび簡易水道、下水道事業の経営戦略が示されました。中長期にわたる計画ではありますが、人口減少が続く中で時宜を得た戦略であると評価するところであります。

下水道事業の経営戦略で、合理化による経費縮減、そして使用料収入の確保を経営の基本方針とするとあります。最終的に全ての事業を終末処理場一本化にもっていくということ、正に合理化ではありますが、使用料収入の確保については、その前提に下水道加入率の低さという課題があるのではないのでしょうか。全ての下水道整備は終了しております。当初の加入率の低さを改善するため、どのような行動をとっているのか尋ねるものであります。

次に、一般質問でたびたび定住対策、人口減対策、質問されておりますが、重複しますけれども私なりに質問をいたします。

子育て世帯向け住宅についてお尋ねします。

かねてより町営住宅の高家賃の問題を課題として持っておりました。その課題解消に向けて一步踏み出したことは評価をするところでございます。このたび一戸建ての住宅5戸を補助をもって民間に発注するということではありますが、どういうところからの発想なのかお尋ねいたします。

以上、よろしく答弁の方お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 菊地薫議員のご質問にお答えをいたします。

最初に林業振興についてであります。

町における分収造林制度は、旧八森町で昭和36年の契約から始まり、現在、町で把握している契約件数は3,520件、総面積は1,732haとなっております。山林管理については、造林契約者が自ら行う場合や、森林組合に委託して森林経営計画制度と造林補助金制度等を活用して維持管理を行っているものと考えていますが、全ての契約件数を把握できるまでには至っていないのが現状となっております。

分収林契約の最長期間は制度発足時は50年で始まっていますが、平成15年3月に旧八森町で80年に延長する条例改正が行われ、合併時に引き継がれております。したがって、現在の条例においては「分収造林契約の存続期間は80年を超えることができない」とされており、制度初期に契約を交わした案件でも、80年満期を迎えるまではまだ20年以上の期間が残っております。

これまでも分収造林の契約内容や変更、場所の確認等の届け出や相談があった際は、現在の森林に関する諸制度を踏まえた対応に努めていますが、長年にわたって材の価格

低迷が続いていることから、契約地の維持管理等がおろそかになっている箇所が相当数あるのではないかと考えております。

菊地議員からもご指摘のとおり、引き続き森林管理と今後の対応を適切に行っていくためにも、契約者やその相続に当たる方々に聞き取りやアンケートの実施なども検討しながら、現在の分収造林地をどのようにしていくのか、造林者の意向を把握しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、津波避難対策についてであります。東日本大震災後の本町の津波避難対策としては、津波ハザードマップの作成と全戸配布、避難路の新設、避難路や標高を示す看板の設置、避難所用自家発電設備の整備などを行っており、浜田地区については、平成26年度と平成27年度の2か年事業で避難路新設工事も行っております。また、浜田地区や東八森地区など海岸部の自治会においては、毎年5月に開催しております「町総合防災訓練」において、各自治会独自の津波避難訓練も実施していただいております。

盛土式避難公園設置の可能性についてであります。全国各地で見られる「築山」や「命山」は、古くから津波の避難対策として設けられた人工高台であり、標高の低い海岸部に盛土をして避難場所を設ける考えは古くからあったようであります。また、東日本大震災で大津波により甚大な被害を受けた太平洋側の海岸部では、津波対策として大規模な盛土工事が行われておりますが、この東日本大震災を契機に、盛土式避難公園など、築山、命山を整備計画する自治体も増えつつあります。

本町では盛土式避難公園について地域からの要望はありませんが、津波避難対策の有効な手段の一つとして、今後、防災関係者や地域住民などと検討してみる価値はあるものと考えております。

次に、「下水道事業について」お答えをいたします。

まずはじめに、下水道の普及率と接続率についてご説明いたします。

町全体の人口に対し、下水道が整備された区域内の人口割合を「下水道普及率」と言います。また、下水道が整備された区域内人口のうち、下水道を使用している人口の割合を「接続率」としております。

本町の平成27年度末における下水道普及率は97.3%で、ほぼ全町で下水道への接続が可能となっており、下水道を使用している割合を示す接続率は63.1%であります。処理区別の接続率については、公共下水道事業の八森処理区が68.3%、沢目処理区が61.3%、農業集落排水事業の石川地区が62.7%、岩子・大久保岱地区が64%、埴地区が40.6%、

漁業集落排水事業の岩館地区は61%であります。その他、下水道整備区域外における合併処理浄化槽の接続率は22.9%です。過去5年間の下水道加入件数は196件あり、年平均では約40件で推移しています。

下水道に加入していない方々の多くは一人暮らしや高齢者世帯で、今住まわれている住環境に特段不便や不都合を感じておらず、あえて費用負担してまで下水道加入する必要はないと考えているようであります。また、低所得層や収入が不安定な世帯では、できれば水洗化を図りたいと思うものの、経済的に厳しいため半ばあきらめている方もおりますし、トイレや水廻りが老朽化して修繕が必要となった際に検討するなど、当面は接続する意思がない方もいます。一方、下水道事業そのものに理解を示していない方も少なくありません。このように様々な事情や理由により下水道への接続が行われず、加入率が伸び悩みをしている状況であります。

水洗化による快適な生活環境の構築はもとより、自然豊かな我が町において自然環境を保全することは大変重要なことであり、下水道事業によってもたらされる公共用水域の水質保全は、その大きな役割を担っているものと認識しております。

近年、下水道加入いただいた世帯の多くは、八峰町住宅リフォーム支援事業を活用して排水設備工事を行っております。引き続き、この住宅リフォーム支援事業をてこととして、町内の給排水設備事業者や八峰町住宅リフォーム支援事業認定工事店の皆様に下水道加入者の掘り起こしを働きかけ、接続率の向上に繋げてまいりたいと考えております。

なお、下水道加入につきましては、議員の皆様にも幅広い呼びかけをお願い申し上げます。

次に、「定住対策について」お答えをいたします。

嶋津議員の質問の際にもお答えしましたが、「子育て世帯向け民間賃貸住宅建設支援事業」については、人口減少に歯止めをかけるため、また、地元定着を希望する若年層の町外流失を防ぐことを目的に、若者及び子育て向けの賃貸住宅の整備計画を「第2次八峰町総合振興計画前期基本計画」及び「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げております。町では、公共施設等総合管理計画個別計画において、今後も公営住宅93戸の維持管理をしていくこととしているものの、将来的な町財政状況を考慮すると、財源もない中で新たに公営住宅を整備していくことは非常に厳しい状況にあります。

「町の少子化人口減少会議からの提言」でも、「若者用定住賃貸住宅を町営住宅として整備した場合、維持費がかかるので、あくまでも民間企業に建設費の一部助成して建

てもらおう」という提案をいただいております。また、予算編成段階では空きがなかった民間賃貸集合住宅の空き室が複数あったことから、民業圧迫に繋がる若者向けの賃貸住宅整備ではなく、子育て向けの賃貸住宅の整備を優先したところであります。

このことから、人口減少に歯止めをかけようとする町の施策に賛同していただける民間建設業者等の力を借りて、町内の賃貸住宅事情の改善を図ることを目的とする補助要綱を策定し、平成29年度当初予算に関連予算を計上したところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 9番議員、再質問はありますか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 分収林の問題につきましては、私も一つの契約者でございます、私は相続の際にはちゃんと契約はいたしております。相続変更をしております。ところがですね今後さらにまた、実際にそれを把握しにくくなっていくと思うんですよ、町自体が、さらにですね。そういうことから、やはり今から、先ほど町長の答弁でそのものをやっていくということですので、是非ともですね、それはやはり、まあもちろん森林組合のそういう団体もお借りしましてですね、進めていただきたい。国から予算もこれから何か出そうな形ですのでね。これは町有林にしてしまえば、いかようにも町の判断でできるわけですよ。この契約の解除と私申し上げましたが、実は自分の山がどこにあるかも分からない。あるいは自分のその山見たところで全く手入れがしてない。現状では全く価値がないというその状況の山も多々あるわけですよ。ですからね、その山は もちろんそれを植栽するには多大なその労力、難儀しました。それも分かります。そういうものをそういう契約者と協議の上で、それも解消を図っていく、そういうものも必要じゃないかなと私は思うんですが、あくまで契約は契約ですから、その解除という考え方は、そこまでまだ考えられないのでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

この森林をめぐる世の中の状況が、さっき議員がおっしゃったように非常に変化をしたという現状の中でこういう状況に追い込まれているっていうことは事実であります。で、条例の中でも契約解除についてはこれこれこれこれってこうありますので、全く手入れしていない状態の中では一つの要件にはなっていくと思いますけども、ただ議員もさっきおっしゃったように、いきなり解除ではこれは済まない問題だろうと思いますので、やっぱりある程度、今ある権利者と何らかの形で合意できるような状態を求めている

かなければならないんじゃないかなと思ってます。で、今、町の方でもいろいろ死亡とか相続しなきゃならない状態の人が来れば、その手続に来た時点でいろいろ変更の、こういうものもありますよという手続のするように窓口の方で勧奨をしながら進めてはいるんですけども、100%それ出してくれるわけではありませんので、なかなか難しいわけですけども、いずれにしても先ほど申し上げた3,000何件の台帳に記されたものはきちつとありますので、それをもとにしながら我々としてもそういった今の現状なり、あるいはまた権利者の意向なりですね、そういうものをできる限り把握しながら、この後の対策にこう進んでまいりたいなというふうに今考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○9番（菊地 薫君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 次に、2問目の津波避難対策について再質問ありませんか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 町長の答弁で、東日本大震災以降にそういうその盛土による避難地というのを確保、それで進んでるということですので、まあそれ、先ほどの答弁ではこれをまたこれなりに来年示しながら検討を仰いでいくということでしたので、そのような方向で進んでいただきたいなと、こう思います。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） 3問目、下水道事業についての再質問ありませんか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 下水道事業がそれこそ全町でやられておる当時はですね、やはり下水道が自分で前を掘っていく、事業をやっていくという中では、やはりそれぞれの町民の意識も、繋いだ後、いつやねばねえがなとか、おれっけやれるがなって、そういう話も聞かれたわけですよ。ところがもう完全に工事が終了したというところになればですね、全くその実態も話題にも出てこない。だからそれを把握して、こちらからやっぱり働きかけるしかないんですよ。当然、枡を入れただけで分担金が発生しております。そちらのその納入も済んでる方もあると思うんですよ。だからそういうことを含めてですね、いろんな事業を使いながらやっているとはいいますが、例えば広報等とかそういう活字がちょっと見えないような気がしてるんですね。やはりもうちょっと、常に下水道に対する接続、まあ下水道法では3年以内に接続云々っていつてますが、これは足をかけてまでですね高額なものをやることはできません。そういう観点から地道に常にこう何らかの機会に広報な常に書いてやるとかしないと、全くもう新たにやろうという意

識は一つも生まれてきませんよ。そういう意味で、そういう部分についての積極的なね、そういう行動を起こしてほしい。いかがでしょうか、町長。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほどの答弁で、下水道を繋がないいろんな原因考えられることは、今のやっぱり高齢化時代の中で高齢者方があえて今負担してまでもという、なかなかそういうなりきれない今の状況にあると。で、非常に完成から時間も経過してることで、そういう面での関心度の薄さも確かにあると思います。そういう意味では、こちらからの働きかけというのが非常に大事になってくると思いますので、見たところちょっと弱いんじゃないかというご指摘でございますので、我々もいろんな手段を使いながら、それからまた、先ほど申し上げたようにいろいろ工事業者とかですね、にもお願いをしながら、特に今、住宅リフォーム事業で新年度からまた下水道やった場合の一つのプラス要素として新しい制度も設けましたので、これらを十分周知をしながら、できるだけ加入率の拡大に向かって我々も一生懸命頑張ったいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○9番（菊地 薫君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 4問目の定住対策についての再質問ありませんか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 重複した質問になったわけでありましてけれども、この一つの自治体が歴史の中でですね、例えば東日本大震災のような大規模な災害とか、あるいは再建団体に陥るとかですね、そういうそれこそ町の自治体の存続が危ぶまれるようなそういう事態ってそうそうないと思うんです。ところが今、この人口減少問題というのは、正にそれを喫緊の課題として目の前にあるわけですよ。ですからですね、その部分、まあ人口減少という課題・問題いろいろ聞いてますが、改めて町長の認識を今ここでひとつお示しただけだと、こう思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

人口減少のそもそもの始まったのは昭和30年代から始まっていますので、課題としてはもうその時点から出されていったけれども、これまでの深刻な事態になって初めて重要な問題と捉えられるようになったということでもあります。で、やっぱり日本、根本的には日本のそういった社会構造、これが変えられない限り、今もっても東京に人が集中してるという状況が続いておりますので、基本的には非常にこれ難しい問題だと思いま

す。しかし、やっぱり人口というのは各自治体を構成する大きな要素の一つでありますので、これが少なくなっていくということは様々な面で活力が失われていくもとはなりませんので、どうしてこれに少しでも歯止めをかけていくのかというのが今の当面の課題ではないかなというふうに捉えています。だから、今一つの政策でこれが根本的に変えられるというような状態のものではないけれども、やっぱり最大限できるものをいろいろ合わせ技を使いながらこれを阻止していくというようなことで頑張っていく以外、今はないんじゃないかなと、こういうふうには認識をしています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 今回のこの住宅の子育て世帯向けの住宅5棟でありますけれども、その従来入っている高家賃を払っている方々が受け皿としてそういうものをつくればいいんだという目的、それは確かに私も、あっ、そういう意味だったのかと。逆に言えば、集合住宅的なつくり方をなぜしないのかということのを思ったわけでございます。この住宅について単純な質問ですが、少なくとも1棟に2,000万円、3,000万円って私はかかると思います。その予算が5棟、それは民間でやるとなれば、なかなかその民間中でも確かにアンケートを取ってやると言いますが、なかなかそれを町の意に沿うような方向でもっていけるのかどうかという、そういう不安も私すごくあります。位置的な問題から何から。外構工事もあるでしょう。だからその請負業者が果たしているのかどうかというものがあるのとですね、300万円は補助したとはいえ、低家賃にそれが設定できるのかというそういう疑問がそこにあるんですがいかがでしょうか、再度答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

この事業に取り組む前のアンケートというのは、取り組む業者、これにもアンケートを取っています。その結果、こういうものを進めてみたいという業者がいるということもあります。それから、ただこれを我々は最初、嶋津議員にもお答えしましたが、公営住宅として町で全部金かけてやるというような方式から、やっぱり民間の力を借りて民間の技術・能力を生かしながらその仕事をやって、なおかつ後からまたそれを経営してもらおうというような状況の方がいいという判断に立って、それに見合うだけの補助をしながらそれを進めた方がいいんじゃないかということでやっています。したがって、民間にお任せするわけですから、町の方でこれ以上の家賃取ってはいけないとかってい

う制限を逆に町でかけれるような状況にはありませんので、それはおのずと今の市場価格とか、あるいはその需要を取り込んでいく業者の判断で、おのずから決まってくるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 町で直営にすれば民間にその負担を何といいますか、アパート経営者といいますか、そういう民間の方々が圧迫されるということを先ほど町長は申されました。

○町長（加藤和夫君） ニュアンスちょっと違う。

○9番（菊地 薫君） まあちょっと変えます。

町ではこの人口減、まあ定住対策、人口減対策として給食費やら保育料、あるいは医療費等々ね、意外と先駆けてどこよりもやってきた、そういう経緯があると思ってます。ところが今なれば、やはり同じように他の町村もやろうとしている、またこれからやったところもある。そういうこと見ればですね、同じような状況で横並びになってると思うんですよ。じゃあ、その中で町に人を入り込むというのは果たして何ができるだろうかとなった時に、やはり今以上の大胆な、町長の好きな、よそにもないようなもの、やっぱりやらなきゃ駄目なんです。だから次の段階に、民間に負担をかけると言いますけれども、民間というのは、例えば住宅ね、集合住宅ね、そういうものを町で建てるということが、例えば後々の維持管理含めて、民間から意見があった、答申があったと言いますけれども、それはそれとして、じゃあ何も箱物建てれば駄目だということになるんですよ。必要なものはやはり私は手を挙げてやっていくべきだ、こう思うんです。民間の育成も考えて、まあやっておられると言うんでしょうけれども、私はそれはもちろん大事ですよ。でもそれを超えて、やはり先に先手を打ってやっていく、私はそれが市政が今求められるものかなと、こう思ってますがいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

これまでは公営住宅も全て町が主導して、町がつくって入れて管理をして補修をして、ずっとこうやってきましたけれども、ただやっぱり民間の力を借りてやれるものについては、やっぱり積極的にそういう力を借りるべきだと、これからはそう思います。だからこれが一つのテストケースにもなると思いますけれども、現状まずそういう力を借りてやることによって、町はまたそれ以外の、さっきおっしゃったような子育て支援とか様々

な形でカバーできるものは今用意してあるわけでありますので、そういうものでは応援しながら、なおかつこの今の住宅建てる問題については民間の力を借りながらやっていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 町長の考えはよく分かりました。私としてもですね、まあ平成29年度の予算含めて全てそれを認定する方向になっていくわけでありますから、そういう意味では何もその町の決まった事業に対してはほとんど協力していく立場にあらうと、こう思っております。是非とも八峰町、それこそこれから将来にかけて存続していくためにもですね、行政一体となって、また住民一体となって進んでいきたいと、こう自分ながらも確信しながら、答弁はいりませんが、これで質問を終わります。

○議長（芦崎達美君） これで9番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は17日午前10時を予定していますので、ご参集願います。

これにて散会します。本日はご苦勞様でした。

午後 3時14分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 _____ 芦 崎 達 美 _____

同 署名議員 11番 _____ 門 脇 直 樹 _____

同 署名議員 1番 _____ 鈴 木 一 彦 _____

同 署名議員 2番 _____ 笠 原 吉 範 _____

平成29年3月17日（金曜日）

議事日程第3号

平成29年3月17日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第26号 平成29年度八峰町一般会計予算
- 第3 議案第27号 平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第4 議案第28号 平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第5 議案第29号 平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第6 議案第30号 平成29年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第7 議案第31号 平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第8 議案第32号 平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第9 議案第33号 平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議案第34号 平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第11 議案第35号 平成29年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第12 議案第36号 平成29年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第13 議案第37号 工事請負変更契約の締結について
- 第14 議案第38号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第15 陳情第1号 地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第16 発議第1号 地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 第17 陳情第2号 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情
- 第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第19 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高

7番 皆川 鉄也 8番 嶋津 宣美 9番 菊地 薫
10番 山本 優人 11番 門脇 直樹 12番 芦崎 達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤 和夫	副町長	伊藤 進
教育長	千葉 良一	総務課長	須藤 徳雄
会計課長	吉田 一夫	企画財政課長	鈴木 正志
福祉保健課長	大高 伸一	教育次長	金田 千秋
産業振興課長	米森 伴宗	農林振興課長	佐々木 喜兵衛
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	日沼 正明	生涯学習課長	工藤 金悦
学校給食センター所長	大高 利美	あきた白神体験センター所長	佐藤 博孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田 吉孝	書記	吉元 和歌子
--------	-------	----	--------

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番水木壽保君、4番須藤正人君、5番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、議案第26号、平成29年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案について菊地予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） おはようございます。

ご報告いたします。

3月3日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第26号、

平成29年度八峰町一般会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本予算については、3月7日・8日の予算特別委員会分科会並びに13日・14日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、予算特別委員会の付帯意見については、後ほど文書にて提出いたします。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。お諮りします。本案について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第3、議案第27号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第4、議案第28号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第5、議案第29号、平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第30号、平成29年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第7、議案第31号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第8、議案第32号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第9、議案第33号、平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第10、議案第34号、平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第11、議案第35号、平成29年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第12、議案第36号、平成29年度八峰町営診療所特別会計予算の10議案については、会議規則第26条の規定により一括議題とします。

本案について菊地予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月3日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第27号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第28号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第29号、平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会

計予算、議案第30号、平成29年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第31号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、議案第32号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第33号、平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第34号、平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第35号、平成29年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第36号、平成29年度八峰町営診療所特別会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

これら10件の特別会計予算については、3月7日から8日の予算特別委員会分科会並びに13日・14日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） 本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第27号から議案第36号までの10議案を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。お諮りします。本案について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第36号までの10議案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第37号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第37号、工事請負変更契約の締結についてをご説明いたします。

平成28年8月30日に指名競争入札に付した、いさりび新源泉掘削工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の目的 いさりび新源泉掘削工事

契約金額 変更前 9,828万円

変更後 9,584万4,600円

契約の相手方 秋田県秋田市南通築地4番21号

千秋ボーリング株式会社

代表取締役 泉 部 洋

支出科目 平成28年度 八峰町一般会計

7款 商工費

1項 商工費

7目 温泉管理費

平成29年3月3日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第38号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第38号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明をいたします。

八峰町教育委員会の委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住 所 八峰町八森字八森199番地

氏 名 金 田 漸（昭和44年6月4日生）

本日提出であります。

提案理由でございますが、八峰町教育委員会委員の佐藤勇一氏が平成29年5月16日で任期満了となることから、新たに金田 漸氏を八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

金田 漸さんは、現日本郵便株式会社に昭和63年に入社し、平成23年7月から東八森郵便局長として勤務しております。高校生を持つ保護者であり、温厚でまじめな人柄であります。地域の状況も理解され、十分職責を果たしてくれる方でありますので、ご同意くださるようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
討論を省略します。

これより議案第38号を採決します。お諮りします。この採決は無記名投票で行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は、議長を含めて12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、8番嶋津宣美君、9番菊地 薫君、10番山本優人君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（芦崎達美君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

.....
午前10時15分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

○議長（芦崎達美君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

（投 票）

○議長（芦崎達美君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（芦崎達美君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ。

賛成11、反対ゼロ。以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第38号は原案に同意することに決定しました。

議場を開鎖いたします。

（議場開鎖）

○議長（芦崎達美君） 日程第15、陳情第1号、地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情を議題とします。

本件については、3月3日、委員会付託となっていましたので、審査の結果について総務民生常任委員長より報告を求めます。菊地総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月3日の本会議にて総務民生常任委員会へ付託となっております、地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情について、3月8日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、地域別の賃金格差の是正は地域経済の向上に資すること等を踏まえ、これまでも同様の陳情を受けてきたことから、この陳情については採択と決定いたしました。

○議長（芦崎達美君） 委員長は、しばしばお待ちください。

これより陳情第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 大都市と地方とでは、いろんな意味で条件がいっぱい違います。人口密度も違います。この地方では小さな零細な事業所がたくさんあります。一生懸命頑張っている事業所がたくさんある中で、それでもどんどんその事業所が減少していつて。そこで、大都市と地方とが同じ賃金、一律にするということになれば、やはり零細事業所はどうしても立ち行かなくなる、そういうことも考えられます。事業所が減ると雇用もなくなります。また、今現在3人で頑張っている事業所が、賃金上がることによって2人に減らす。その2人になることによって、その労働がまたきつくなる、そして雇用もまた1人減っていくというような悪循環が、これからこういう田舎では起きてくるのではないかというふうに思います。そういうことを考えた場合に、果たして、極端に言うと東京と秋田、同じ最低賃金で成り立っていくのか。非常に心配であります。

今まで山本議員と私が、この陳情には反対してきました。そういうことを考えながら、今まで賛成してきた議員もよく考えていただいて、この陳情の奥深いところをですね酌んでいただいて反対していただければというふうに思うわけであります。私は本陳情に反対をいたしますが、委員長、こういう議論ならなかったものですか、お聞きします。

○議長（芦崎達美君） 委員長より答弁をお願いします。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） お答えいたします。

今回のみならず、前回もその前もこのような内容は重々議論はしました。がしかし、この点についても格差の一つであろうなど。全てがこれだけではございません。個人的には、私は委員長ですので採決に加わっておりませんが、私は反対でございます。しかし、委員皆様全会一致で採択しようとして、そういう運びになりましたので、私の今の報告でございます。舌足らずで申し訳ございませんが、いかがでしょうか。

○4番（須藤正人君） 分かりました。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長、お席にお戻りください。

これより陳情第1号について討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 反対の立場で討論に参加します。

まず一つは、賃金というものは国の指導でですね決めるべきものではないというふうに思います。これは、一つは労働の対価というのは需要と供給のバランスによって賃金を支払うべきものであるなというふうに考えるわけです。最近、人手不足ということで八峰町でもですね人の確保というのは、特に農業や漁業、林業分野で非常に不足しているというふうな状況にあっているわけです。必然的に労働力を確保するようになれば、賃金は否が応でも上がっていくわけです。そういう需要に期待して賃金というものは企業側が上げていくものだと思うわけで、それが国が指導するということが私は不自然だなというふうに思うわけです。

もう一つ、当町の例をとりますと、農産物、水産物はほとんどが都会に販売されるものであります。その販売価格においてはですね、東京で勝負することになると、地方から行く魚若しくは農産物、それは運賃が当然かかるわけです。運賃と人件費を合わせたものが販売の価格になるわけですが、東京に近いところからは運賃が非常に安い、秋田は非常に遠いと。その競争の中でですね同一賃金になったらですね、運賃分が遠い秋田県は非常に高い生産野菜になってしまう。それでは競争が、はなっから競争で負けていくわけです。ということは、運賃と人件費を足してやっとならぬ関東の野菜と競争ができるような体制になっているということ認識しなければならないわけです。それで、やっとならぬ対等の販売競争ができるような状況になると。そういうふうな観点から考えるとですね、地方の人件費が安いというのは必然的なものであってですね、そういうふうなことから、今、全国一律に田舎も都会も同じ値段に人件費を上げてしまうとですね、田舎から東京には生産物を送れないような状況、そういうふうなことが一番危惧するものであります。そうすると、農業や漁業の地方の衰退は、はっきりしてくるということになるというふうに考えます。そういうことから、私は全国一律の最低賃金というものについての陳情については、反対いたします。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 私は別の角度から、この陳情に賛成をいたしました。

地方と都市部との賃金格差があることによって、地方から都市部への人口の流出がとまらないと、こういう一面があるんだろうと思います。今、地方ではどんどん人口減少で、非常にどこの自治体も苦しんでおります。こういう地方から都市部への人口の流出というのは、やはり賃金の格差っていうものがかなりのウエイトを占めていることだと思います。そういう意味で、私はこの陳情案に賛成したものであります。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は採択とすることに決定しました。

日程第16、発議第2号 地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、発議第2号をご覧ください。

発議第2号

平成29年3月17日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	菊地 薫
賛成者	同上	皆川 鉄也
〃	〃	腰山 良悦
〃	〃	柴田 正高
〃	〃	嶋津 宣美

地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、
中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出の理由でございます。陳情第1号、地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） この意見書提出については、反対いたします。

先ほど山本議員が最低賃金制度に対する異論を述べておりました。私は全く、それとはまた異なる考え方であります。

ただ、柴田議員の、地方と大都市との賃金の格差、それによって若者が大都市に流れていくというような意見を述べておりました。人口が減少して、どんどん田舎の中小企業が減少していく。そして、その若者の選択肢が減る。この最低賃金が全国一律になることによってですね、その企業の減少がまたどんどん進んでいく、そういうような気がいたします。私は地方と大都市の賃金の格差があって、私は当然であろうというふうに考えております。よって、この意見書提出については反対をいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 地方と都会の賃金を同じくしたいということは理想であります。現実には同じ賃金になるはずはありません。田舎の賃金が1,000円になれば、都会の賃金は2,000円になるはず。そんだけ人が今も不足している。まして今は高校、大学というふうな学歴を持つような子どもが多い中で、どうしてもその学歴を生かしたいというふうなことになる。そうすれば、都会では人が集まらないということになれば、当然賃金を上げていくわけです。いただきでございます。全国一律、同一の賃金ということはありません。私は考えますので、この意見書については反対いたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私は、本案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

今、それぞれ反対をされる議員さん方から理由が述べられましたが、私もまた違う立場で考えたいなというぐあいに思って討論に参加をいたしました。いわゆる今、山本議員がおっしゃったように、なかなか都会と地方の賃金格差を一挙に同一にするということは大変至難を要するだろうということは、十分認識をいたしておるつもりであります。

しかし今、自治体を見る限りでは、やはり柴田議員がおっしゃったように、都会の方に人口流出が激しく動いているわけでありますから、やはりそういった意味で地域経済を活性化しながら、あるいは刺激をしてですね、最低賃金の底上げを図っていくということは、地方にとっては極めて有効な手立だというぐあいに私は考えております。そのようなことから、本案には賛成をいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 私は反対の立場で討論をさせていただきます。

私事ではありますが、私が営んでいる果樹園でもパートの方を雇って仕事してもらっております。これがですね都会と同じ値段を払えということになるとですね、今2人頼んでるものを1人に減らす。で、なおかつ長時間の過酷な労働になる。もうこれが現実であります。都会に流出する若者をですね、その賃金格差だけで是正できるとは到底思えません。ますます企業は減り、ますます若者が働く場がなくなるのではないかと考えられます。よって、私はこの意見書の提出に反対するものであります。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 私は、この陳情に対してですね賛成の立場で討論に参加したいと思えます。

出てる裏面のとこの4項目ほど書いてますけども、表題では全国一律ということですが、本文の方に入っていきますとですね、1番の中に生計費原則に基づき、地域別最低賃金を大幅に引き上げることと、かなり緩和したような書き方になってます。それから2つ目が、全国一律最低賃金制度を展望し、その後です、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。3つ目の中で私はちょっと気に入ったなと思うのは、中小企業の負担を低減するための支援策を拡充すること。これら3つについては、やはり今の日本の中で大事な話であるしですね、労働者としてはこれは必要なことかと思えます。そういうことで、それで日本の今の過疎過密が解消されるとは思いませんけども、気持ちとしては酌めるかなと思えます。そういうことで賛成したいと思えます。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 賛成の立場で討論いたします。

今、地方では倒産による企業の事業停止よりも、後継者難、また、働く人が高齢化して若い人が事業所に入ってこないという形の事業停止が、非常に倒産件数の倍以上にもなっております。これはどういうことかという、やはり賃金の格差、それも一因だろ

うと思います。地方からどんどんどんどん事業所が少なくなっていく、こういう点を私は非常に憂慮しております。以上のような観点から、やはりこの陳情には賛成ということでございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。5番 腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 私は賛成の立場で参加します。

私も零細、零細って商売をやっておるわけなんですけど、確かに賃金を上げるということとはなかなか厳しいと思いますが、そのことによって地域住民の所得が上がれば、やっぱりそれが需要にも繋がっていくと思いますので、町の活性化にも繋がるといいますので、そういうことで賛成いたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第2号採決します。この採決は起立で行います。本案について賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第17、陳情第2号、共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情を議題とします。

本件については、3月3日、委員会付託となっていましたので、審査の結果について総務民生常任委員会委員長より報告求めます。菊地総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月3日の本会議にて総務民生常任委員会へ付託となっておりました、共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情について、3月8日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、国際的にテロ等の犯罪が増える中、我が国においてもそれを防止することが重要であるとの意見と、継続審議とする意見がありました。

採決の結果、反対多数で、この陳情については不採択と決定いたしました。

○議長（芦崎達美君） これより陳情第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより陳情第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は不採択です。陳情第2号、共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)法案の国会提出に反対する陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(芦崎達美君) 起立少数です。したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第19、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年29年3月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前 10 時 45 分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 3番 水木壽保

同署名議員 4番 須藤正人

同署名議員 5番 腰山良悦